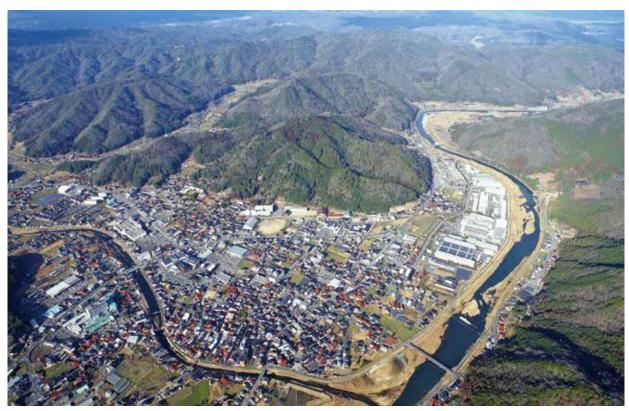
史跡毛利氏城跡(郡山城跡) 保存活用計画

介和三年三月

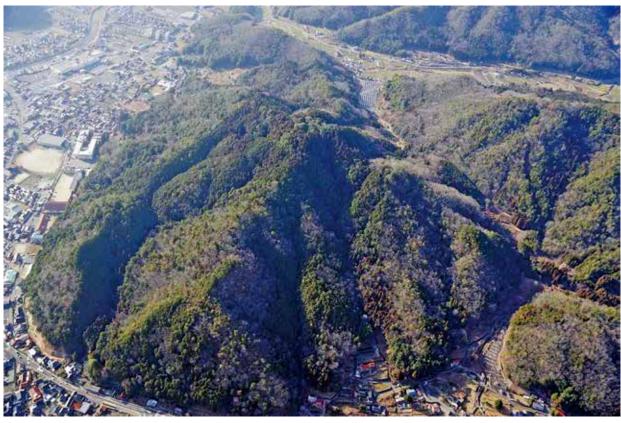
安芸高田市教育委員会

令和3年(2021)3月

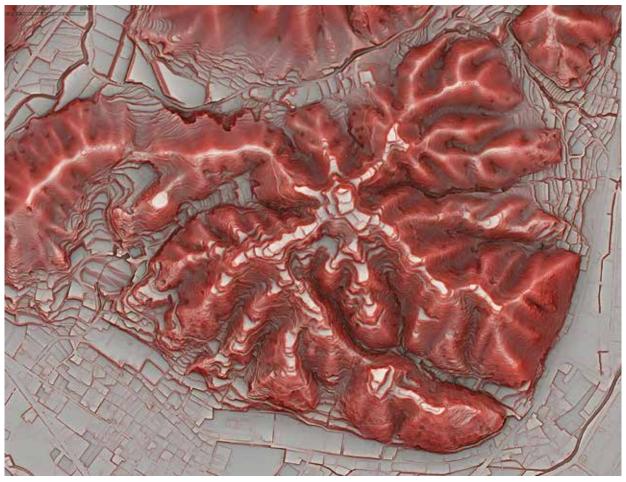
安芸高田市教育委員会



郡山城跡全景と市街地



東側上空から見た郡山城跡



郡山城跡赤色立体地図



郡山城跡赤色立体地図鳥瞰図(東側より)

毛利氏の本拠城である郡山城跡は、これまで良好に保存されてきたため、城の発展段階や営みが 遺構、遺物及び資料でたどれる山城跡として稀有な存在です。

この郡山城跡を後世に残すべく,昭和63年(1988)3月に合併前の吉田町教育委員会が「史跡毛利氏城跡(郡山城跡・多治比猿掛城跡)保存管理計画策定報告書」を策定し、30年以上経過しました。この間、安芸高田市のみならず、全国的に文化財を取り巻く環境が目まぐるしく変化していますが、文化財は豊かな日本文化の基盤であり、その存在意義を後世に確実に継承しなければなりません。

平成29年(2017)12月8日、文化審議会の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」第一次答申では、社会状況の変化等による、文化財の滅失や散逸等が深刻、緊急の課題であること、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的にその保存・活用に取り組むことの重要性や次世代への継承、まちづくりや地域の活性化などに生かしていくことの必要性などが指摘されました。これを踏まえ、平成31年(2019)4月1日「文化財保護法及び地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

郡山城跡においても、樹木の成長や獣被害等による遺構のき損や、頻度を増す豪雨や土砂の流出等、新たな保存上の問題点・課題があるとともに、教育・文化面はもとより観光・交流や地域の活性化を含め、より一層の活用が求められています。

安芸高田市では、厳しい財政運営が続く中ですが、市の宝である郡山城跡を保存するとともに今まで以上に活用を図り、次世代へ継承していくため保存管理計画を見直し、新たな検討を行うこととし、この度令和元年度(2019)、同2年度(2020)の2ヶ年で、8名の委員で構成する「史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会」を設置し、関係者、関係諸機関の指導を得ながら、「史跡毛利氏城跡(郡山城跡)保存活用計画 | を策定しました。

本書は、「毛利氏の歴史文化を今に伝える郡山城跡の価値と特色を市民・地域の支えで永く守り、活かす」という基本理念に基づき、史跡に関する適切で効果的な保存活用を推進するための計画です。多くの皆様が貴重な郡山城跡に触れ、地域の歴史を感じていただき、さらには市の宝を次世代へ継承するための一助となれば幸いです。

最後にこの計画策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、適宜御指導をいただきました文化庁、広島県教育委員会、学識経験者の皆様方、また多大なご理解、ご協力をいただきました地元の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年(2021)3月

安芸高田市教育委員会 教育長 永井 初男

例 言

- 1. 本書は、史跡毛利氏城跡(郡山城跡 多治比猿掛城跡)のうち、郡山城跡(安芸高田市吉田町吉田)の保存活用計画書である。
- 2. 本事業は、安芸高田市教育委員会が国庫補助事業(史跡等保存活用計画策定事業)として、令和元年度(2019)~2年度(2020)の2ヶ年で実施した。
- 3. 本計画策定にあたっては、文化庁、広島県教育委員会の指導助言のもと、安芸高田市教育委員会が設置した「史跡毛利氏城跡(郡山城跡)保存活用計画策定委員会」による協議・検討を経て策定した。
- 4. 本事業の事務局は、安芸高田市教育委員会生涯学習課に置いた。
- 5. 本事業は、計画策定支援業務を株式会社地域計画工房に委託して行った。
- 6. 本事業は、測量調査(航空レーザ測量)事業をアジア航測株式会社に委託した。
- 7. 本書の編集は、同計画策定委員会において協議、検討した内容をもとに、事務局が行った。

序 例言

第1章 言	十画策定の前提	1
第1節	計画策定の沿革と目的	1
1	計画策定の沿革	······1
2	計画策定の目的	······7
第2節	計画の対象とする区域	·····8
第3節	計画期間	10
第4節	委員会の設置・経緯	10
1	委員会の設置	10
2	計画策定の経緯	11
第5節	他の計画との関係	······13
1	上位計画・関連計画と本計画との関係	13
2	上位計画・関連計画の概要	14
第2章 虫	と跡を取り巻く環境――――――――――――――――――――――――――――――――――――	16
第1節	安芸高田市の概況	16
第2節	自然環境	17
1	地形・地質	17
2	気象	19
3	植生	19
第3節	歷史環境	24
1	安芸高田市の歴史概況	·····24
2	安芸高田市の指定・登録文化財	28
第4節	社会環境	32
1	人口	·····32
2	主な社会教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
3	観光·····	·····34
第3章 虫	と跡の概要	36
第1節	指定と追加指定に至る経緯	36
第2節	指定の状況	37
1	指定告示	37
2	指定説明文とその範囲	37
3	史跡毛利氏城跡保存管理計画策定事業以降の調査成果	41
4	指定地の状況	43

第4章	史跡の本質的価値	5 0
第1節	史跡の本質的価値の明示	50
第2節	新たな価値評価と本質的価値に付随する評価の明示	51
第3節	構成要素の特定	·····53
1	構成要素の特定の考え方	53
2	構成要素	·····54
第5章	史跡の現状・課題	 57
第1節	保存(保存管理)	·····57
1	現状	·····57
2	課題	58
第2節	活用	60
1	現状	60
2	課題	·····62
第3節	整備	·····63
1	現状	·····63
2	課題	·····64
第4節	運営・体制の整備	66
1	現状	·····66
2	課題	·····66
第6章	史跡の保存・活用の基本理念と方針―――――	6 7
第1節	史跡の保存・活用の基本理念(目標)	67
第2節	取組の基本方針	68
1	保存(保存管理)の基本方針	68
2	活用の基本方針	68
3	整備の基本方針	69
4	運営・体制の整備の基本方針	70
第7章	史跡の保存(保存管理)	7 1
第1節		
1	ゾーン区分	·····71
2	史跡指定地における文化財の保存(保存管理)の方向性	······73
3	史跡周辺における文化財の保存や景観形成の方向性	·····73
第2節	保存(保存管理)の方法	·····75
1	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準…	·····75
(史跡指定地)	
2	史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査	81
第8章	史跡の活用	
第1節		
第2節	活用の方法	87

第9章	史跡の整備————	89
第1節	i 整備の方向性	89
第2節	う 整備の方法	89
1	主として史跡の保存のための整備	89
2	主として史跡の活用に関わる整備	91
第10章	運営・体制の整備	97
第1節	i 運営・体制の整備の方向性	97
第2節	i 運営・体制の整備の方法	97
第11章	施策の実施計画の策定・実施―――――	100
第1節	i 施策の実施計画の策定	100
第2節	i 施策・事業の実施への対応	104
第12章	経過観察	105
第1節	– ,	
第2節	う 経過観察の方法	106
1	経過観察の基本的な内容と手順	106
2	経過観察の内容	106
資料編—		
	跡測量図(等高線図)	119
	跡測量図(遺構平面図)····································	
	;跡赤色立体地図······	
	·保護法及び関連法令(抜粋)	

第1章 計画策定の前提

第1節 計画策定の沿革と目的

1 計画策定の沿革

郡山城跡は,吉田盆地の北の独立峰を利用した毛利氏の本拠城の跡であり,標高 390 m, 比高約 190 mの山頂に本丸,二の丸,三の丸(郭の名称は 18 世紀以降の地誌に記され た地元の呼称)を構え,四方に延びる尾根には 270 の郭があり,郡山全域を城郭化した 大規模な山城である。

毛利氏は承久3年(1221)の承久の乱の後吉田荘を得,14世紀には吉田荘に入ったとされる。しかし、本拠としての城が確認されるのは享徳2年(1453)の「城誘」の記事以降で、家臣等の在城の記事が散見される。したがって、少なくとも15世紀中頃には郡山南東部に城(本城)が築かれていたと推定され、その後、毛利元就が16世紀中頃に城域を郡山全域に拡大し、さらに、その孫の輝元が改修している。輝元は広島城を築き、天正19年(1591)に移ったことから、およそ150年の間、毛利氏の居城であった。

郡山城跡は、独立峰をなす郡山全域を利用し、大規模で郭の数が極めて多く、それが複雑に構成され、しかも時代的変遷をたどれる特徴があるとともに、毛利氏の城のあり方を示す上で貴重な中世から近世の山城であり、よく保存されている。

郡山城跡は、昭和15年(1940)8月30日に山頂部を中心として、7.5ha(本丸、二の丸、三の丸、厩の壇、釜屋の壇、姫の丸壇、釣井の壇、御蔵屋敷の壇、勢溜の壇、満願寺跡、妙寿寺跡、羽子の丸ほか)が国の史跡に指定された。その後、毛利元就の墓が昭和29年(1954)11月11日に広島県の史跡に指定された。

さらに、昭和63年(1988)2月16日、「毛利氏城跡」として追加指定が行われ、郡山の約半分の43ha(公簿面積:以下同様)が史跡指定地となっている。このとき、郡山城跡の北西約4kmの距離に位置している多治比猿掛城跡(面積18ha)も国の史跡となっている。なお、多治比猿掛城は、元就が大永3年(1523)、27歳で郡山城に移るまで居住した山城であり、比高120mの天険によった要害で、山頂の物見丸、丘陵先端の中心部郭群、中心部郭群から60m下がった斜面中腹の寺屋敷郭群、平野部に半島状に突き出した出丸の4群に分けられる。

こうした史跡を保存・活用していくため、昭和63年(1988)3月に当時の吉田町教育委員会(現・安芸高田市教育委員会)が『史跡毛利氏城跡(郡山城跡・多治比猿掛城跡)保存管理計画策定報告書』を策定している。

この保存管理計画の策定から30年以上が経過している。

この間の経緯の中で、毛利氏城跡の追加指定に先立ち、昭和 61 年 (1986) に史跡指定された山県郡千代田町・豊平町・大朝町にまたがる吉川氏城館跡では、3 町が連携して平成元年 (1989) に史跡吉川氏城館跡保存整備事業を計画、同 2 年 (1990) には広島県と 3 町で事業計画を検討するが、その経緯のなかで吉川氏城館跡に隣接し吉川氏城館跡にかかわりの深い毛利氏城跡のある吉田町もこれに加わり、広島県と 4 町による「中世城館遺跡保存整備基本計画」を策定する。内容は広島県が発掘調査、当該町が発掘調査後の史跡整備と役割分担し、20 年計画で当面 1 町 1 遺跡を対象とした。平成 3 年 (1991)、千代田町の万徳院跡から事業を開始し、吉川元春館跡、小倉山城跡と続き、郡山城跡は平成 13 年 (2001) から事業開始とした。ところが広島県による吉川氏城館跡の発掘調査が一巡した平成 12 年 (2000)、吉田町は広島県が翌 13 年 (2001) から郡山城跡の発掘調査を

実施しても、その後の史跡整備は困難との判断に至り、事業計画の見直しが行われた。 このため、事業継続中の吉川氏城館跡の史跡整備は当該町が継続するが、郡山城跡については事業に着手しないこととなった。以後、「中世城館遺跡保存整備事業」は、中断することになり現在に至っている。

その後郡山城跡では、表 1-1 に示すように、災害や防災事業に伴う発掘調査や試掘調査の実施、自然災害による史跡のき損やその復旧、説明板・誘導標識の設置、登山道の修繕、危険木の伐採を行っているとともに、平成 18 年 (2006) 2 月には日本城郭協会から「日本 100 名城」に選定されている。

また、郡山城跡の状況や取り巻く環境も変化しており、樹木の成長による遺構のき損や景観の変化、眺望の制約、頻度を増す豪雨による土砂の流出、当時の道を利用した登山道・遊歩道の劣化(土砂の流出、階段の段木の破損)、山中における維持管理の問題点・留意点が指摘されている。加えて、山麓部や周辺地域を含めた関係する文化財とのネットワークづくり(関連文化財群)、情報通信技術を活用した情報発信等の新たな課題も生じている。

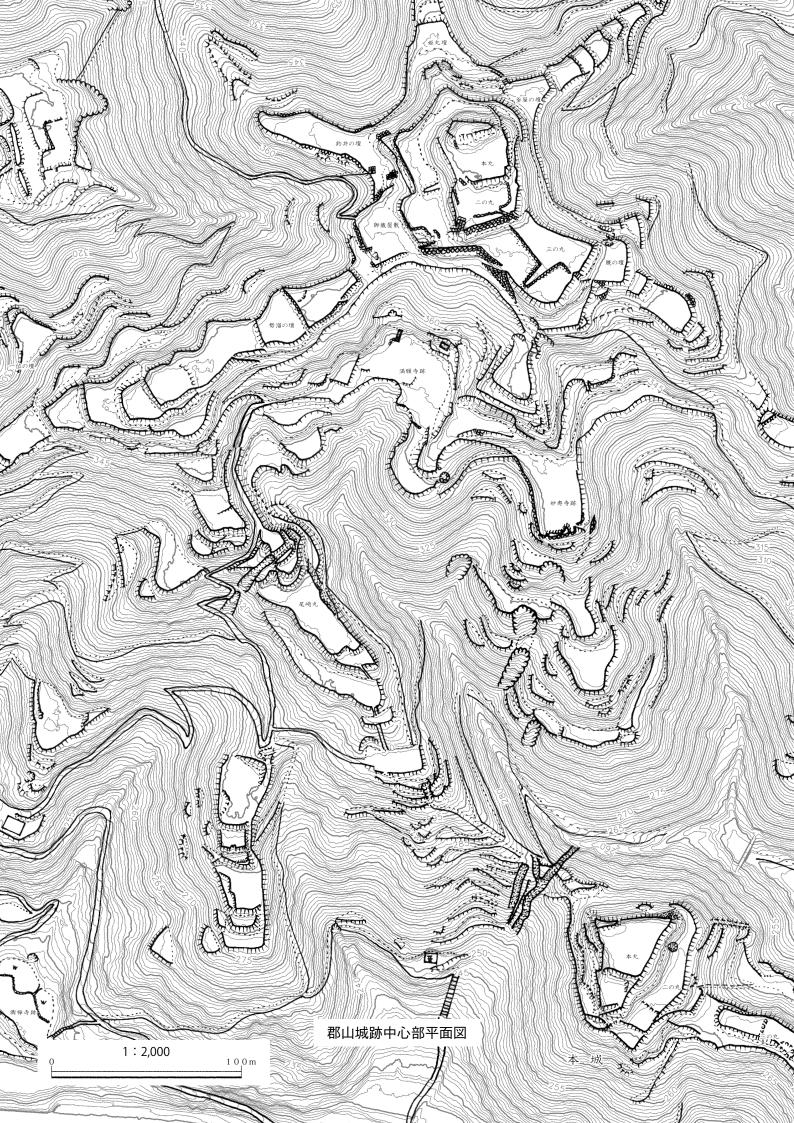
一方で、これまでは近世文書・絵図、地名・伝承により研究が進められてきていたが、近年の城郭調査の進展に伴い、航空・地上測量による規模や構造の調査、同世代史料による研究や、地表面調査や採集遺物の調査、砂防工事や災害復旧に伴う発掘調査も実施されている。これら調査・研究を通じて、城郭の拡張過程やその状況が明らかにされ、部分的ではあるが山麓を巡る堀の位置も推定できた。

さらに、国の制度として、これまでの「保存管理計画」は「保存活用計画」に移行し、 平成31年(2019)3月には策定に当たっての国(文化庁)の指針が示され、保存・活用 を図るために必要な施策・事業の実施計画の記載が求められているとともに、当該計画 の国による認定を申請できることになった。

こうした郡山城跡の現状や取り巻く環境の変化、調査・研究の進展、国の法制度を踏まえ、史跡毛利氏城跡(郡山城跡)を将来にわたって確実に保存し、有効に活用するため、保存管理計画を見直し、保存活用計画を策定する必要がある。

史跡毛利氏城跡は郡山城跡と多治比猿掛城跡で構成されているが,近年の豪雨災害により郡山城跡の南側斜面で土砂崩れが発生し(現在,防災工事中),今後も災害の危険性があること,日本百名城に選定され来訪者が増え園路・登山道(登城路)の破損が顕著となっていることから,郡山城跡において早急に計画を策定することが求められている。多治比猿掛城跡については,本計画の策定を踏まえ,今後,保存活用計画の策定を検討する必要がある。

なお,本書では郭の名称を本丸,二の丸等,近世地誌に示され現在も使用されている 呼称で示したが,これは在城時の呼称ではない。また,寺院跡についても将来的にはこれらが改称される可能性があることを付記しておく。



調査関係 き損関係 その他事項 現状変更

年 度	月日	事項
— 	/J H	中世城館遺跡保存整備事業(県·4町)第1次試掘調査(郡山大通院谷)
平成3年度	平成3年11月18日	中 E 观
	平成4年2月15日	旧本城跡郭立木364本伐採(現状変更・環境整備)
	平成4年2月13日	本丸・周辺郭跡風倒木55本伐採(現状変更・環境整備)
	平成4年3月10日	中世城館遺跡保存整備事業第2次試掘調査(旧簡易裁判所跡地)~10/22
平成4年度	平成5年1月14日	中世城館遺跡保存整備事業第3次試掘調査(少年自然の家敷地)~2/12
 平成5年度		中世級超遺跡休任整備事業第3公試掘調宜(タギ日然の家敷地)~2/12 郡山展望台「百万一心」文字イルミネーション設置
	平成5年7月25日	
平成6年度	平成7年3月27日	毛利氏墓所休憩所新築工事
亚出之东南	平成7年7月3日	大雨によりき損(満願寺跡入口分れ付近で登山道一部崩落)①
平成7年度	平成8年1月22日	大通院谷川砂防事業に伴う郡山大通院谷遺跡発掘調査 500㎡
		~3/31 上深贮公田5MP+亩类12/W之册,1人深贮公寓际交根部末 14,000 ²
	平成8年4月1日	大通院谷川砂防事業に伴う郡山大通院谷遺跡発掘調査 14,000㎡
平成8年度	亚帝 0左11月10日	~平成11年6月30日
	平成8年11月13日	枯損木伐採(現状変更・本丸6・二の丸6・隆元墓所7)
	平成8年11月8日	御里屋敷跡伝承地(旧少年自然の家)(現状変更・排水管修繕工事)
	平成9年8月10日	登山道整備工事(現状変更他・木製階段(枕木)補修152段,同新設48段, 土留め柵工2箇所,案内板(据置き型)3基新設,遊歩道盛土2箇所,遊
平成9年度	十成9平8月10日 	
	平成9年10月29日	歩道横断溝補修2箇所,石階段修繕4箇所,標識柱5基) 郡山公園上遊歩道法面·古墓発掘調査~10/29 現状変更
 平成10年度	平成11年1月20日	他山公園上遊步追広面·白蓋光淵調宜~10/29 現代変更 危険木伐採(隆元墓所付近道路沿1本)
十成10年及	十成11年1月20日	郡山公園内・入口付近道路豪雨によりき損(一部斜面崩落:②-1·路肩
	平成11年6月29日	崩れ:②-2)
	平成11年9月24日	由れ・②-2) 台風によりき損 本丸~三の丸・周辺郭跡で30本倒木,毛利氏墓所参道
平成11年度	十成11平9月24日	古風によりさ損 本光で三の光・周辺郭跡(50年岡木, 七利氏塞州参垣 入口石垣一部崩落③
	平成12年1月22日	大通院谷川砂防事業に伴う郡山大通院谷遺跡西地点発掘調査
		2,400m ~平成13年6月23日
	平成13年3月15日	危険木伐採(隆元墓所付近道路沿7本)
平成12年度	平成13年3月24日	芸予地震 毛利氏墓所石垣崩落
	平成14年3月28日	郡山城跡案内板修繕(吉田小学校前:史跡外)
 平成13年度	平成14年3月28日	毛利氏墓所参道修繕(現状変更)
1 /2/10 + /2	平成14年3月28日	毛利氏墓所石垣修繕(き損復旧) ④
	平成15年9月10日	説明板3基(1基は史跡外)・毛利氏墓所門扉2箇所・木製階段40段修繕
平成15年度	平成15年11月4日	御里屋敷跡伝承地(事業団第2事務所)敷地アスファルト舗装
	平成16年9月7日	台風により毛利氏墓所入口郡山城跡大型案内板倒壊(史跡外)
平成16年度	平成17年3月4日	二の丸案内板修繕(現状変更)
平成17年度	平成18年2月13日	日本城郭協会が「日本100名城」に選定、5月からスタンプラリー開始
11211112	平成18年9月16日	台風被害 (倒木14,斜面崩壊7箇所: ⑤- 1~ ⑤- 8 ほか)
	平成18年12月28日	二の丸・満願寺跡入口ほか誘導標修繕(現状変更15箇所)
	平成19年2月21日	郡山公園・博物館前案内板修繕(史跡外)
	平成19年2月26日	毛利一族墓所玉垣修繕
		郡山公園(史跡外)・隆元墓所・常栄寺跡説明板修繕,墓所休憩所内説明
平成18年度		板2枚、青光井山尼子陣所(史跡外)・墓所入口駐車場北(史跡外)・御蔵
	平成19年3月9日	屋敷の壇・尾崎丸入口・展望台(史跡外)案内板修繕、誘導標修繕5基(現
		状変更)
	T. Did of the D	毛利元就墓所上登山道境杭(木製フェンス)設置(現状変更・杭150本.
	平成19年3月29日	鉄筋4m×40本)
	平成19年3月30日	郡山大通院谷砂防公園内「日本百名城」石碑設置(史跡外)
	, /5420 5/300 H	ELVINORE COMPLETE EL ELVAS EL EL COMPLETE

表1-1 保存管理計画策定以降の経緯

年 度	月日	事項
平成19年度	平成19年10月23日	毛利元就火葬場跡説明板修繕(史跡外)
十成19年長 	平成20年3月28日	郡山城跡案内板(吉田小学校前:史跡外)改修
平成20年度	平成20年6月5日	保育所裏危険木伐採4,枝切り9(現状変更)
十成20年長 	平成20年9月11日	土砂災害復旧治山事業に伴う「酉谷地点」発掘調査 ~12/26(史跡外)
	平成21年10月10日	遊歩道・本丸周辺郭等草刈、倒木整理(現状変更・環境整備)
 平成21年度	平成22年3月4日	御里屋敷跡伝承地 (旧少年自然の家) 工作物 (置き型プレハブ) 設置 (現 状変更)
	平成22年3月30日	説明板・ベンチ・誘導票設置・改修, 危険木伐採(現状変更) 史跡指定外説明板修繕(1)・古墳標識板設置
	平成22年4月16日	姫の丸壇・倒木1撤去(現状変更)
平成22年度	平成22年7月12日~ 14日	大雨により毛利隆元墓所参道斜面崩壊8m×4m: ⑥-1, 郡山公園東側斜面(吉田高校裏) 大規模崩壊24m×18m: ⑥-2, 満願寺跡付近の小規模 郭南側縁辺部崩落5m×2m: ⑥-3
	平成23年10月14日	大雨災害で毛利氏墓所石垣崩落 き損届
平成23年度	平成24年3月14日	毛利氏墓所石垣崩落復旧工事
	平成24年3月28日	難波谷砂防堰堤建設に伴う試掘調査(現状変更)
	平成24年7月8日	毛利一族墓所内モミジ倒木 7月11日処理 (き損届復旧)
	平成24年7月10日	毛利元就・一族墓所門扉取替え(現状変更)
 平成24年度	平成25年3月26日	釣井の壇・井戸安全対策のため落下防止の網設置
	平成25年3月28日	「日本百名城郡山城」大看板製作・設置 2箇所, 郡山城史跡登山口表示 石碑移設, 郡山城下町案内板整備5, 郡山城跡パンフレットBOX設置3 (未来創造事業)
	平成25年10月1日	毛利元就墓所上登山道倒木1(史跡外)
平成25年度	平成25年	展望台一字三星紋幕設置(商工観光課事業)
	平成26年3月31日	案内板・標識修繕4箇所(史跡外)(未来創造事業)
平成26年度	平成26年7月31日	難波谷砂防堰堤建設工事(砂防堰堤2箇所等:現状変更)⑦
	平成29年12月28日	毛利氏墓所鳥居付近枯木伐採
平成29年度	平成30年3月30日	登山道階段枕木修繕(20段)・危険木伐採(4本)
	平成30年3月30日	嘯岳鼎虎墓所(毛利氏墓所上)石灯籠安全対策修繕
平成30年度	平成30年7月6日	毛利氏墓所石垣崩落(き損届復旧)⑧
	平成31年3月22日	登山道・毛利氏墓所上窪みの土嚢充填(約20m)
	平成31年3月29日	登山道危険木・支障木伐採(26本)
	平成31年4月19日~	広島県郡山急傾斜地崩壊対策事業(第1期工事:現状変更)⑨
令和元年度	令和元年10月1日~	登山道危険木・支障木(150本)
	令和2年3月23日	登山道土嚢充填・階段修繕

※①~⑨の番号は図 1-1 の番号と一致する。



郡山大通院谷遺跡発掘調査風景 (平成12年)



郡山公園東側斜面大規模崩壊 (平成22年)



毛利隆元墓所参道斜面崩壊元就墓所上登山道倒木 (平成22年)



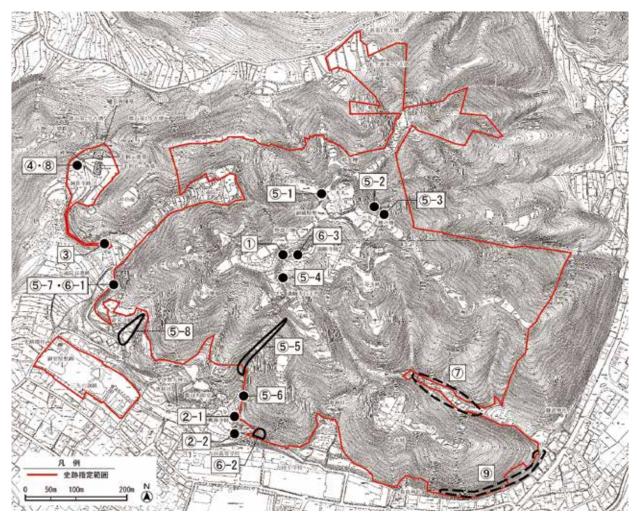
毛利元就墓所石垣崩落 (平成23年)



毛利元就墓所上登山道倒木 (令和2年)



勢溜の壇先端付近裸地化状況 (令和2年)



※番号は表 1-1 と一致する。 ※破線で示す範囲は概ねの事業地範囲である。

図 1-1 災害によるき損箇所

2 計画策定の目的

郡山城跡は、中世から近世の山城として良好に遺存しているとはいえ、前述のように 樹木の成長による遺構(石垣・石塁)のき損や景観の変化、頻度を増す豪雨や土砂の流 出等、史跡の保存上の問題点・課題があるとともに、教育・文化面はもとより観光・交 流や地域の活性化を含め、より一層の活用が求められている。

こうしたことを踏まえながら、郡山城跡の保存状態や管理状況の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用に向けた考え方や方針・方法、必要な施策・事業の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組が進められるよう、「史跡毛利氏城跡(郡山城跡)保存活用計画」を策定するものである。

なお、保存活用計画は、「文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や 所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保 存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画」である。

第2節 計画の対象とする区域

本計画の対象とする区域を、次のように設定する。

なお、史跡の保存に関しては、下記に示す主たる計画対象区域(図 1-2 を参照)において取組の方向性・方法を明らかにする。

また、活用を検討する範囲は、主たる計画対象区域やその周辺(関連する計画対象区域)とともに、吉田地域、安芸高田市全体及び市域外の地域も考慮し、後者については関連する文化財のネットワークについて検討する(図 1-3 を参照)。

つまり、本計画は、史跡指定地はもとより、史跡指定地周辺における文化財や歴史的 資源の保存・活用、景観的な調和、並びに市域レベルを含めて当該史跡との一体的又は ネットワーク的な地域資源の活用を目指すものである。

■史跡指定地(主たる計画対象区域)

- ○本計画の中心的な対象は史跡指定地(指定面積約 43ha)である。
- ■郡山の史跡指定地周辺の山地・南側山麓部(史跡指定地外:主たる計画対象区域)
 - ○郡山の史跡指定地外の区域
 - ○推定(想定)される内堀から城跡側の概ねの区域(南側山麓部)
 - ○大通院谷(南西側山麓部)

※山城の構成要素,一体的な城郭機能を構成していたと推定できる区域であり、史跡 指定地と一体的となる主たる計画対象区域とする。

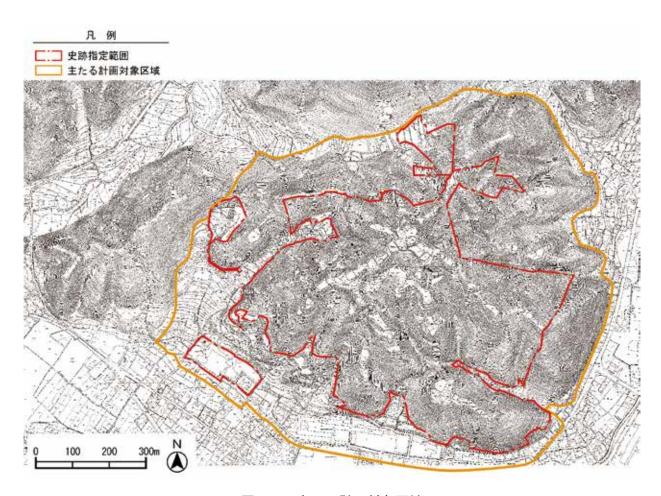


図 1-2 主たる計画対象区域

□郡山城跡周辺区域(史跡指定地外:関連する計画対象区域)

- ○史跡指定地及び郡山の史跡指定地周辺の山地・山麓部を除く、郡山城跡の周辺区域
 - ・郡山城跡の南側平地部(市街地)を中心とした区域:郡山城の城下町が存在していたと推定される区域(旧城下町)及びその周辺
 - ・郡山の北側,東側の山麓部:郡山(城跡)の直近の区域…北側は概ね林道より郡山側,東側は江の川(可愛川)より西

さらに、計画の策定においては、上記の範囲以外(上記の範囲の周辺~市域全体)に おける文化財も考慮する(調査・検討の対象)。

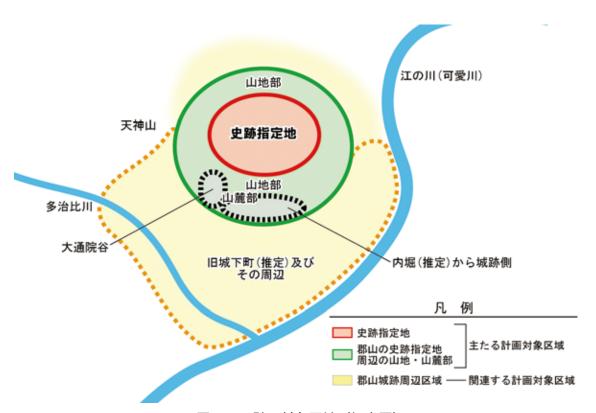


図 1-3 計画対象区域(概念図)

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3 年 (2021) 4 月 1 日から令和 13 年 (2031) 3 月 31 日の 10 か年とする。

第4節 委員会の設置・経緯

1 委員会の設置

本計画は,「史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会」を設置し, そこでの協議・意見を踏まえながら, 令和元年度 (2019) 及び令和 2 年度 (2020) の 2 か年において策定する。

史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

	名	前	所 属	摘要
1	うちだ内田	かずのぶ	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 遺跡整備研究室長	史跡整備
2	なかい中井	ひとし	滋賀県立大学人間文化学部 地域文化学科教授	城郭研究
3	かいぼり 海堀	主	広島大学大学院 先進理工系科学研究科教授 広島大学防災・減災研究センター長	自然災害科学 砂防学
4	あきやま 秋山	のぶたか	県立広島大学 特任教授	中世史研究 毛利氏研究
5	すずき鈴木	東之	県立広島大学地域創生学部地域文化コース教授 広島県文化財保護審議会委員	中世考古学研究 博物館学
6	おきの沖野	書治	安芸高田市文化財保護審議会会長	市文化財保護審議会 本委員会副委員長
7	小都	thl 隆	安芸高田市文化財保護審議会委員	史跡整備, 城郭研究 本委員会委員長
8	むらもと 村本	^{ふみこ} 文子	吉田地区振興会	地元代表 郡山城史跡ガイド協会

オブザーバー

のぎ ゆうだい 野木 雄大	文化庁 文化財第二課 史跡部門 文部科学技官		
なかやま ゆきえ中山 愉希江	広島県教育委員会 管理部 文化財課 埋蔵文化財係 指導主事 (~令和2年3月)		
むらた すすむ 村田 晋	広島県教育委員会 管理部 文化財課 埋蔵文化財係 主任 (令和2年4月~)		

事務局

水井 初男	安芸高田市教育委員会	教育長
とい みきま 土井 実貴男	安芸高田市教育委員会	教育次長 (~令和2年3月)
aくぃ ただし 福井 正	安芸高田市教育委員会	教育次長(令和2年4月~)
小椋 隆滋	安芸高田市教育委員会	生涯学習課長
#####################################	安芸高田市教育委員会 安芸高田市教育委員会	生涯学習課 課長補佐(~令和2年3月) 生涯学習課 文化財係 主任(令和2年4月~)
森川 美由紀	安芸高田市教育委員会	生涯学習課 文化財係 係長
かきもと てつじ 秋本 哲治	安芸高田市教育委員会	生涯学習課 文化財係 主査
_{ひうら ゆうこ} 日浦 裕子	安芸高田市教育委員会 (令和2年4月~)	生涯学習課 文化財係 主任主事

2 計画策定の経緯

本計画の策定に当たっては、史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会を開催するとともに、関係する調査・作業(現地調査、資料の把握・整理、計画策定作業)を行った。

■第1回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時: 令和元年(2019)8月1日(木)14:00~16:00

場 所:安芸高田市民文化センター3階 教育委員会内会議室

<議事>

- ○委員長·副委員長選出
 - ·小都委員長
 - · 沖野副委員長
- ○保存活用計画策定事業の概要について
 - ・経緯と目的
- ○保存活用計画目次案・計画策定書について
 - ・目次案
 - ·第1章~第3章
- ○その他



委員会風景 (第1回)

■第2回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時: 令和元年(2019)10月2日(水)

 $14:00 \sim 16:15$

場 所:安芸高田市民文化センター 3階

301 研修室

<議事>

○保存活用計画策定書について

・第1章~第3章 (案:修正)

·第4章~第6章 (素案)

○その他



委員会風景 (第2回)

■第3回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時:令和元年(2019)10月27日(水)

 $14:00 \sim 17:00$

場 所:郡山城跡

<議事>

- ○郡山城跡の現地視察
 - ・保存整備事業の具体的な検討のため、 遺構の確認、立木の整備による遺構へ の影響の検討、法面の崩落・土石流対 策の検討のための現地視察



委員会風景 (第3回)

■第4回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時: 令和2年(2020)8月31日(月)

 $14:00 \sim 16:45$

場 所:安芸高田市民文化センター

4階 小ホール

<議事>

- ○保存活用計画策定書について
 - ·第1章~第8章 (案)
 - · 第9章~第12章 (素案)



委員会風景 (第4回)

■第5回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時: 令和 2 年 (2020)11 月 13 日 (金) $14:00 \sim 16:45$ 場 所: 安芸高田市民文化センター 4 階 研修室 402

<議事>

- ○保存活用計画策定書について
 - · 史跡毛利氏城跡(郡山城跡)保存活用計画~案~
 - ・パブリックコメントの募集について

■パブリックコメント及び安芸高田市文化財保護審議会委員の意見聴取

パブリックコメント: 令和 3 年 (2021) 1 月 6 日 (水) \sim 2 月 4 日 (木) 安芸高田市文化財保護審議会委員の意見聴取: 令和 3 年 (2021) 1 月

■第6回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時: 令和3年(2021)2月16日(火)14:00~16:00場 所: 安芸高田市民文化センター 4階小ホール

<議事>

- ○保存活用計画策定書について
 - · 史跡毛利氏城跡(郡山城跡)保存活用計画~案~
 - ・パブリックコメント及び安芸高田市文化財保護審議会委員の意見聴取について

第5節 他の計画との関係

わたしたち安芸高田市民は、

1 上位計画・関連計画と本計画との関係

本計画は、安芸高田市の最上位計画である「第2次安芸高田市総合計画」及び教育分野の上位計画である「第2次安芸高田市教育振興基本計画」に即するとともに、関連計画との調整、整合を図りながら策定した。また、市民憲章を踏まえ、市民目線や市民一人ひとりの取組の面からも、本計画の内容を検討した。

主な関連計画としては、「第2次安芸高田市観光振興計画」があり、それらとの整合を図った。

<市民憲章>

一、「三矢の訓(おしえ)」で心をひとつに「協働のまちづくり」にはげみます。

-, 歴史・文化・自然を大切にし,未来へつないでいきます。 -, 先人を尊(たっと)び心豊かな人間形成をめざします。

-, 誰もが健康で,きれいな住みやすいまちをつくります。

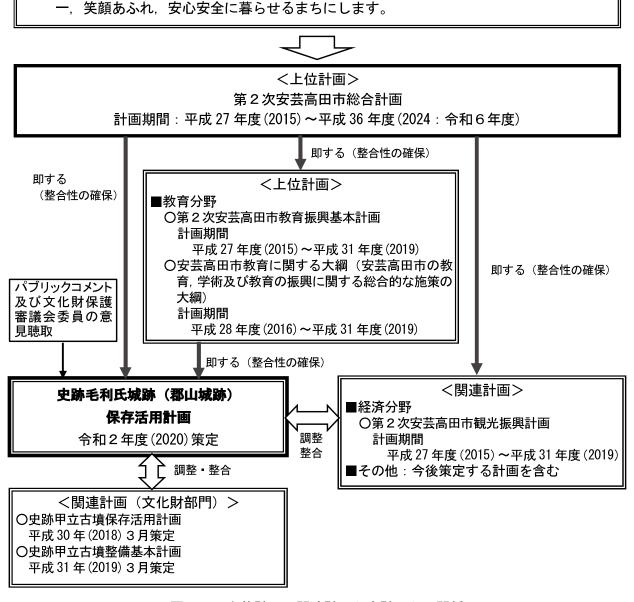


図 1-4 上位計画・関連計画と本計画との関係

2 上位計画・関連計画の概要

(1) 第2次安芸高田市総合計画(平成27年3月策定)

総合計画とは、市が取り組む「まちづくり」の最上位に位置する計画で、今後10年を見越した行政運営の総合的な指針であり、大きくは基本構想、基本計画及び実施計画で構成している。

内容としては、安芸高田市が目指す将来像「人がつながる田園都市 安芸高田」と、 将来像の実現のための政策目標、さらに政策目標を実現するための施策目標、基本施策 を示している。

計画期間は、平成27年度(2015)~平成36年度(2024)の10年間である。

安芸高田市のすべての計画は、総合計画を基本として策定するものである。

文化財部門については、基本計画の中の部門別計画「Ⅲ 地域資源を活かしたまちづくりへの挑戦」において、基本施策「歴史・文化の保護・継承と活用」を位置づけ、次の方針を設定している。

- ○文化財の保護を進めるとともに、教材や観光資源としての活用を図ります。
- ○伝統文化の保存・継承に取り組みます。

この方針のもとに、3つの具体的施策「文化財の保存管理」「伝統文化の継承」「文化 財の活用」を設定している。

(2) 第2次安芸高田市教育振興基本計画(平成27年4月策定)

第2次安芸高田市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、安芸高田市における教育の振興を図るための基本的計画として位置づけるものである。また、第2次安芸高田市総合計画を上位計画として整合性を図り、本市の教育振興のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するためのものである。

計画期間は、平成27年度(2015)~平成31年度(2019)の5年間である。

文化財部門については、今後取り組むべき施策の中の「Ⅲ 安芸高田市の宝を磨く」の「1 歴史·文化の保護·継承と活用」において、前記の総合計画と同様に3つの柱「文化財の保存管理」「伝統文化の継承」「文化財の活用」を設定している。このうち郡山城跡に関係するのが「文化財の保存管理」であり、その中で郡山城跡に関係する部分を抜粋すると、次のようになる。

①文化財保護の推進

・市民が郷土の歴史、伝統文化等の価値を正しく理解し、地域の宝として誇りを持ち、貴重な文化財として永く後世に引き継いでいくために文化財の保護に取り組みます。

②指定文化財の保護管理

- ・国史跡「毛利氏城跡」(郡山城跡,多治比猿掛城跡),国の重要無形民俗文化財「安芸のはやし田」(原田はやし田),国の天然記念物「船佐・山内逆断層帯」をはじめ、県指定文化財、市指定文化財、国の登録文化財については、文化財所有者・管理者との連携を図り、適切な保存管理に努めます。
- ・指定文化財の現状変更等の申請に対して適切に対応するほか, 説明板・案内看板 等の整備・修復を行います。

- ・市指定文化財については、平成23年度(2011)に実施した基礎調査を元に、状況 把握や指定範囲の確認等を進め、所有者と連携を図りながら適切な管理、整備等 に取り組みます。
- ・未指定の文化財についても指定基準に照らし、文化財保護審議会の意見を得なが ら、重要な物件を指定し保護します。

(3) 安芸高田市教育に関する大綱(平成28年2月策定)

平成27年(2015)4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律)」第1条の3の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとした。

これに基づき本市の大綱は、市長と安芸高田市教育委員会(以下「教育委員会」という)で構成する「安芸高田市総合教育会議」において協議、調整し策定したもので、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものである。

本大綱は,基本理念のもとに,今後取り組むべき施策を位置づけており,郡山城跡等に関わる事項は次のようになる。

- ○郷土愛を育む歴史遺産の保護と活用
 - ・指定文化財の保護・管理そして活用

(4) 第2次安芸高田市観光振興計画(平成28年3月策定)

第2次安芸高田市観光振興計画は、近年の状況を受け、観光が持つ可能性や魅力を活用することで、観光客数の増加により「にぎわい」を生み出し、産業創出や観光消費額の増大による地域経済の活性化を重要な目的と位置づけ策定した。

また、地域資源を活かしたまちづくりを通して、本市の宝を磨き、多くの人々から「訪れたい」と感じていただくことで、交流による地域振興及び地域活性化を図るものである。計画期間は、平成 27 年度 (2015) ~平成 31 年度 (2019) の 5 年間である。

郡山城跡に関わる取組としては、重点プロジェクトとして「毛利元就等の歴史や文化 等を活用した観光振興」を設定している。

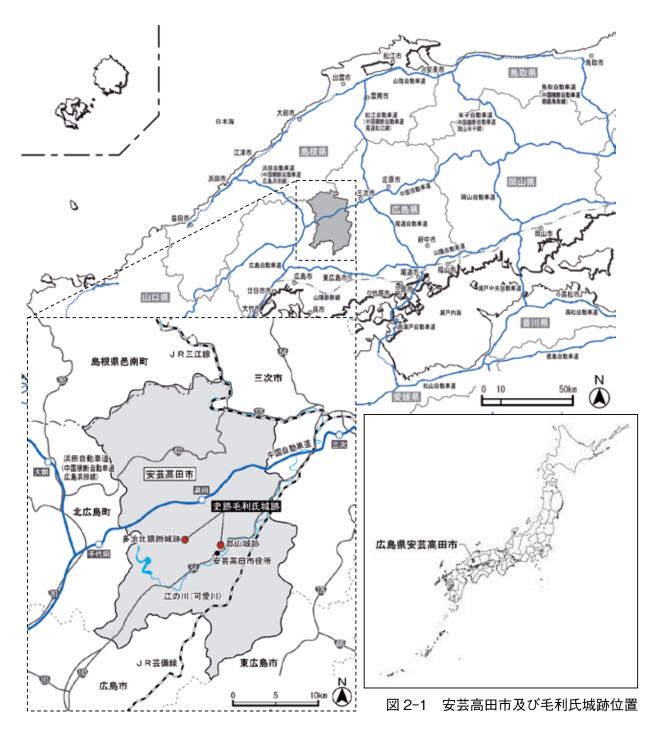
第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 安芸高田市の概況

安芸高田市は、広島県の中北部、中国地方のほぼ中央部に位置し、東は三次市、西は 北広島町、南は広島市及び東広島市と市境を共有し、北は島根県邑智郡邑南町と県境を 接する。

交通条件をみると, 市域内を中国自動車道(高田IC), 国道54号が通り, JR芸備線が広島市と三次市方面をつなぐ。

毛利氏城跡は、市域中央部の吉田町吉田に位置する。吉田町には国道 54 号や主要地方道吉田邑南線が通り、JR芸備線の吉田口駅が甲田町に立地する。毛利氏城跡までの直線距離は、中国自動車道高田ICから約 6 km、JR吉田口駅から約 3.5km となる。



第2節 自然環境

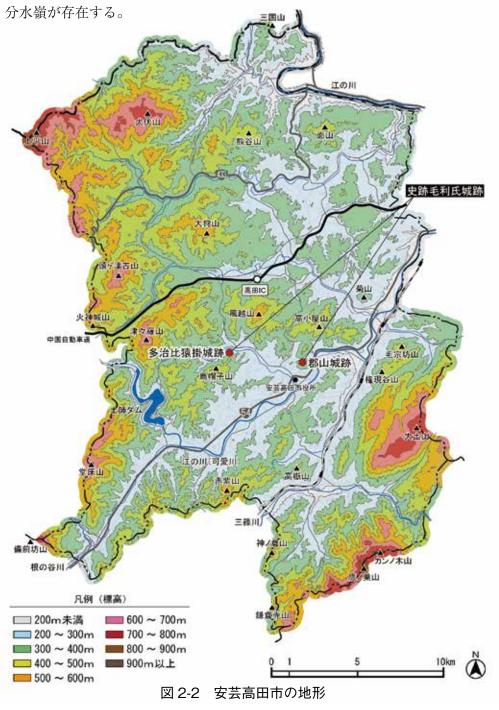
1 地形・地質

(1) 地形

安芸高田市は、市域面積 537.71km^2 のうち、約8割を標高 $200 \sim 500 \text{ m}$ までの小起伏の山地・丘陵が占め、これらに囲まれるように江の川(三次市までを可愛川ともいう。)やその支流、三篠川沿い等で帯状の小規模な盆地と小丘陵が形成されている。

市域内に急峻な山岳はみられないが、標高 922 mの鷹ノ巣山を筆頭に、上平山、大土山、犬伏山を中心に山地部が広がり、市域面積の約8割が森林となっている。

市域内には西に隣接する北広島町を源流とする江の川が流れ、三次盆地で馬洗川と合流し、市域の北側で中国山地を貫流し日本海へ注いでいる。市域の大部分は江の川流域が占めるが、南側の一部は瀬戸内海に流れる太田川流域(三篠川、根の谷川)となり、



(2) 地質

毛利氏城跡の位置する山地部の地質は,郡山城跡,多治比猿掛城跡のいずれも流紋岩質岩石となっている。さらに,郡山城跡では腐植土が地表に堆積し,崩れやすい状況が生じている。近年未曾有の大雨により墓所参道の斜面崩壊,墓所石垣の崩落等,地盤の弱さが顕著に表れている。

また、吉田地域の平地部は、江の川やその支流により形成された砂・粘土・礫による 沖積層となっている。



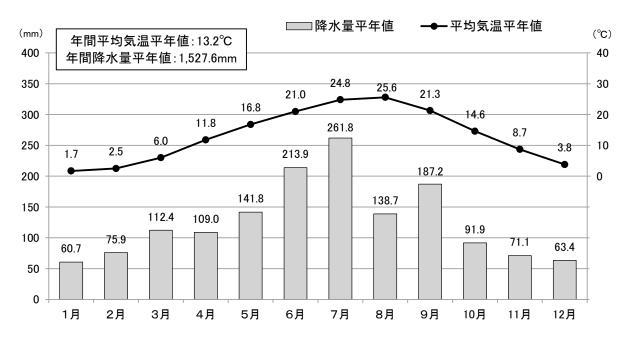
注) この地図は、国土調査による 1/50,000 土地分類基本調査 (地形分類図)「八重」広島県 (1994)、 「可部」広島県 (1984) を使用し作成したものである。

1984 可部	1994 八重	今回作成凡例
砂・粘土・礫(沖積層)	砂・粘土・礫(沖積層)	砂・粘土・礫(沖積層)
砂・粘土・礫:洪積世		砂・粘土・礫:洪積世
流紋岩質岩石	流紋岩質岩石 (石英斑岩·流紋岩~ 流紋岩質凝結岩, "高田流紋岩")	流紋岩質岩石
花崗岩質岩石(花崗岩)		花崗岩質岩石(花崗岩)
斑岩(花崗斑岩)	花崗斑岩質岩石 (貫入岩)	花崗斑岩質岩石 (貫入岩)

図 2-3 毛利氏城跡一帯の地質

2 気象

安芸高田市の平年値(昭和 55 年 (1980) ~平成 22 年 (2010))は、年間平均気温 13.2℃、年間降水量 1,527.6mm となっている。中国山地内陸型の気候で、瀬戸内海沿岸に比べると、年間降水量が多くなっているほか、冬季の気温は低く、夏季は比較的冷涼な特性を有し、本市の北部(美土里町、高宮町)は豪雪地帯に属している。



資料: 気象庁三次気象観測所(気温)甲田気象観測所(降水量)

図 2-4 月平均気温及び降水量:昭和 55 年 (1980) ~平成 22 年 (2010)

3 植牛

(1) 植生区分

安芸高田市の植生は、「ヤブツバキクラス域代償植生」と「植林地・耕作地植生」が入り交じった状況にあり、市域の北西部と南東部の一部では「ブナクラス域代償植生」がみられる。

毛利氏城跡周辺は「ヤブツバキクラス域代償植生」が大半であるが、「植林地・耕作 地植生」も混じり、樹齢数百年を経た杉の巨木林も植生している。また、郡山城跡周辺 の平地部は市街地であり、植生の区分では「その他」となっている。

一方, 郡山城跡やその周辺では鹿の食害がみられ, 広葉樹の再生は難しい状況となっている。

※次々頁の図を参照

■植生についての説明 ※出典:環境省自然環境局生物多様センターHPより

○植生区分とクラス域

日本の植生は、自然植生の構成種の名をとって、高山帯域(高山草原とハイマツ帯)、 コケモモートウヒクラス域(亜高山針葉樹林域)、ブナクラス域(落葉広葉樹林域)、ヤ ブツバキクラス域(常緑広葉樹林域)の各クラス域に大別されている。 この「クラス域」とは、広域に分布し景観を特徴づけている自然植生によって植物社 会学的に定義されたもので、主要なクラスの生育域のことを指している。

ブナクラス域

日本の落葉広葉樹林域は、群落体系上の最上級単位であるブナクラスの名をとり、ブナクラス域と呼ばれている。ブナクラス域は東北北部から北海道では低地からみられる。南にいくほど高度は上がり、中部日本で標高 1,500 ~ 1,600 mから 600 ~ 700 mの間に発達し、九州の霧島で 700 mから 1,000 mとなる。

ヤブツバキクラス域

日本の常緑広葉樹林域は、体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。ヤブツバキクラス域は関東以西の標高 700~800 m以下で発達し、北にいくほど高度を下げ、東北北部では海岸寄りに北上している。逆に南にいくほど高度は上がり、九州の霧島では 1,000 mが上限となる。ヤブツバキクラス域は、本州、四国、九州までの地域と、常緑植物の豊富な奄美大島以南の琉球及び小笠原の亜熱帯域に大きく 2 分される。

○自然植生と代償植生

現存植生の多くは、本来その土地に生育していた自然植生(原生林等)が人間活動の 影響によって置き換えられた代償植生(二次林等)であり、現存植生図の作成にあたっ ては、植生区分はこれらクラス域の植生について自然植生と代償植生とに区分されてい る。

さらに、河辺・湿原・塩沼地・砂丘等の環境条件の厳しい特殊な立地に生育する植生のように、クラス域を越えて分布する植生(主として自然草原)については、地形や地質的要因で持続する自然植生であるため、特殊立地の自然植生として独立して区分させている。



図 2-5 植生区分

(2) 植生自然度

植生自然度とは、植生からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つ の指標である。

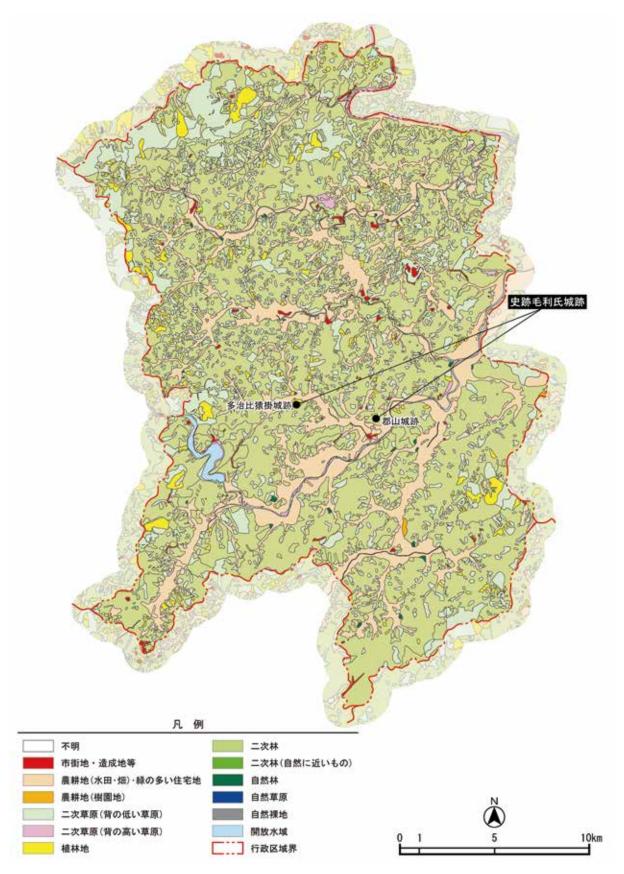
環境庁の「緑の国勢調査」では、下記の表のように 10 ランクに区分し、細かく格子 状に区切った地区ごとの自然度を判定している。

毛利氏城跡及びその周辺の平地部は、「二次林」と「農耕地・緑の多い住宅地」の接 点となる区域である。

※次頁の図を参照

表 2-1 植生自然度の区分

植生 自然度	区分基準
1	市街地・造成地等 ・市街地, 造成地等の植生のほとんど存在しない地区
2	農耕地(水田・畑)・緑の多い住宅地 ・畑地,水田等の耕作地,緑の多い住宅地
3	農耕地(樹園地)・果樹園,桑畑,茶畑,苗圃等の樹園地
4	二次草原(背の低い草原) ・シバ群落等の背丈の低い草原
5	二次草原(背の高い草原) ・ササ群落,ススキ群落等の背丈の高い草原
6	植林地 ・常緑針葉樹,落葉針葉樹,常緑広葉樹等の植林地
7	二次林 ・クリーミズナラ群集,クヌギーコナラ群落等,一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
8	二次林(自然に近いもの) ・ブナーミズナラ再生林,シイ・カシ萌芽林等,代償植生であっても特に自然植生に近い 地区
9	自然林 ・エゾマツ-トドマツ群集,ブナ群集等,自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
10	自然草原 ・高山ハイデ,風衡草原,自然草原等,自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区



注)環境省の生物多様性情報システム「1/5 万現存植生図(昭和 54 年~平成 10 年整備)」から作成

図 2-6 植生自然度

第3節 歴史環境

1 安芸高田市の歴史概況

■旧石器時代~古墳時代

これまでに知られる市内最古の遺物は,郡山大通院谷遺跡(吉田町)出土の後期旧石 器時代と推定される角錐状石器がある。縄文時代では早期〜晩期にかけて遺物散布地・ 遺跡が知られる。大迫遺跡(八千代町)では後期初頭・中津式の浅鉢・深鉢による埋甕 遺構が検出されている。弥生時代になると中期以降、集落遺跡や墳墓群等が認められる。 中期後半には三次地域で特徴的な装飾性の高い塩町式土器がみられ、後期には、山陰系 土器の分布が認められるなど、広島県北部や出雲・石見地域との交流がうかがえる。墳 墓群では新迫南遺跡(高宮町),新宮遺跡(八千代町)等が知られる。平成25年(2013) に発見された稲山墳墓(吉田町・市史跡)は、終末期から古墳時代初頭頃の四隅突出型 墳丘墓で、広島県内の分布では最南端に位置する。市内の古墳は1000基以上が知られ、 多くは後期の横穴式石室墳である。前・中期の古墳では箱式石棺を埋葬主体とした長方 形墳の新宮古墳群(八千代町),造出し付円墳の日南山古墳(吉田町),全長約20mの 前方後円墳・白鳥古墳(高宮町・市史跡)等が知られる。平成 20 年 (2008) に発見され た全長約80mの前方後円墳・甲立古墳(甲田町・国史跡)は保存状態が良く、後円部 平坦面に家形埴輪5基が配列された石敷区画や外周を廻る埴輪列等が検出された。広島 県内第2位の規模であり均整のとれた墳形、精巧な家形埴輪等が畿内地域の古墳と共通 し、大和政権の対外政策や葬送儀礼の在り方を示す古墳として平成28年(2016)に国史 跡に指定された。この北側 120 mにある甲立第2号古墳は一辺 17 ~ 18 mの方形の墳丘 を持ち、出土遺物から3世紀末~4世紀前半の築造とみられ、甲立古墳に先行する古墳 としてその関係性が注目されている。

後期の横穴式石室墳は市内の全域に分布している。中馬八ツ塚(吉田町・市史跡)・明官地古墳群(吉田町)、彩色古墳の大迫古墳(八千代町・県史跡)を含む八千代町土師地域の古墳群等,可愛川本流域の古墳群は主墳と把握できる比較的大型で片袖式の石室や周囲の中・小規模石室の古墳から構成され畿内的な内容を示す。一方,甲田・向原町域の支流・戸島川流域の古墳群では、主墳クラスの古墳では玄門式石室が顕著に見られ、可愛川本流域とは相対的な分布を示す。その中で一辺約18 m・2段築成の方墳・戸島大塚古墳(向原町・県史跡)は最大規模の古墳として注目される。

■古代

古代の国郡制では市域は安芸国で、高宮郡(吉田町・八千代町・高宮町・美土里町)と高田郡(甲田町・向原町)が設置された。後期古墳にみた地域色は、各郡設定の有力な背景となったことも考えられる。高宮郡衙は吉田町吉田に比定される。「郡山」はこの郡衙の所在地を示す地名である。郡山南西麓の郡山大通院谷遺跡(吉田町)の調査では郡衙関連施設とみられる掘立柱建物跡が18棟検出され、墨書土器、円面硯、石帯等の遺物が出土した。郡山城下町遺跡(吉田町)では、自然流路から「高宮郡司解 占部連千足・・」と記された墨書木簡が出土した。また後述の明官地廃寺跡の南側に隣接した明官地東遺跡(吉田町)では、掘立柱建物跡4棟が一列に並んで検出され、高宮郡内部郷の正倉別院・郷倉と考えられている。一方、高田郡衙の比定地については不詳であるが、祇園迫1・2号遺跡(甲田町)、青迫遺跡(甲田町)では掘立柱建物跡の検出や墨書土器の出土がみられ、高田郡麻原郷の中心地とも想定されている。

古代寺院では「高宮郡内部寺」の寺名入り瓦が出土した白鳳期創建の明官地廃寺跡(吉

田町)がある。金堂跡・塔跡が検出され、 奈良県山田寺式の軒丸瓦が出土している。 同型の軒丸瓦は、正敷田遺跡(向原町) や沼田川下流域の横見廃寺跡(三原市本 郷町)で出土している。また、軒丸瓦の 中にはいわゆる「水切り瓦」も見られ. 寺町廃寺(三次市)との関わりがうかが われる。

■中世

全国で荘園が成立し、吉田町域には、 吉田荘, 内部荘, 多治比保, 入江保が成 立していたとされる。吉田荘は吉田、麻



明官地廃寺跡

原、豊島、竹原の各郷からなり、現在の吉田町吉田、竹原、向原町戸島、甲田町上小原、 下小原、高田原を領域とする荘園である。承久の乱(承久3年(1221))後に吉田は毛利 氏の本拠地となり、庶家が向原町や甲田町にも勢力を広げた。

一方,美土里町や高宮町には石見の領主高橋氏が勢力を広げ,甲田町には宍戸氏がいた。 大永3年(1523)に家督を継承した毛利元就は、周防の大内氏と出雲の尼子氏の間で

急激に勢力を広げ、高田郡から 安芸, そして周防, 長門, 石見, 出雲へと領地を拡大していき, 中国地方一円に勢力を拡大した。 以後本拠・郡山城のある吉田町 は地理的に大きく見れば中国地 方の中心的な位置を占めた。

毛利氏の本拠城は、郡山城跡 (史跡) と多治比猿掛城跡(史 跡)で、毛利氏庶家・家臣の関 係城跡には鈴尾城跡(県史跡・ 吉田町), 桂城跡(市史跡・吉 田町). 日下津城跡(市史跡・ 向原町)、田屋城跡(市史跡・ 八千代町). 塩屋城跡(市史跡・ 向原町). 国人領主の城跡には 五龍城跡(県史跡・甲田町). 松尾城跡(県史跡・美土里町), 高橋城跡(市史跡・美土里町) 等がある。屋敷には二宮屋敷跡 (吉田町), 大通院谷遺跡西地点 (吉田町)等がある。また、陣 には郡山合戦に関わる尼子軍の 風越山城跡(吉田町), 青山城(市 史跡·吉田町), 光井山城跡(市



郡山城跡



多治比猿掛城跡

史跡・吉田町)、大内軍の高塚山城跡、 吉常ケ城跡、田淵ケ城跡(いずれも 吉田町)等がある。屋敷を除いてい ずれも規模が大きいのが特色である。

中世の埋葬遺構としては、各町に多くの古墓が残されている。五輪塔・宝篋印塔の分布が顕著であり、森山積石塚や大浜1・2号古墓、青山1・2号古墓(吉田町)等が確認されており、規模は径2~8mの円形で、高さは1~3mのものが多い。



清神社

興禅寺遺跡埋葬遺構(吉田町)は郡

山の南麓の登山道で起きた法面崩壊の復旧工事中に発見されたもので、15~16世紀前半の人骨をはじめとして古銭、刀子、釘等が発見・採集されている。また、興禅寺遺跡埋葬遺構と同じ郡山尾根斜面上で行われた発掘調査で、埋葬年代も同時期の座位屈葬の木棺墓と考えられる遺構が検出されている。遺物は土葬された人骨や鉄釘とその上層から追葬された可能性のある火葬骨が出土している。

森山積石塚(吉田町)の調査では、地表面に盛土を行って土台としてその上に部分的に河原石を配し、その上に数体の遺体を並べ、そのまま被覆するという特異な埋葬方法が報告されている。この積石塚埋葬時期は戦国期に比定されており、郡山合戦での戦死者を弔った塚である可能性も示されている。

郡山城については、毛利輝元が天正19年(1591)新たに築城した広島城に入城して以後も、慶長5年(1600)の毛利氏の防長移封まで使用されていたようである。

■近世・近現代

毛利氏の防長移封後,安芸・備後には福島正則が入るが,福島氏は元和5年(1619)広島城無断改修の疑いで改易され,安芸には福島氏に代わって浅野氏が入る。郡山は藩の山奉行の管理となりこのころ御建山になった。

江戸時代の旧高田郡には最大 62 ヶ村があったが、寛永年間以降は 59 ヶ村に固定され明治初年まで続いた。高田郡は広島から八千代町上根を経て三次に通じる出雲街道が江の川沿いに北上するルートで整備され、石見街道へ通ずる脇街道や毛利氏時代から整備された三篠川沿いの広島へ通ずる中筋往還が重要な輸送路となった。そのうち吉田村に

は郡役所や宿駅が置かれ、石見・出雲 方面の街道筋には市町が形成された。 産業は農業を主体に煙草・麻栽培、川 漁、市北部でのたたら製鉄等の諸産業 が営まれた。

廃城となった郡山城は、地元高田郡や芸州藩の地誌で記録される一方、長州藩では元就の遺訓を藩政の規範とし藩の維持結束に利用したことから、元就墓所と郡山城への関心は高く、藩からは近世を通じ50年ごとの墓参とともに藩士の来訪もあった。



三菱窟

文久2年(1862),幕府は江戸にいた芸州藩浅野内証分家に吉田郡山山麓に陣屋「御本館」の建設を指示、元治元年(1864)には藩主以下180名が吉田に移る。これは吉田が要害の地であり北方からの進撃を防ぐとともに、吉田の地が未だに毛利家を大切にしていることから長州藩を牽制し、芸州藩の権威を見せつけるためと考えられている。この時、山麓の陣屋建設のほかに郡山の防備・再城塞化のための測量、計画図である「郡山量地図」「吉相山之図」とその解説書である『郡山兵備談』が作成された。これは陣屋防備のための郡山の配置計画や作戦要綱で、一部では実際の工事も行われている。陣屋「御本館」は、明治2年(1869)版籍奉還により解体された。

明治元年 (1868), 翌々年の元就 300 年祭にむけて元就墓所の大規模な改修が行われ, 各所にあった毛利家祖先や隆元妻, 興元, 幸松丸の墓は元就墓所内に移される。

昭和6年(1931)毛利元就墓所に「百万一心」碑が建設される。

これは、元就が郡山城築城に当たって人柱の代わりに「百万一心」と記した巨石を埋め、人命の尊重と力を合わせることの大切さを説いたとされる伝説の石で、文化年間に長州藩士が発見し拓本をとったものが豊栄神社に奉納されていた。吉田では大正の初めにそれを写して持ち帰り、元就の遺訓として町内外に広報した。こうしたなかで碑が建てられ、以後、戦時体制が強まるとともに、国の挙国一致の政策に取り込まれ広く浸透していった。

昭和13年(1938)には国の史跡指定調査が始まり、現地調査や城跡中枢部の地形測量が行われ、昭和15年(1940)8月に史跡に指定された。

また高田郡は、中世から安芸門徒の中心といわれ、「国郡志下調郡辻書出帳」は、郡内寺院 68 ヵ寺の 62 ヵ寺が真宗寺院であると記している。真宗が生活・民俗に大きく影響していた。

明治時代以降,近現代にあっても農業が主体であるが,交通や諸産業の発達,各地に商業地が形成され,教育制度が整えられるなか町村合併も進み,昭和28年(1953)以降6町となり、平成16年(2004)に現在の安芸高田市に至った。

安芸高田市は、位置的に古代以降備後・安芸国また北部では石見国との境目となり、 最終的には安芸国高田郡として郡域を踏襲してきた。市域の中・南部を北流、中国山地 を貫流し日本海へ注ぐ大河・江の川とその支流との結節点が各時代の交通路の要衝地と して中心的な拠点を担ったといえよう。

このように、毛利氏及び郡山城は近世・近代においても広く存在感を保ち地域のシンボル、誇りとして現在も受け継がれている。

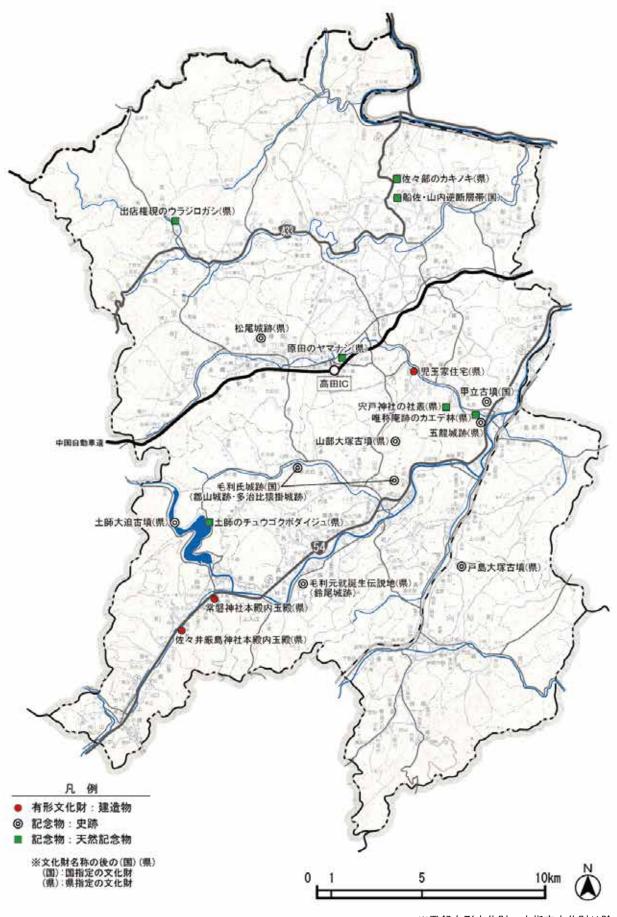
2 安芸高田市の指定・登録文化財

安芸高田市には、文化財保護法に関わる指定・登録の文化財が221件あり、その内訳は国指定4件、県指定36件、市指定166件、国登録15件となっている(令和3年(2021)3月末現在)。

これらを種別でみると、指定文化財 206 件のうち、記念物が 110 件で最も多く、次いで有形文化財が 56 件、民俗文化財が 40 件となっている。

表 2-2 安芸高田市の指定・登録文化財種別件数(令和3年(2021)3月末現在)

	種別	国指定	(うち国宝)	県指定	市指定	計
	建造物	_	_	3	15	18
	絵画	_	_	_	4	4
	彫刻			1	4	5
	工芸品	1	ı	2	19	21
有形文化財	書跡		_	_	2	2
	典籍		_	1	1	2
	古文書	1	1	_	1	1
	考古資料			1	2	3
	歴史資料	1	Ι	_	_	_
無形文化財	工芸技術	1	_	_	_	_
無が文化別	芸能	1	ı	_	_	_
民俗文化財	有形民俗文化財	1	1	_	6	6
大倍文化則	無形民俗文化財	1	1	16	17	34
	史跡	2	Ι	6	68	76
記念物	名勝		_	_	2	2
記念物 	天然記念物	1	-	6	25	32
	名勝及び天然記念物	_	_	_	_	_
計	(指定文化財)	4		36	166	206
その他	登録有形文化財(建筑	造物)				15



※登録有形文化財, 市指定文化財は除く

図 2-7 安芸高田市の国・県指定文化財の分布(建造物・記念物)

表 2-3 安芸高田市の国指定文化財

種別	指定年月日	名称	所在地	備考
無形民俗	平 9.12.15	安芸のはやし田	高宮町原田	安芸のはやし田連合保 存会
	昭 15.8.30 昭 63.2.16	毛利氏城跡 郡山城跡 多治比猿掛城跡	吉田町吉田 吉田町多治比	
	平 28.3.1	甲立古墳	甲田町上甲立	
天然記念物	昭 36.5.6	船佐・山内逆断層帯	高宮町佐々部	

表 2-4 安芸高田市の広島県指定文化財

種別	指定年月日	名称	所在地	備考
美 爾·李 <i>小</i> ·吐	平 3.12.12	常盤神社本殿内玉殿	八千代町勝田	常磐神社護持団体・常 磐会
重要文化財 (建造物)	平 3.12.12	佐々井厳島神社本殿内玉殿 (附 鳥居社額1枚 棟札1枚)	八千代町佐々井	
	昭 48.5.30	児玉家住宅	甲田町浅塚	
重要文化財 (彫刻)	平 10.9.21	木造千手観音菩薩立像	吉田町吉田	清住寺
	昭 28.8.11	銅鐘	吉田町吉田	高林坊
(工芸品)	昭 28.10.20	銅鐘	甲田町高田原	高林坊
重要文化財 (典籍)	昭 50.9.19	清神社棟札(附在銘連子窓断片1枚)	吉田町吉田	
重要文化財 (考古資料)	平 2.12.25	一ツ町古墳出土亀形須恵器	向原町戸島	個人
	昭 29.4.23	神楽「剣舞」	高宮町川根	山根神楽団
	昭 29.4.23	神楽「鍾馗」	高宮町川根	梶矢神楽団
	昭 54.3.26	佐々部神楽	高宮町佐々部	佐々部神楽団
	昭 54.3.26	羽佐竹神楽	高宮町羽佐竹	羽佐竹神楽団
	昭 54.3.26	原田神楽	高宮町原田	原田神楽団
	昭 57.2.23	来女木神楽	高宮町来女木	来女木神楽団
	昭 29.4.23	青神楽の神迎え	美土里町生田	青神楽団
無形民俗	昭 29.4.23	桑田天使神楽の神降し	美土里町桑田	桑田天使神楽団
無形氏符	昭 48.12.18	生田のはやし田	美土里町生田	生田芸能保存会
	昭 48.12.18	本郷のはやし田	美土里町本郷	本郷はやし田保存会
	昭 48.12.18	桑田のはやし田	美土里町桑田	桑田はやし田保存会
	平 7.1.23	本郷獅子舞	美土里町本郷	本郷獅子舞保存会
	昭 52.9.14	生田の花笠おどり	美土里町生田	生田花笠踊保存会
	昭 54.3.26	津間八幡神楽	美土里町本郷	神幸神楽団
	昭 54.3.26	西尾山八幡神楽	美土里町北	西尾山八幡神楽保存会
	昭 54.3.26	川角山八幡神楽	美土里町生田	川角山八幡神楽保存会
	昭 56.4.17	山部大塚古墳	吉田町山部	
	昭 48.3.28	土師大迫古墳	八千代町土師	
H1 11-16-	平 2.12.25	戸島大塚古墳	向原町戸島	
史跡	昭 15.11.10	毛利元就誕生伝説地(鈴尾城跡)	吉田町福原	
	昭 46.4.30	五龍城跡	甲田町上甲立	
	平 19.4.19	松尾城跡	美土里町横田	
	昭 46.12.23	佐々部のカキノキ	高宮町佐々部	
	昭 54.3.26	原田のヤマナシ	高宮町原田	
工學司人學	昭 54.11.2	土師のチユウゴクボダイジュ	八千代町土師	
天然記念物	昭 51.6.29	出店権現のウラジロガシ	美土里町生田	伊勢神社
	昭 53.10.4	唯称庵跡のカエデ林	甲田町上甲立	
	昭 54.11.2	宍戸神社の社叢	甲田町上甲立	

表 2-5 安芸高田市の国登録文化財

種別	指定年月日	名称	所在地	備考
	平 26.12.19	福泉坊本堂,庫裏,鐘楼,山門	吉田町吉田	
登録 有形文化財 (建造物)	平 27.11.17	日野家住宅主屋,洋館,米倉,納戸 倉及び離れ,酒造倉,納屋,表門及 び伴部屋,御成門	甲田町深瀬	
	令元 .12.5	専教寺本堂,納骨堂,山門	高宮町船木	



毛利元就墓所



多治比猿掛城跡



木造千手観音菩薩立像



清神社棟札(永禄11年) 同(正中2年)



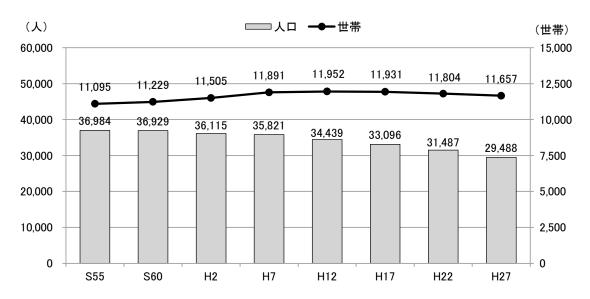
第4節 社会環境

1 人口

安芸高田市の人口は、平成 27 年 (2015) の国勢調査で 29,488 人であり、推移をみると減少傾向が続いている。

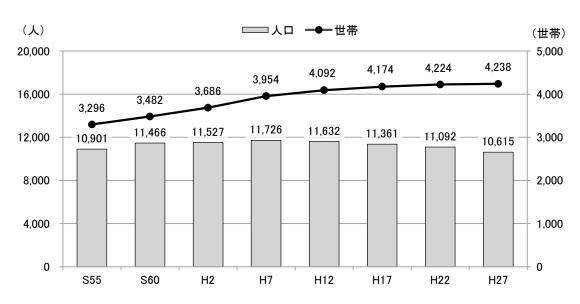
世帯数は、平成27年(2015)に11,657世帯と概ね横ばいで推移している。

吉田町の人口は、平成27年(2015)に10,615人、世帯数は4,238世帯となっており、人口は平成7年(1995)をピークに減少傾向となっているが、世帯数は増加傾向が続いている。



資料:総務省国勢調査

図 2-8 安芸高田市の人口及び世帯数の推移



資料:総務省国勢調査

図 2-9 安芸高田市吉田町の人口及び世帯数の推移

2 主な社会教育施設

安芸高田市の主な社会教育施設としては、安芸高田市民文化センターをはじめとして 10 施設あり、唯一の博物館として安芸高田市歴史民俗博物館が吉田町に立地している。

表 2-6 安芸高田市の主な社会教育施設

名 称	住 所	備考
安芸高田市民文化センター	安芸高田市吉田町吉田 761 番地	中央図書館併設
八千代文化施設フォルテ	安芸高田市八千代町佐々井 1391 番地 1	八千代図書館併設
美土里生涯学習センターまなび	安芸高田市美土里町本郷 4535 番地 2	美土里図書館併設
高宮田園パラッツォ	安芸高田市高宮町佐々部 957 番地	高宮図書館併設
甲田文化センターミューズ	安芸高田市甲田町高田原 1446 番地 3	甲田図書館併設
向原生涯学習センターみらい	安芸高田市向原町坂 333 番地	向原図書館併設
吉田文化創造センター	安芸高田市吉田町吉田 1324 番地	
八千代の丘美術館	安芸高田市八千代町勝田 10494 番地 7	
安芸高田市歴史民俗博物館	安芸高田市吉田町吉田 278 番地 1	



3 観光

(1) 主な観光資源

安芸高田市の主な観光資源としては、次の施設及び文化財をあげることができる。

- ○安芸高田市歴史民俗博物館(吉田町)
- ○道の駅「三矢の里あきたかた」(吉田町)
- ○吉田サッカー公園(吉田町)
- ○土師ダム周辺: サクラ,キャンプ場,サイクリングターミナル,八千代の丘美術館 ほか(八千代町)
- ○神楽門前湯治村 (美十里町)
- ○道の駅「北の関宿安芸高田」(美土里町)
- ○たかみや湯の森(高宮町)
- ○エコミュージアム川根(高宮町)
- ○湧永満之記念庭園 (甲田町)
- ○丸山公園(向原町)
- ○産直市(各地域)
- ○神楽(公演:神楽門前湯治村,安芸高田市市民文化センターほか)
- ○郡山城跡をはじめとした文化財

(2) 観光客数

安芸高田市の総観光客数は、平成22年(2010)の約125万人を底に上昇傾向にあり、 平成29年(2017)に約172万人となっている。

入込観光客数は、平成 29 年 (2017) において約 98 万人となっている。最近 10 年間では平成 20 年 (2008) の約 104 万人をピークに減少傾向にあったが、平成 23 年 (2011) 以降増加傾向にある。

安芸高田市歴史民俗博物館の利用者数を開館した年度からみると、NHK大河ドラマ「毛利元就」の放送決定(平成8年(1996)2月),同年10月から翌年11月までの間の「元就村」の開村、安芸高田市歴史民俗博物館での関連した企画展の開催により、平成8年度(1996)は前年度から急増し、さらに平成9年度(1997)には21万人近くに達している。その後、平成19年度(2007)には5,664人まで減少したが、平成30年度(2018)には10.807人となっている。

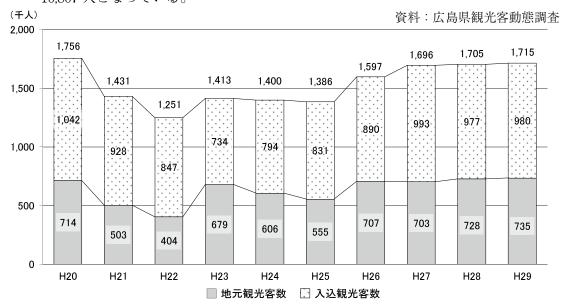
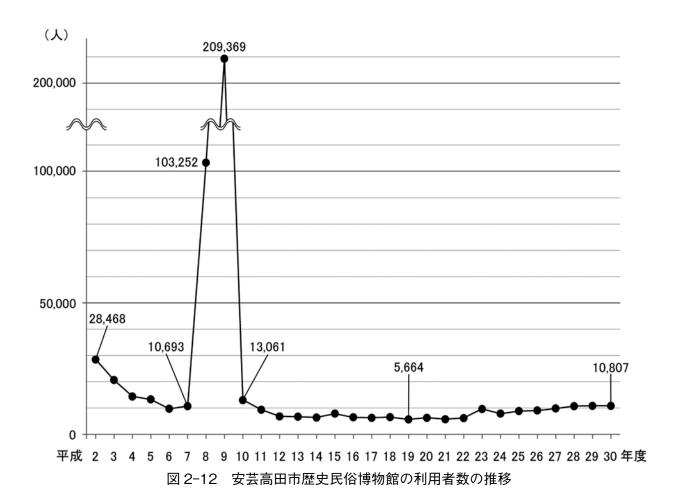


図 2-11 安芸高田市の観光客数の推移





安芸高田市歴史民俗博物館

第3章 史跡の概要

第1節 指定と追加指定に至る経緯

郡山城跡は、昭和15年(1940)8月30日に山頂部を中心として、7.5ha(本丸、二の丸、三の丸、厩の壇、釜屋の壇、姫の丸壇、釣井の壇、御蔵屋敷の壇、勢溜の壇、満願寺跡、妙寿寺跡、羽子の丸)が国の史跡に指定された。その後、毛利元就の墓が昭和29年(1954)11月11日に広島県の史跡に指定された。

こうして指定された範囲は、郡山城跡の一部であることから、昭和57年(1982)9月、 文化庁より広島県教育委員会を通じて、史跡毛利氏城館跡(郡山城跡)の指定地を郡山 全域に拡大するよう指導があった。

このため、昭和58年(1983)2月、広島県教育委員会と旧吉田町は指定地の範囲について協議し、それを受けて広島県教育委員会は同年6月、吉田町文化財専門委員会及び吉田財産区会議において、指定の意義について説明を行った。さらに、広島県教育委員会は7月に郡山の町有地を管理する吉田財産区会議において追加指定に関する説明を行い、同意を得ている。

郡山全域の指定に関しては、民有地も多数あることから、昭和58年(1983)12月から翌年9月にかけて、合計3回の追加指定についての地元説明会を開催した。

また,第3回地元説明会の直後(昭和59年(1984)9月)には,文化庁より多治比猿掛城跡も全域を史跡指定するよう指導があり,同年12月には居館跡伝承地(御里屋敷跡伝承地)も追加指定するよう指導があった。

このように、御里屋敷跡伝承地及び多治比猿掛城跡を含め追加指定する方向づけがなされたことを受け、昭和60年度(1985)から62年度(1987)にかけて国庫補助を受け、吉田町教育委員会は史跡郡山城跡保存管理計画策定事業を実施し、昭和63年(1988)3月、「史跡郡山城跡保存管理計画」を策定した。

この間,昭和61年(1986)7月には,史跡郡山城跡の追加指定を文化庁に申請し,同年10月の文化財保護委員会では,追加指定及び名称変更(「毛利氏城跡」への変更)に関して答申された。

そして,昭和63年(1988)2月16日,史跡郡山城跡の追加指定及び名称変更(史跡毛利氏城跡)が官報に告示された。

第2節 指定の状況

1 指定告示

(1) 昭和 15年の指定

官報 第4096號 昭和15年8月30日金曜日

◎文部省告示第 546 號

史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和15年8月30日 文部大臣 橋田邦彦

第1類 史蹟

名称 郡山城阯

地名 廣島縣高田郡吉田町字郡山

地域 1328番ノ1内實測6町2段2畝28歩8合, 1328番ノ2, 1328番ノ3,

1347 番, 1362 番, 1363 番

(2) 昭和63年の追加指定

文部省告示第17号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により,史跡郡山城跡(昭和15年文部省告示第546号)について、その名称を改め、地域を追加して指定し、次に掲げるとおりとする。

昭和63年2月16日 文部大臣 中島源太郎

毛利氏城跡

多治比猿掛城跡 広島県高田郡吉田町大字多治比字烏帽子, 同字 別図のとおり

隠地, 同字長迫

郡山城跡 広島県高田郡吉田町大字吉田字郡山、同字上迫 別図のとおり

備考 別図は省略し、その図面を広島県教育委員会及び吉田町教育委員会に備え置い て従覧に供する。

2 指定説明文とその範囲

(1) 指定説明文

大永三年毛利元就宗家ヲ嗣ギ多治比ノ猿掛城ヨリ此ノ地ニ移リ父祖以來ノ城域ヲ改メ 其ノ規模ヲ擴大シテ之ニ居リ天文九年尼子晴久ノ來攻ニ遇ヒシモ屈セズ却テ之ニ撃退セ リ以後本城ヲ根據トシテ威ヲ中國ニ振ヒシガ嫡孫輝元ニ至リ廣島ニ移城セシヲ以テ天正 十九年廢城トナレリ

城構ハ山城ニ屬シ可愛川ト多治比川トノ合流點ニ近キ海拔約四百米ノ郡山山頂ヲ削平シテ本丸ヲ設ケ其ノ南方ニニノ丸、三ノ丸ヲ構ヘタルモノニシテ諸處ニ石壁ノ阯アリ西ニ釣井壇、西南ニ御藏屋敷、勢溜ノ壇アリ北ニ姫ノ丸、東北ニ釜屋壇、羽子ノ丸アリ東南ニ廐ノ壇アリテ舊規模ヨク保存セラレタリ尚山麓ニハ毛利元就等ノ廟墓アリ

※出典:国指定文化財等データベース(文化庁)

(2) 史跡の追加指定及び名称変更の説明文

郡山城跡

(新名称)

毛利氏城跡

多治比猿掛城跡

郡山城跡

広島県高田郡吉田町

郡山城は南北朝時代から天正期に至る毛利氏累代の本城として、史跡に指定されている。ただし既指定地は郡山の山頂付近の一部であり、山全体に及ぶものではなかったが、郡山城の遺構は郡山山稜全体に残存し、指定地外にも広く分布する。

すなわち山頂より南東に延びる山稜上、北を難波谷、西を堀切によって画される未指 定地の一画は『芸藩通志』絵図に「親城跡」、『国郡志書出帳』に「古本丸」と記される ものに相当し、地元では旧本城と呼称しているが、『祐長老答国司広邑書』『芸藩通志』 をはじめとする古書が、建武2年(1335)毛利時親が初めて築城したと伝える古城跡に該 当し、本丸(一の丸)、二の丸、三の丸のほか古井戸(釣井)が残存する。

現在の郡山城跡は大永2年(1522)以降毛利元就が父祖以来の城域を郡山全体に拡張した、いわば新城とも称すべき城の跡であるが、そのうち東方の厩の壇(既指定地)より続く尾根上、旧本城とは難波谷をへだてた北方の尾根には数か所の郭が残り馬場跡と呼んでいる。また山頂より南西方向にのびる尾根上、勢溜の壇(既指定地)の延長上に位置する派生尾根上には一位の壇、矢倉の壇、尾崎丸などと通称されるいくつかの郭が残存するが、いずれも指定地外となっている。

また,西南山麓には御里屋敷と呼ばれる一画があり,毛利元就の居館(土居)跡と伝えている。さらに南から西にかけての山麓には常栄寺跡,妙玖庵跡,洞春寺跡等の寺院跡が残存し,常栄寺跡には毛利隆元(法名華渓常栄)墓所が,洞春寺跡には毛利元就(法名日頼洞春)墓所,毛利一族墓所がある。また妙玖庵は元就夫人妙玖の菩提寺と伝えているが,いずれも指定地外となっている。

郡山城跡の北西4キロメートルに多治比猿掛城跡がある。毛利元就は大永3年(1523)27歳の時に甥幸松丸夭折のあとをうけて郡山城(旧本城)に入城し,毛利家の家督を継承するが,それまでの居城が多治比猿掛城であった。元就は明応9年(1500)4歳の時,家長を長子興元に譲り隠居した父弘元とともにこの城に移り住んだ。大永以前,庶流であった時代の元就は多治比殿と呼ばれていた。元就家督継承にあたって福原広俊以下15名が連署状を提出しているが(毛利家文書).その宛先に

「多治比御城

参

人々御中|

とあるのがこの城に該当する。また猿掛の呼称は『陰徳太平記』や『芸藩通志』にみえている。城跡は、多治比川がめぐる標高 380 メートルの急峻な猿掛山上にあり、本丸、二の丸、三の丸、南の壇、井の壇、御馬屋敷、出丸、物見丸等が残るほか、山麓に悦叟院の森と呼ばれる寺跡があり、毛利弘元(法名悦叟常喜)、同夫人の墓所がある。

郡山城跡,多治比猿掛城跡はいずれも良好に保存されており,戦国大名毛利氏の城のあり方をよく示す貴重な遺跡である。ここに郡山城跡の未指定と多治比猿掛城跡全体を追加指定するとともに、指定名称を

「毛利氏城跡

多治比猿掛城跡

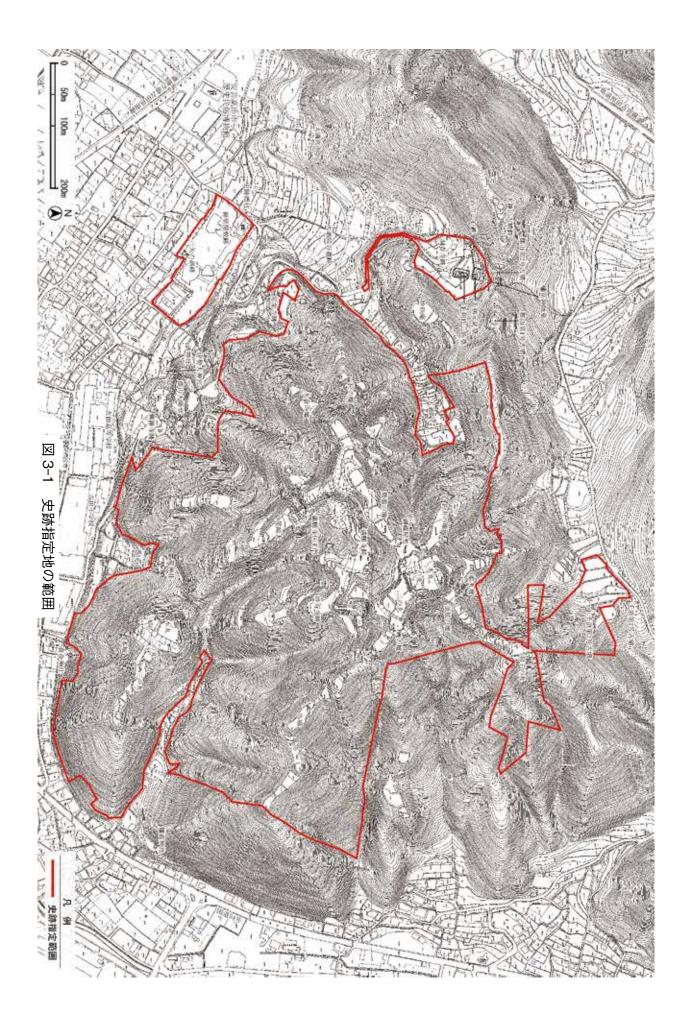
郡山城跡」

と変更し、その保存を図るものである。

※『月刊文化財 1月号』(昭和62年1月1日発行)より引用

(3) 史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、図面上で示すと次頁の図のようになる。 なお、指定された地域(地番)は、本節「4 指定地の状況」の中で示している。



3 史跡毛利氏城跡保存管理計画策定事業以降の調査成果

史跡毛利氏城跡としての追加指定及び名称変更にあたっては,前記のとおり昭和60年度(1985)から同62年度(1987)にかけて国庫補助を受け,旧吉田町教育委員会が史跡郡山城跡保存管理計画策定事業を実施している。

この事業では、現地調査や史料調査、空中写真測量、平面図作成も行っている。

こうした調査・作業を活かしながら、史跡毛利氏城跡保存管理計画を策定し、郡山城 についてはその中で「郡山城跡の歴史と遺構」としてそれまでの調査をまとめている。

その後, 毛利氏の歴史や郡山城の遺構に関して調査・研究が進んでおり, ここでは保存管理計画策定事業以降の調査成果の要点を整理する。

郡山城跡は、昭和15年(1940)の史跡指定、同63年(1988)の追加指定と名称変更、それに伴う史跡毛利氏城跡保存管理計画策定事業によりそれまでの調査成果がまとめられているが、その後の30年間で現地の考古学的調査や郡山城そのものにかかる史料調査が進み、郡山城跡の実態とその重要性がさらに高まってきている。

この間,平成4年度 (1992) には広島県・吉田町による中世城館遺跡保存整備事業に伴い御里屋敷跡伝承地の試掘調査が行われたが遺構が明確にできず,その後の事業実施には至らず,城跡における計画的,学術的な発掘調査についてはこれまで実施されていない。

(1) 考古学的調査

○郡山城の全体構造

保存管理計画策定事業に係る測量調査で城の全体構造が明らかになった。とくに独立 丘陵状の地形を活かして、山頂の中枢部を、内郭部、外郭部、周縁部が囲む階層的な構 造であることが明らかとなった。

○郡山城跡の個別遺構

個別遺構を見ると、郭は地山の切り盛りによる自然地形に沿った小さいものが多いが、中枢部には石垣が見られる(この石垣には破城の行為が認められる)。城内に堀切や土塁、石塁などの防御施設は少なく、満願寺跡等の庭園を持つ寺院が見られる。外郭部には本城、羽子の丸をはじめ防御性の強い独立した城がある。多様な遺構は16世紀前半以前の国人領主の本拠を思わせる本城から、16世紀後半の戦国大名の大規模城、さらに16世紀末の石垣の使用と、郡山城が長期にわたり拡張・改修されながら使用されたことを示している。

また、麓に近い興禅寺跡推定地(現郡山公園)の東側、登山道に沿う法面から 15~16世紀と推定される埋葬遺構が検出されている。城域が全山に拡大する 16世紀中頃以前の墓域造営が認められる。

○郡山城跡の採集遺物

郡山城跡からは、中枢部を中心に 500 点を超す輸入陶磁をはじめ多様な遺物が採集されている。輸入陶磁は 16 世紀後半とされる青花が半数以上を占めるが、14 世紀代の特殊器形の龍泉窯青磁も含まれ、本丸からは堆黒盆の破片も採集されている。さらに中枢部からは土師質土器小皿の破片も多量に採集されている。これらは中枢部の格式の高さを示し、そこでは儀式や饗宴も行われたことが推察される。また、三の丸や御蔵屋敷の壇では瓦も採集されている。中枢部は 16 世紀後半以降使用され、御殿をはじめとした施設や瓦葺きの建物があったことが想定される。中枢部以外では外郭部の本城及び難波

谷から15世紀代の備前焼片や土師質土器皿が採集されている。

○郡山城跡の周辺

郡山城跡では指定地外の山麓部で発掘調査が行われている。西側の大通院谷遺跡では城域を区切る堀とその外側で屋敷群、南麓でも幅 14 mの横堀が検出されている。酉谷遺跡では版築で造成された郭と石垣を伴う郭が検出されており、麓(里)から中枢部への通路に伴うものと考えられる。北側鞍部の千浪郭では石垣で画した郭から掘立柱建物が検出され城背後の番所と考えられている。これら周辺部の遺構は概ね 16 世紀中頃から後半と推定されている。

○まとめ

これら考古学的調査の成果は次のようにまとめられる。

- ・築城の時期は明らかではないが15世紀には存在し16世紀末まで使用された。
- ・広島県内最大規模で中枢部が突出した求心的な四重構造となる。
- ・本城等の外郭部の一部を除き遺構の大半は16世紀中頃以降のもので、16世紀末には中枢部が石垣で改修された。築城から廃城まで拡張・改修が続けられた。
- ・16 世紀中頃以降の郡山城は軍事的施設から政治的施設に代わっており、中枢部の 石垣や威信財と考えられる遺物からは毛利氏の権力誇示がうかがわれる。
- ・石垣は隅や上部が壊されており、廃城に伴い破城が行われたことがうかがわれる。

(2) 史料調査

○吉田と毛利氏の関係

吉田と毛利氏との関係は13世紀にはじまるが、城が確認されるのは14世紀の「吉田城」からである。しかしこれは臨時的施設と考えられ後の郡山城に直接つながるか否かは明らかでない。

○毛利元就と郡山城

15世紀後半から16世紀初頭には「郡山」や「要害」「城誘」等の記録があり、大永3年(1523)には家督を相続した元就が「郡山」に入城。天文9年(1540)には郡山城が尼子軍に攻められる。この頃、恒久施設としての郡山城(本城)があったことが分かる。

○毛利隆元と郡山城

天文 15 年 (1546) の隆元相続後,隆元の「本城」は「かさ(山頂)」の元就と遠いので中腹の「栗掃井新丸」に移りたいとし、後に「尾崎」に移っている。また,同 20 年 (1551) には城麓の堀が西に延長される。この頃までに郡山城は本城を含む郡山全域に拡張されたらしい。以後,永禄年間にかけ城内には「小座敷」「たまる所」「風呂湯殿」「上り殿」等の記載が見られる。

○毛利輝元と郡山城

元就没後の元亀3年(1572)には、それまで「番衆」が努めていた在番から、「年寄衆奉行之者」は「在城」することになる。さらに天正9年(1581)の『芸州吉田沼田中郡御祓賦帳』「郡山之分」には「御屋形様(輝元)」ほか74名の記載がある。これは御師村山氏が檀那に御祓いのお土産を配った名簿で、この順は城内の山頂から下方の山麓へと廻った順路を示しているのではないかとされている。

天正 12年 (1584) には、郡山の「麓堀掃」「堀普請」を行っており、「会所」「城内之普請」「大門」の建設の予定もあった。同 16年 (1588) には城内の「惣普請」が計画されるが、秀吉から上洛の要請があり、実施されたかどうかは明らかでない。上洛の翌年、輝元は新たな本拠として広島城の築城をはじめ、同 19年 (1591) には広島城に入城する。その

後の郡山城は明らかでないが、文禄年間に隆景らが吉田で参会しており、慶長5年(1600)の関ケ原の戦いまでは使用されていた可能性が高い。

○『高田郡村々覚書』からみる郡山城

宝永 2 年 (1705) の『高田郡村々覚書』には、島原の乱(寛永 14 年 (1637) ~同 15 年 (1638)) に伴い惣堀が埋められたとの記載がある。

○まとめ

これら史料調査の成果は考古学的調査の成果と矛盾しない。

4 指定地の状況

(1)土地所有

史跡指定地の土地は、おおむね3分の2が公有地、3分の1が民有地となっている。 公有地は、安芸高田市が277,727.07㎡所有しており、地目としては、山林、保安林、 宅地となっている。

表 3-1 土地所有の状況

所有者	面積(㎡)	構成比(%)	該当する地目
公有地 (安芸高田市)	277,727.07	64.5	山林,保安林,宅地
民有地 (個人)	152,826.00	35.5	山林,保安林,墓地
合 計	430,553.07	100.00	_

(2) 土地利用

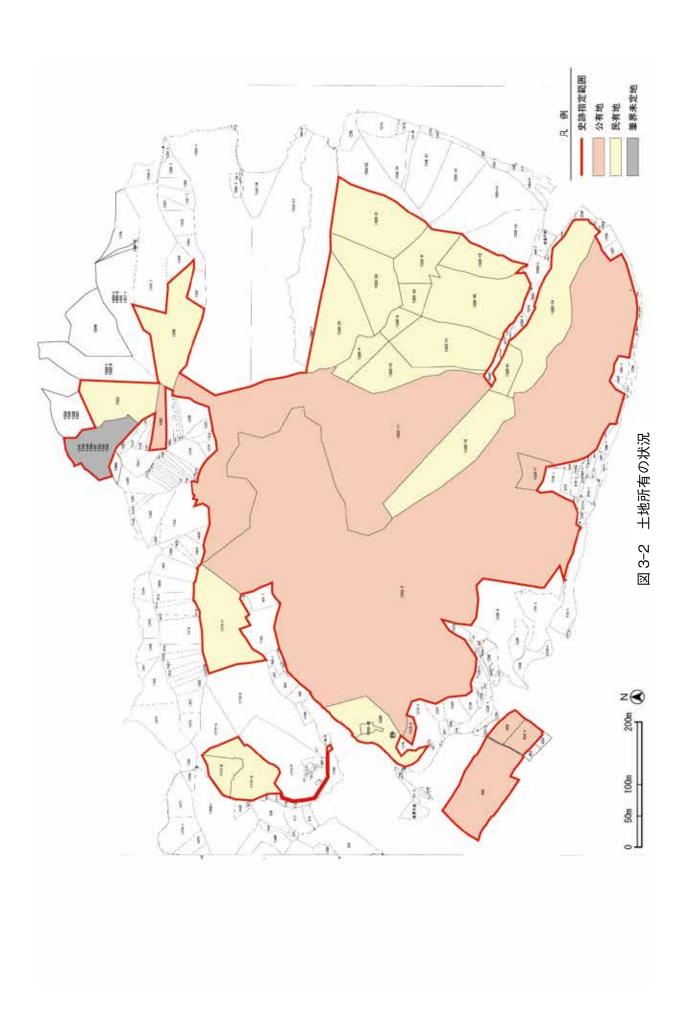
史跡指定地の土地利用を地目でみると,全体面積の大半(91.8%)を山林が占めており, その他は、保安林、墓地、宅地となっている。

表 3-2 土地利用(地目)の状況

地 目	面積(㎡)	構成比(%)
山林	201,138.61	46.7
保安林	212,450.00	49.3
墓地	2,779.00	0.7
宅 地	14,185.46	3.3
合 計	430,553.07	100.0

表 3-3 土地利用(地目)の状況(参考)

番号	所在地	地番	地目	面積 (㎡)	所有者	備考
1	吉田町大字吉田字郡山	1171-1	山林	10,665	個人	
2	"	1171-5	山林	6,418	11	
3	"	1171-6	墓地	2,381	"	
4	"	1200	山林	6,247	"	
5	"	1213-2	保安林	85	安芸高田市	
6	"	1213-3	保安林	59	"	
7	"	1213-8	山林	39	"	
8	"	1214	保安林	763	"	
9	"	1217-1	保安林	33	"	
10	"	1217-2	山林	6.61	"	
11	"	1218	保安林	290	"	
12	"	1219-2	保安林	128	"	
13	"	1220	保安林	446	"	
14	"	1296	山林	10,309	個人	
15	"	1323	山林	7,080	"	
16	"	1328-1	山林		安芸高田市	
17	"	1328-2	保安林	192,628		1328-3,1328-5 を合筆
18	"	1328-4	保安林	2,810		
19	"	1328-8	保安林	1,665		
20	"	1328-9	山林	5,626		
21	"	1328-10	山林	5,908	"	
22	"	1328-11	山林	10,370		
23	"	1328-12	山林	4,854	"	
24	"	1328-17	山林	64,378	安芸高田市	1328-25, 1328-26, 1328-29 を合筆
25	"	1328-18	山林	13,293	個人	
26	"	1328-19	山林	14,444	"	
27	"	1328-21	山林	10,752	"	
28	"	1328-30	山林	8,947	個人	
29	"	1328-31	保安林	5,950	"	
30	"	1328-32	山林	1,487	"	
31	"	1328-39	保安林	1,967	"	
32	"	1328-40	山林	13,264	"	
33	"	1328-41	山林	2,408	"	
34	"	1328-42	墓地	398	"	
35	"	1347	山林	809	安芸高田市	
36	"	1348	山林	945	個人	
37	"	1349	山林	799	"	
38	"	1351	山林	1,444	"	
39	"	1352	山林	842	"	
40	"	1353	山林	595	"	
41	"	1354	山林	958	"	
42	"	1362	山林	1,835	安芸高田市	1362-3 を合筆
43	吉田町大字吉田字上迫	406	宅地	10,761.73	安芸高田市	
44	"	454-1	宅地	1,858.97	"	
45	"	456	宅地	1,564.76	"	
	合計	_	_	430,553.07	_	



(3) 法規制の状況

郡山城跡については,文化財保護法(国指定史跡)のほか,現在までに様々な規制がなされている。

大正 10 年 (1921) に風致保安林に、昭和 49 年 (1974) には郡山、天神山の山林が緑地環境保全地域に指定されている。この郡山緑地環境保全地域は、史跡郡山城跡を中心とした歴史的遺産とその周辺の樹林地を現状のまま保全するために指定されたもので、地域内の樹齢数百年を経たスギの巨木林や 62 科 350 種に及ぶ樹種からなる原生的天然林は植物学的にも貴重とされている。なお、この区域での木材の伐採は届出が義務づけられている。

また、昭和42年(1967)に郡山・天神山周辺が鳥獣保護区に指定されている。これにより安心して史跡の散策ができるようになった(狩猟が認められなくなったため)。

この他にも、昭和44年(1969)4月に広島県の「いこいの森」事業により、「郡山いこいの森」が完成。植樹を行い、展望台、スベリ台、ブランコを設置した。昭和50年(1975)7月には広島県の自然歩道のコースに郡山を入れ、親しみのもてるような方策がとられてきた。

昭和55年(1980)11月には都市計画区域に編入され、郡山城跡の山麓部付近のうち、南側は第一種中高層住居専用地域、東側は第一種住居地域(用途地域)が指定されている。加えて、土砂災害防止法に基づき郡山城跡の南及び東側の山裾付近を中心に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域(急傾斜地、土石流)が、急傾斜地法に基づき急傾斜地崩壊危険区域が南東部の山麓(1箇所)に指定されている。

【各制度の概要・規制】

■風致保安林

根拠法等:森林法

名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合に,これを保存 する。

郡山城跡における風致保安林は、広島県の保安林台帳では指定施業要件が「禁伐」となっている。

<保安林における制限(一部抜粋)>

- (1) 立木の伐採:都道府県知事の許可が必要。
 - 許可要件
 - ・伐採の方法が、指定施業要件(注)に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこと(間伐及び人工林の択伐の場合は、知事への届出が必要)。
- (2) 土地の形質の変更: 都道府県知事の許可が必要 許可要件
 - ・保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないこと。
 - (注) 指定施業要件

保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が 定められている。

■緑地環境保全地域

根拠法等:広島県自然環境保全条例(昭和47年12月制定)

自然的社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが、地域の 住民の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域を、面積に関係なく指定。

- 1. 市街地又はその周辺地域の緑地を保全するために必要な樹林地,池沼,丘陵等良好な自然環境を形成している区域。
- 2. その地域を象徴する歴史的,文化的,社会的資産(例えば,神社仏閣や古墳)と自然とが一体となって良好な自然環境を形成している区域。

<指定による行為の規則>

- ・一定の基準を超える建築物の建築や宅地の造成等の特定の行為をしようとするとき は、事前に知事への届出が必要。
- ・木竹の伐採も届出の対象。

■鳥獣保護区

根拠法:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律。

鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定される(国又は都道府県が指定)。

<鳥獣保護区における制限>

・鳥獣保護区内においては、狩猟が認められない。

■用途地域

根拠法等:都市計画法

地域における住居の環境の保全又は業務の利便の増進を図るために、市街地の類型に 応じて建築を規制するべく指定する地域。

<用途地域による制限>

例:郡山城跡の南側山麓部の市街地…第一種中高層住居専用地域。

- ・マンションや戸建てといった住居や、ある程度の広さの飲食店、スーパーマーケットといった店舗を建築できる地域。
- ・ホテル等の宿泊施設、パチンコ店等は建築できない。

■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

根拠法等:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂 災害防止法)。

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知,警戒避難態勢の整備,住宅等の新 規立地の抑制,既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもの。

<指定による制限>

土砂災害警戒区域

- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。 土砂災害特別警戒区域
- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に 著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許 可制、建築物の構造規制等が行われる。

■急傾斜地崩壊危険区域

根拠法等:急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法) 急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地は、急傾斜地の崩壊による災害から国民 の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされる。

また、住民の要望と同意にもとづき、広島県が崩壊防止工事を行っている。

<指定による制限>

次の行為を急傾斜地崩壊危険区域内で行おうとする場合には、都道府県知事の許可が 必要。

- ・水の浸透を助長する行為(例)水を放流し、又は停滞させる行為。
- ・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で,政令で定めるもの。 (例) ため池, 用排水路
- ・のり切、切土、掘削又は盛土。
- ・立竹木の伐採。
- ・木竹の滑下又は地引による搬出。
- ・土石の採取又は集積。
- ・上記の他、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為で、政令で定めるもの。

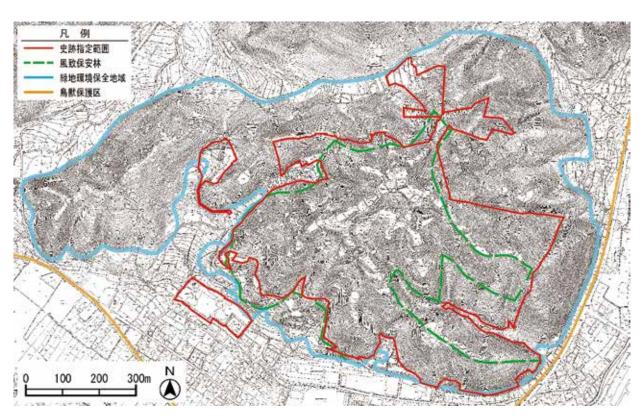


図 3-3 史跡指定地を中心とした法規制(土地利用関係)の状況

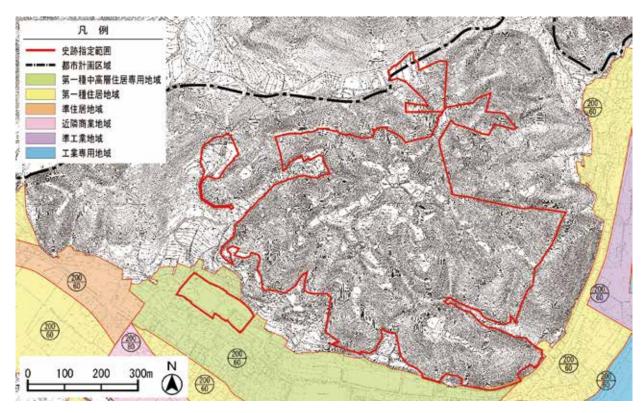


図 3-4 都市計画の状況

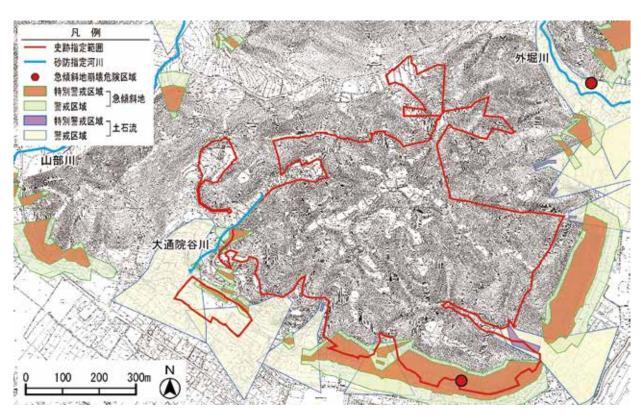


図 3-5 土砂災害特別区域等(土砂災害防止法)の指定状況

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

史跡の保存・活用の原点となるのは、当該史跡が指定に値する本質的価値とは何かを 明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。

なお、史跡における本質的価値とは「史跡の指定に値する枢要の価値」とされ、指定 説明文及び追加指定説明文に立脚しつつ、当該史跡の本質的価値を総括的に再整理・再 確認し明示することとされている。

したがって、昭和15年(1940)の指定説明文とともに、「月刊文化財 1月号」(昭和62年(1981)1月1日発行)の記載されている本史跡の追加指定及び名称変更の説明文をもとに、それから類推し読み取れる内容を含めて本質的価値を検討し明示する。

●毛利氏が中国一円を治める戦国大名に成長する拠点と城のあり方を示す山城跡

郡山城は、毛利元就が家督を継いだ段階で、一国人領主の本拠に過ぎなかったが、毛 利氏が中国一円を領有する戦国大名に成長するなかで城郭の拡張や整備が続けられ、城 郭の遺構から毛利氏の発展段階を探ることができる。

●郡山全域にわたって数多くの遺構(郭,石垣,切岸ほか)が良好に保存されている大規模な山城跡

郡山城跡は、郡山全域を利用した城郭であり、山頂付近や全方位に伸びるすべての尾根に270に及ぶ郭が築かれ、寺跡の遺構を含め、それらが良好に保存され現地で明瞭に確認することができる広島県内最大規模、全国的にみても有数の大規模な山城跡である。

●戦国大名の山上居住等の同時代の史料が多数存在し、史料の記述が現地で確認できる 希有な山城跡

郡山城に関する同時代の史料が多数確認され、その中には特定の場所と内容を示す記述もあり、それらを現地で類推できる史料が数多くある希有な山城跡である。

特に, 戦国大名の山上居住は, 発掘調査事例は他にもあるが, 同時代史料と遺構の両方で確認できるのは郡山城跡が全国で唯一となる。

●寺跡や毛利元就・一族墓所が一体となって存在する山城跡

郡山城跡や山麓部には、寺跡や毛利元就墓所、毛利家一族墓所、清神社、元就火葬場 伝承地があり、これらと一体となって存在する全国的にみても数少ない山城跡である。

第2節 新たな価値評価と本質的価値に付随する評価の明示

郡山城跡は,昭和63年(1988)の追加指定後,30年以上が経過しており,この間,考 古学的調査が行われ,史料調査も進んでいる。

こうしたことを踏まえ,新たな価値評価を明示するとともに,前述の「史跡の本質的価値の明示」と合わせて、本質的価値を総括的に表す。

●山麓部付近まで郭が配された求心的・階層的な構造の山城跡

測量調査及び赤色立体地図により、郡山城跡は山麓部付近まで多数の郭が配され、独 立峰の地形を活かして山頂部を中心として中枢部、内郭部、外郭部、周縁部という求心 的・階層的な構造であることが明らかとなった。

●城の一生(築城、拡張、改修、廃城)を現地でたどることのできる山城跡

築城時期は明らかでないが多様な遺構からは、16世紀前半以前の国人領主の本拠としての本城から、16世紀後半の戦国大名の大規模城、さらに16世紀末の石垣を用いた最新技術を取り入れた改修と、郡山城が長期にわたり拡張・改修されながら使用されたことを現地でたどることができる。

廃城後については、宝永 2 年 (1705) の『高田郡村々覚書』には、島原の乱 (寛永 14 年 (1637) ~同 15 年 (1638)) に伴い惣堀が埋められたとの記載がある。また、中枢部では石垣に破城の痕跡がある。

- ●史料調査が進み、より一層、史料の記述が現地で確認できる可能性の高い山城跡 史料(文献)調査が進み、より一層、史料の記述が現地で確認できる可能性が高まる。 こうした特色から、史料と遺構とをセットで検証・活用できる史跡である。
- ●幕末における城郭の再利用の動きや激動の歴史をうかがい知ることのできる山城跡

幕末、広島藩(浅野藩)においては、藩内外の有事に備えて郡山の南麓(現・吉田高等学校の敷地)に陣屋をつくっている。また、郡山の測量(「郡山量地図『郡山兵備談』」 1864)を行い、大砲を配置する全体の計画図も作成し、郡山城を再利用しようとしていた歴史がある。

こうした歴史を現地と合わせて伝えることで、幕末の激動の歴史をうかがい知ること のできる山城跡でもある。

●廃城後の近世、近代には長州藩政や国策の遂行にも利用された城

近世の長州藩では藩祖元就を藩政改革と藩の維持結束に利用し、近代には元就の神格 化と挙国一致に利用された。このことによって郡山城跡は地元で聖地ともされた。

史跡の本質的価値の明示+新たな価値評価の明示



<郡山城跡の本質的価値の総括的な明示>

保存状態がよく、戦国大名の発展段階がたどれる大規模な山城跡 城の営みや一生が遺構、遺物と史料でたどれる稀有な山城跡



- 52 -

第3節 構成要素の特定

1 構成要素の特定の考え方

構成要素の特定においては、大きくは「史跡としての価値(本質的価値)を構成する要素」と「それ以外の要素」という、価値に関わる区分が求められる。

また、本計画では第1章「第3節 計画策定の範囲(対象)」で示しているように、 史跡指定地外も計画策定の範囲としており、追加指定や関連する文化財の保存・活用を 検討する。

したがって、次に示すように、価値と範囲の2つの軸によって構成要素を特定する。

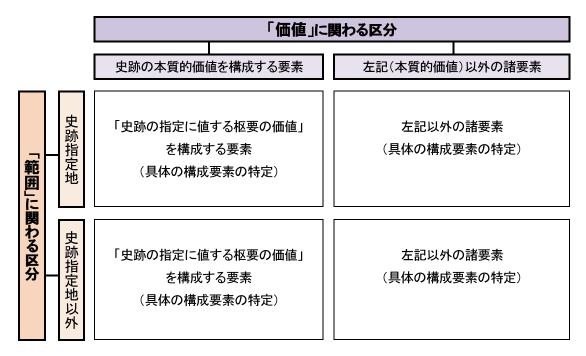


図 4-1 構成要素の特定の考え方(2つの軸)

(1)「価値」に関わる区分

史跡の保存・活用(整備を含む)においては、本質的価値を構成するものが何であり、 また、それ以外の構成要素にどのようなものがあるかを把握・整理する必要がある。

このうち、本質的価値を構成する要素は、その保存・活用が大前提となる。

それ以外の構成要素も一律では捉えにくく,本史跡に関しても多種多様な要素が存在することから,個々の構成要素の内容や性格,本質的価値との関係を考慮し,把握する必要がある。

このため、ここでは本章「第1節 史跡の本質的価値の明示」及び「第2節 新たな価値評価の明示」で示した内容に基づき、本質的価値を構成する要素を特定する。また、史跡の本質的価値を構成する要素以外(その他の要素)については、要素の性質・役割、史跡やその保存・活用との関わりを考慮して区分する。

こうした点を踏まえ、史跡を構成する要素を、大きく次のA~Eの5つに区分する。

A:史跡の本質的価値を構成する要素

・「史跡の指定に値する枢要の価値」を構成する要素

<「史跡の本質的価値を構成する要素(A)」以外の諸要素>

- B: 史跡の本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境・資源を構成する要素 (「史 跡の本質的価値」以外)
 - ・郡山城跡の本質的価値を構成する要素以外の歴史的環境・資源を構成する要素
 - ・廃城後の郡山城跡に関わる地下遺構や歴史的史実が確認されている場所を含む。

例:幕末の陣屋が存在していた場所、番所跡の地下遺構(確認された場所)

※郡山城跡の本質的価値を構成する要素との関係を考慮しながら、必要に応じて保存・活用及び整備のあり方、内容を検討する。

C:自然環境を構成する要素

・史跡指定地及びその周辺(郡山山麓部、旧城下町(推定)及びその周辺)における 自然的な要素(地形、樹木・森林、その他植生、河川)

※史跡と一体的な景観形成・環境保全を検討する。

- D: 史跡の保存・活用に資する要素
 - ・郡山城跡に関わるアクセスや案内表示板(サイン類),保存施設,管理・便益施設ほか。
- E: その他の要素(A~D以外)
 - ・前記のA~D以外で、史跡の保存・活用や景観の保全・形成に関係する要素(史跡との関係で調整が必要な要素、留意事項を含む)、撤去すべき要素。

(2)「範囲」に関わる区分

計画の対象とする範囲は、大きくは史跡指定地とそれ以外となる。

それ以外については、第1章第2節で示しているように「史跡指定地以外の主たる計画対象区域」と「関連する計画対象区域」に分けることになる。

<史跡指定地外>

- あ:史跡と一体的な遺構の保存・活用や景観形成・環境保全が求められる周辺区域(史 跡指定地外の主たる計画区域…第1章第2節を参照)
 - ・郡山の史跡指定地外の区域
 - ・推定(想定)される内堀から城跡側の概ねの区域
 - ・大通院谷
- い:その他の区域(関連する計画対象区域…第1章第2節を参照)
 - ・旧城下町(推定)の区域
 - ・郡山の北及び東側を中心とした山麓部

2 構成要素

価値に関わる5つの要素 $(A \sim E)$, 範囲に関わる3つの区分(史跡指定地, 史跡指定地外…2つの区分[あ,い]) に基づき、構成要素を特定する。

衣 4-	構成安素の特定				1/2		
		本質的価値を構成する要素以外の諸要素					
区分	A 史跡の本質的価値を 構成する要素	B 本質的価値と一体的に 又は関連して歴史的 環境を構成する要素	C 自然環境を 構成する要素	D 史跡の保存・ 活用に資する 要素	E その他の要素		
	郭(石垣、安本丸、三の丸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・荒神社・百万の訓跡碑・毛利元就像	・樹林(里山)・自然地形	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・建物, その他 構造敷跡 伝承地)		
史跡指定地外(山地・南側山麓部…主たる計画対象区域)	郭等 ・戌峰:妙玖庵 ・辰谷:大手 ・午谷 ・未谷:興禅寺跡(郡山公園) ・申谷:祇園社(現・清神社) ・酉谷:常栄寺跡,酉谷地点石垣跡 ・戌谷:大通院跡 等 神社 ・清神社 ・難波神社 ・貴船神社 その他遺構 ・毛利元就火葬場伝承地 地下遺構 ・大通院谷遺跡(薬研堀跡,屋敷跡) ・内堀跡,土居跡(推定)等	 ・幕末の陣屋跡 (吉田高等学校 敷地) ・幕末の番所跡 (千浪郭群跡) ・郡山大師堂(88 体の石仏) ・郡山第1号古墳 ・郡山第2号古墳 	• 自然地形	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・農地(水路を 含物、建物、建物、 一道を ・・ 道を ・・ 遺を ・・ 遺を ・・ 大き ・・ 大き ・・ 大き		

表 4-1 構成要素の特定

1	本質	本質的価値を構成する要素以外の諸要素					
Α	В	С	D	E			
史跡の本質的価値を	本質的価値と一体的に	自然環境を	史跡の保存・活	その他の要素			
構成する要素	又は関連して歴史的環	構成する要素	用に資する要素				
	境を構成する要素						
	博物館			路を含む)			
		・多治比川					
	· ·			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
				か)			
・町割等	1		・誘导標識				
	日巾,八日巾寺 						
	. 她好, 幸田玉神好						
	• • • • •						
	7 , 四介での, 田水の						
	 ・城跡:天神山城跡						
	·古墳(天神山古墳群)						
	史跡の本質的価値を 構成する要素	A 史跡の本質的価値を 構成する要素 ※地下遺構:史跡に関係す る遺構が確認された場合 ・吉川元春館跡 ・小早川隆景館跡 ・太郎丸城跡 ・秀岳院跡 ・町割等 ・ 古くからの地名:三 日市,六日市等 ・ 神社:吉田天神社,住吉神社,宇院:法専寺,高林坊,福泉坊 ・ 城跡:天神山城跡	A 史跡の本質的価値を構成する要素 ※地下遺構:史跡に関係する遺構が確認された場合・吉川元春館跡・小早川隆景館跡・太郎丸城跡・秀岳院跡・町割等 ・ 田割等 ・ 神社:吉田天神社、住吉神社、吉田恵比寿神社・寺院:法専寺、徳栄寺、高林坊、福泉坊・城跡・天神山城跡・・病所・法事・徳栄寺、高林坊、福泉坊・・城跡:天神山城跡・・城跡:天神山城跡・・城跡:天神山城跡・・城跡:天神山城跡・・城跡:天神山城跡・・城跡:天神山城跡・・城跡:天神山城跡・・	A 史跡の本質的価値を 構成する要素 ※地下遺構: 史跡に関係す る遺構が確認された場合 ・吉川元春館跡 ・小早川隆景館跡 ・水早川隆景館跡 ・ 大郎丸城跡 ・ 秀岳院跡 ・ 町割等 ・ 神社: 吉田天神社、住吉神社、古田恵比寿神社 ・ 寺院: 法専寺、徳栄寺、高林坊、福泉坊 ・ 城跡: 天神山城跡			

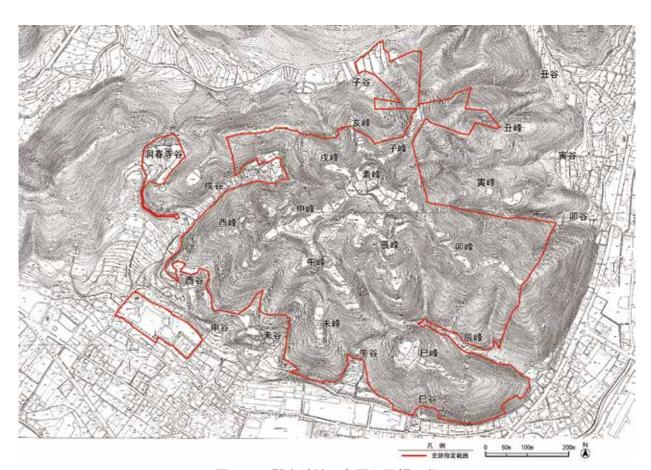


図 4-2 郡山城跡の主要な尾根・谷

第5章 史跡の現状・課題

第1節 保存(保存管理)

1 現状

本史跡の指定地は、独立峰である郡山の山地部及び南麓の御里屋敷と呼ばれている区域であり、面積の大半を占める前者は樹林で覆われた環境にある。

このため、樹木の成長や枯損木により遺構のき損がみられるとともに、樹木の成長により、郭が確認しにくい箇所が多数あり、従来は見ることのできた眺望景観が制約されてきている面がある。

樹林に関しては、近年照葉樹林(シラガシなど)が広がりをみせ、その堅果(ドングリなど)を餌とする野生動物(イノシシ、シカなど)が増加している。これら樹林による日陰の影響やシカの食害で裸地化(林床植物の減少)が進み、土砂の流出や土砂崩れの原因の一つとなっている。加えて、裸地化した郭をイノシシが掘削し、遺構が壊された筒所が多数ある。

また、史跡指定地の一部では、法面が崩落した箇所があるとともに、郡山の南側山麓部(史跡指定地外を含む)は土砂災害特別警戒区域等に指定されている。加えて、郡山城跡の南麓部では、大雨による土砂の流出が指摘されている。

史跡指定地の土地所有は、山上一帯を中心に全体の約2/3を安芸高田市が所有しているが、残りの約1/3は民有地となっている。

維持管理については、ボランティアによって年数回、本丸を中心に主要な郭の草刈り や清掃活動が行われている。こうした活動においては、参加者の安全確保や体調管理と 合わせて、破城の歴史を伝える石垣の石材や裏込石(石垣の壊され方が分かる)、礎石 が移動しないよう遺構の保存に留意することが求められる。

また,登山道・遊歩道については,シルバー 人材センターによる日常的な清掃活動が行われ,倒木があった場合には,教育委員会が連絡を受け対処している。

保存施設については、史跡標柱や境界標、 説明板を段階的に整備してきているが、整備 から年月が経った説明板については老朽化が 進んでおり、一部は再整備している。

こうした史跡の管理は、教育委員会が中心 となって担ってきているが、史跡の管理団体 の指定は受けていない。

調査に関しては、昭和60年度(1985)から62年度(1987)にかけて国庫補助を受け、旧吉田町教育委員会が実施した史跡郡山城跡管理計画策定事業において、現地調査や史料調査、空中写真測量、平面図作成を行っている。

その後においても考古学的調査や史料調査 により、郡山城跡の歴史的な解明や価値づけ が進んでおり、さらなる進展が期待される。



史跡標柱と説明板



境界標

2 課題

史跡の保存に関する現状及び文化財を取り巻く環境を踏まえ、今後の史跡の保存について検討すると、保存管理と調査・研究に関して、次のような課題があがってくる。

こうした課題は、相互に関わり合うとともに、活用や整備、運営・体制とも関係する 面が多く、対策を検討する場合は、相互の関連性・連携を考慮することが、より効果的・ 効率的な施策・事業の設定につながる(活用、整備、運営・体制も同様)。

(1) 史跡の保存管理に関する課題

■「森林(樹林)や樹木の管理」の必要性

- ○史跡指定地内の樹林・樹木のうち,主要な郭やその周辺,登山道・園路沿いについては,定期的に点検する必要がある。
- ○史跡の環境·景観の保全(風致保安林), 遺構の保存,来訪者の安全確保,及び 防災や自然環境について考慮しながら, 遺構をき損する恐れのある樹木,郭の



郭一帯を覆う植林した樹木

保存及び見学に支障のある樹木, 危険木, 眺望景観(史跡内から周辺の眺望, 史跡外から郡山城跡の眺望)と樹木のあり方や対応策について検討する必要がある。このうち遺構の保存や安全面に影響を与えるものについては, 適切な枝打ち・伐採を検討する必要がある。

- ○郡山の史跡指定地外においても,前記と同様に樹林・樹木の管理に取り組む必要がある。
- ○植林された樹木に対する適正な森林管理のあり方について検討する必要がある。
- ○竹林の拡大や松枯れ、植生の変化への対策を検討する必要がある。
- ○土砂崩れが懸念される急傾斜地などでは、植生を把握し、落葉広葉樹の疎林として 林床植物を繁茂させ、森林(樹林)の管理(樹種転換、育成)等を検討する必要が ある。
- ○大正 10 年 (1921) に郡山の管理・保全を図るため、広島県により風致保安林に指定されたが、100 年以上が経過した今日、樹木の成長、環境の変化もあり、施業要件、樹木の保全・伐採基準等についても再検討する必要がある。なお、風致保安林については、広島県の保安林担当部署と協議・調整した上で、樹木の保全・伐採のあり方を方向づける必要がある。

■「破城の歴史を伝える石材や礎石、その他の地上遺構の保存」の必要性

- ○郭内等に遺存している石垣の石材や裏込石は破城の歴史を伝える遺構であり、草刈りや清掃活動等において移動しないよう、遺構の保存の方法、留意点を分かりやすく伝えるなど、行政とボランティアの連携をより密接に確保する必要がある。
- ○露出している礎石や石塁の石材についても、上記同様に移動しないようにするとと もに、その他の地上遺構を含め、その保存に留意する必要がある。
- ○来訪者や維持管理による遺構のき損を防止するため、注意看板の設置又は説明板へ の注意の記載の必要がある。

■「鳥獣・害虫被害への対策」の必要性

- ○郭(石垣、切岸、堀切、池、井戸を含む)のき損につながる鳥獣・害虫被害への効果的な対策を検討する必要がある。特に、近年シカの食害による裸地化が進んでいる箇所があり、イノシシにより礎石や遺構面が掘削される箇所もある。裸地化や掘削防止について早急な対応が求められる。この対策について、景観や遺構等を傷つけないよう配慮しつつ、防護柵を設置し状況を観察する等、試験的な実施を検討する必要がある。
- ○来訪者の安全確保の面からも、鳥獣・害虫被害対策を検討する必要がある。
- ○鳥獣・害虫被害対策については、関係部署と連携し、生息個体数を少なくすること など、郡山一帯だけでなく安芸高田市全体での対策も必要である。

■「登山道・遊歩道の整備と維持管理」の必要性

○登山道・遊歩道は、史跡の活用に加え、維持管理や復旧の動線でもあり、その維持管理に取り組むとともに、劣化・き損が生じている箇所については復旧を検討する必要がある。

■「保存施設(標柱、説明板)の整備と維持管理」の必要性

○保存施設(標柱,説明板)については、計画的・段階的に整備しているが、今後とも未整備の箇所への整備を進めるとともに、老朽化しているものの更新を図る必要がある。

■「市民等と行政の協力・連携」の必要性

- ○本史跡の保存・活用の協力者・支援者の確保に向け、広く情報発信することや人的 ネットワークの形成に向けた検討が期待される。
- ○市民及び広く関係者や本史跡の保存・活用の支援者と行政の協力・連携を進め、史 跡の保存・活用の体制を強化することが期待される。

■「現状変更への対応」の必要性

○本計画で明らかにする現状変更の取扱基準に基づきながら、現状変更に適切に対応 する必要がある。

■「追加指定や土地の公有化への対応」の必要性

- ○郡山の史跡指定地外について、追加指定を検討する必要がある。
- ○追加指定した土地を含め、土地の公有化を検討する必要がある。

■「管理団体の指定」の必要性

○本史跡の管理団体として、安芸高田市が指定されるよう取り組む必要がある。

(2) 調査に関する課題

■「郡山城跡及びその周辺の現況の調査」の必要性

- ○石垣の保存状態や石垣の石材・裏込石, 礎石の分布, 地表面の観察を行い, その状況を把握・整理する必要がある。
- ○防災対策を含め郡山一帯の植生、地質・土壌の専門的な調査を行う必要がある。

■「考古学的調査の実施」の必要性

○郡山城跡や山麓部の状況等を解明するため、特定区域の試掘・発掘調査等の実施に ついて検討する必要がある。

■「文献・史料調査の実施」の必要性

○今後とも引き続き、大学等の関係機関と連携しながら、文献・史料調査を計画的に 進める必要がある。

第2節 活用

1 現状

郡山城跡やその周辺には、登山道・遊歩道を整備し、複数の史跡へのアクセスを確保しているとともに、主要な動線沿いには、誘導標識や案内板、説明板を整備している。

ただし、登山道・遊歩道については、土砂の流出や段木(階段)の腐食による傷みが 進んでいる。

また、大通院谷においては、砂防工事に伴い発掘調査を行い、広島県が大通院谷川砂 防公園を整備し、史跡利用と合わせ、市民の憩いの場、観光交流の資源として活用され ている。

郡山城跡に関連する活用としては、NHK大河ドラマ「毛利元就」の放送決定(平成8年 (1996) 2月,放送は平成9年 (1997) 1月5日~12月14日)を受け,同年3月に元就ハウスオープン,同年10月「元就村」開村(平成8年 (1996)10月5日~平成9年 (1997)11月30日)を行った。これらは毛利元就生誕500年記念事業として行い,元就村には50万人を超える来場者があった。

また、安芸高田市歴史民俗博物館においては、開館した平成2年(1990)以降、ほぼ毎年、毛利氏関係の企画展を実施している。企画展の期間は概ね1~2か月が中心であるが、平成9年(1997)~10年(1998)にかけては、前記の元就村に連動させ1年間開催し、約21万人の来場者数があった(毛利氏関連企画展一覧は次頁の表を参照)。

この他の主として近年のソフト面の活用としては、次のようになる。

- ○平成18年(2006)の日本100名城の選定以降,全国各地からの登城者が増加している。
- ○100名城スタンプの効果が大きく、平日でもスタンプ目当ての観光客が増加した。
- ○城跡のガイダンスでスタンプ設置施設でもある歴史民俗博物館の来館者が増加 (2009 年から約 2 倍)となっている。
- ○観光協会主催のウォークラリー(麓周り)が実施された。
- ○小学校の郡山城案内は郡山城史跡ガイド協会の協力で随時実施されている。
- ○平成30年(2018)はNHKテレビ番組(Eテレ,BS)で郡山城及び周辺の城跡が特集された。
- ○毎年7月16日は元就墓所で墓前祭が開催されている。

来訪者への案内・ガイドについては、郡山城史跡ガイド協会により、希望があった団体や個人に対して予約制で有料ガイドを実施している。また、歴史民俗博物館(安芸高田市教育委員会)主催の郡山城見学会は、外部講師や広島県教育委員会職員の案内で随時実施している。

一方で、郡山城跡を中心にした一般客を対象にしたイベントがないこと(墓前祭は招待者中心で、桜まつりは地元住民の山麓の花見イベントであり、郡山城祭り等の広く史跡の魅力を啓発するイベントが必要)、定期的な城跡見学会は開催されていないことが、問題点として指摘される。また、郡山城(跡)や毛利元就への関心は、旧吉田町とその他の合併町とでは異なり、その活用もやや限定的といえる。

さらに, 市外・県外からの郡山城跡への来訪者は, 日本百名城の選定もあり比較的多いといえるが, それに比べると市民の利用は少ない状況にある。

表 5-1 安芸高田市歴史民俗博物館 毛利氏関連企画展一覧

年度	企画展名	期間	来場者数
2	毛利元就展(第1回)	平成2年4月3日~5月6日	10,043
	毛利元就展(第2回)	平成2年7月28日~8月15日	2,704
3	毛利隆元・吉川元春・小早川隆景展	平成3年4月20日~5月30日	5,012
	郡山城下町と主な城下町展	平成4年3月7日~3月29日	867
4	毛利輝元とその時代展 -吉田郡山・広島・萩,中世から近世への激動の時代を追う-	平成4年4月25日~5月31日	3,725
5	描かれた郡山城展 -絵図にみる戦国の城と城下町-	平成5年10月23日~12月7日	2,047
6	毛利氏関:	連展示なし	
7	毛利氏関	連展示なし	
	郡山の信仰展 -満願寺の歴史-	平成8年4月17日~6月9日	9,125
8	安芸郡山城と吉田 -毛利氏本拠城・安芸郡山城と 城下吉田を再考する-	平成8年10月9日~12月1日	26,533
9	「中世吉田ゾーン」開設	平成9年4月1日~平成10年3月31日	209,369
10	近世資料にみる戦国吉田と毛利元就 -萩藩を中心に 作られた戦国毛利氏の見聞記録-	平成 10 年 10 月 27 日~ 12 月 6 日	2,052
11	毛利氏の歴史遺産 -記録にみる戦国・毛利氏の伝世品を探る-	平成 11 年 10 月 30 日~ 12 月 5 日	1,685
12	毛利氏関	連展示なし	
13	記録にみる郡山場内の実像 -新史料から郡山城内 の構造を探る-	平成 13 年 10 月 27 日~ 11 月 30 日	632
14	毛利氏関:	連展示なし	-
	郡山を掘る・郡山大通院谷遺跡展	平成 15 年 3 月 29 日~6 月 29 日	2,229
15	毛利輝元と二つの城 -広島築城と残された吉田郡山城-	平成 15 年 11 月 1 日~ 11 月 30 日	1,772
16	毛利氏関:	連展示なし	
17	毛利氏の古文書と新収蔵品展	平成 17 年 4 月 29 日~6 月 26 日	1,451
17	毛利元就と中世安芸高田	平成 17 年 10 月 29 日~ 12 月 4 日	1,555
18	毛利氏関	連展示なし	
19	郡山城 -毛利氏 260 年の城-	平成19年4月6日~6月3日	1,751
20	絵図になった風景 -安芸高田 毛利の城から村・町まで-	平成 20 年 4 月 29 日~6 月 29 日	1,442
	小企画展 毛利元就郡山籠城日記を読み解く	平成20年8月1日~8月30日	902
21		連展示なし	
22	小企画展 猿掛城	4月~6月	データなし
23	小企画展 毛利元就	9月~	データなし
24	毛利元就をめぐる女性たち	平成 24 年 11 月 2 日~ 12 月 9 日	1,151
25	毛利隆元 -名将の子の生涯と死をめぐって-	平成 25 年 10 月 26 日~ 12 月 8 日	2,118
26	幕末広島吉田支藩と御本館 -郡山山麓に築かれた 大名屋敷-	平成 26 年 10 月 25 日~ 12 月 7 日	1,431
27	戦国安芸高田の山城 -毛利氏の夢の跡-	平成 27 年 10 月 31 日~ 12 月 13 日	1,486
28	毛利興元	平成 28 年 10 月 29 日~ 12 月 11 日	1,664
29	毛利氏関	連展示なし	
30	中世の刀と安芸高田	平成30年4月27日~6月30日	2,802
JU	安芸宍戸氏 -毛利一族,四本目の矢-	平成 30 年 10 月 27 日~ 12 月 9 日	1,993
令和元	芸石国人 高橋一族の興亡	令和元年 10 月 26 日~ 12 月 8 日	2,065

2 課題

史跡の活用に関する現状及び近年の歴史文化や観光の動き(文化財保護法の改正,体験型観光・歴史の追体験へのニーズ,外国人観光客の増加)を踏まえ,今後の史跡の活用について検討すると、次のような課題があがってくる。

■「郡山城跡をはじめとした文化財や歴史文化の啓発及びPR・情報発信」の必要性

- ○郡山城祭りをはじめ広く史跡の価値や魅力を啓発及びPRするイベントについて検討する必要がある。
- ○これまでの調査成果を反映させながら、郡山城跡を中心としたパンフレット等の作成を検討する必要がある。
- ○パンフレット等の作成と関連させながら、ICT (情報通信技術) の活用に取り組み、安芸高田市の文化財や歴史文化のPR・情報発信をより一層進める必要がある。
- ○PR・情報発信においては、行政と関係団体(安芸高田市観光協会、郡山城史跡ガイド協会ほか…以下同様)、市民等が連携して取り組むことが大切である。
- ○郡山城跡の活用,及び遺構の保存や清掃美化活動への参加においては,市民全体としての取組の観点から,情報提供や啓発を図る必要がある。

■「文化財や歴史文化を活かした社会教育・学校教育の充実」の検討

○郡山城跡をはじめとした文化財を市民が学び・体感し、文化財や地域への親しみと 誇りを醸成していけるよう、学校教育や社会教育において文化財や歴史文化を活か した取組のより一層の充実を図る必要がある。

■「文化財や歴史文化を活かした観光・交流の展開」の検討

- ○文化財や歴史文化は多様な役割や可能性を有しており、観光・交流の資源としても 活かし、地域の活性化につなぐ必要がある。
- ■「郡山城跡に関連した周遊ルートの設定」の検討
 - ○郡山城跡や関連した文化財や観光資源をつなぐ周遊ルートを設定する必要がある。
- ■「周辺の文化財や観光資源等,及び市域内外の関係する文化財とのネットワークづく り」の検討
 - ○文化財は単独での活用だけでなく、他の文化財や地域資源とつないで活かすことによって、より活用の幅や効果が高まることが想定できることから、郡山城跡においても、そうした観点からの活用を進める必要がある。
 - ○その際, 関連文化財群※1や歴史文化保存活用区域※2の考え方を踏まえ, ネットワークづくりや周辺環境との一体的な整備・活用を検討することが効果的である。

■「外国人を含めた受け入れ体制の充実」の検討

○観光客・来訪者を増加させることは、地域の活性化や史跡の活用につながることから、文化財に対する理解やマナーの周知に努めながら、関係団体や地域活動団体と連携し、外国人を含めた観光客・来訪者の受け入れ体制の充実を図る必要がある。

■「歴史文化を活かしたまちづくり・地域活性化の取組」の検討

○市民・地域活動団体の協力と参加を促進しながら、郡山城跡を含め歴史文化を活か したまちづくり・地域の活性化を促進する必要がある。

※1 関連文化財群

地域的に広がりを持って存在(分布)する有形・無形、指定・未指定の文化財を、相互に関連性のある一定のまとまり(つながり)としてとらえ、関連づけて保存・活用していくもの。

様々なテーマやストーリーのもとで、関連する複数の文化財をつないで活かす方策で、教育文化、観光振興等の多様な活用が想定できる。

第3節 整備

1 現状

史跡指定地やその周辺において、郡山城跡の保存・活用等に関する整備の状況を概略的に整理すると、次のようになる(第1章第1節「1 計画策定の沿革」の表を参照)。また、最近 10 年間(平成 21 年度 $(2009) \sim 30$ 年度 (2018))の史跡の維持管理に関する工事の詳細は次頁の表のとおりである。

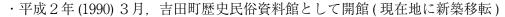
なお、史跡の整備については、保存のための整備と活用のための整備に大別できる。 また、史跡の保存・活用とは直接関係しない整備についても、保存に影響する事項とし て現状変更に対応していることから追記する。

<主として保存に関する整備(概要)>

- ○立木伐採: 倒木、枯損木、危険木、支障木
- ○墓所・参道の修繕(石垣, 玉垣, 門扉)
- ○説明板(保存施設)の整備・修繕
- ○木製フェンスの設置
- ○井戸安全対策(落下防止の網設置)
- ○石灯籠安全対策修繕

<主として活用に関する整備(概要)>

○安芸高田市歴史民俗博物館の建設・運営



- ・平成22年(2010)、館名を「安芸高田市歴史民俗博物館」と変更
- ○郡山展望台「百万一心」文字イルミネーション設置
- ○毛利氏墓所休憩所の整備 (新築)
- ○登山道・遊歩道の整備・修繕(木製階段, 石階段, 土留め柵, 盛土, 横断溝ほか)
- ○案内表示板(案内板, 誘導標識)の整備・ 修繕
- ○「日本百名城」石碑設置,「日本百名城郡 山城」大看板設置
- ○郡山城下町案内板整備
- ○郡山城跡パンフレットBOX設置
- ○展望台一字三星紋幕設置
- ○ベンチの設置・修繕ほか

<その他の整備(概要)>

- ○御里屋敷跡伝承地(旧少年自然の家):排水管修繕,アスファルト舗装,工作物(置き型プレハブ)設置
- ○難波谷砂防堰堤建設工事



玉垣、門扉の修繕



登山道の段木の腐食や土砂の流出



「日本百名城」石碑

※2 歴史文化保存活用区域

有形のものだけでなく、無形のものも含めて文化財が特定の地域に集積している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財(群)を核として、文化的な空間を創出することが望ましい区域。 各区域において、文化財の保存と合わせて、歴史文化を活かしたまちづくりにつなぐことが期待される。

表 5-2 最近 10 年間 (平成 21 年度 (2009) ~ 30 年度 (2018)) の史跡の維持管理に関する工事

年度	内 容	備考
21	大通院谷・薬研堀看板(盤面入替) 御蔵屋敷の壇・三の丸石垣看板 勢溜の壇(台移設),尾崎丸(盤面入替のみ) 展望台看板,誘導標識等 13, ベンチ 3 伐採 15 本 酉谷西地点石垣・鍛冶炉跡看板設置	臨時交付金事業
22	大雨災害吉田高校上崩落他2箇所 現状変更により各修繕工事	※災害復旧工事として事業課が 対応、但し車両通行が可能な 復旧はなされなかった。
23	毛利氏墓所・休憩所下石垣崩落復旧工事	
24	パンフレット BOX3 箇所設置 郡山公園登山口石碑移設 毛利一族墓所モミジ古木倒木対応 釣井の壇・井戸安全対策(枠修繕・網設置等)	未来創造事業
25	看板修繕2 (盤面張替), 城跡周辺誘導標識2 百名城看板 (安芸高田市放課後児童クラブ:イルカクラブ) 同垂幕設置	未来創造事業
26	難波谷谷止工(県事業)現状変更調査対応	
27	毛利氏墓所内枯木伐採	
28	急傾斜地崩壞対策事業(県事業)幼稚園裏試掘調査	
29	登山道階段枕木 5 本修繕,危険木伐採 3 本 嘯岳禅師墓石灯籠安全対策	
30	墓所上登山道修繕,毛利氏墓所・休憩所下石垣修繕	

2 課題

史跡の整備に関する現状を踏まえ、史跡指定地の周辺を含め今後の整備のあり方について検討すると、次のような課題があがってくる。

【主として史跡の保存のための整備の課題】

■「郡山の地形の保全と防災対策」の必要性

○近年の気候変動や郡山における災害状況, その危険性を踏まえ, 郡山の地形の保全 と防災対策に取り組む必要がある。

■「森林(樹林)や樹木の管理」の必要性

※その他、本章「第1節 保存(保存管理)」を参照…伐採等に関する事項

■「鳥獣被害対策」の必要性

○来訪者の安全確保,遺構の保存の観点から,鳥獣被害対策を施設整備の面を含めて 検討する必要がある。

■「(保存) 施設の整備・更新」の必要性

- ○説明板の整備・更新を,デザインや表示の統一性・共通性に留意しながら,計画的・ 段階的に進める必要がある。
- ○安全の確保や遺構の保存のため、囲いの整備・更新を検討する必要がある。

■「管理運営のための施設の整備」の検討

○史跡の維持管理や運営のため、関係団体と協議しながら、用具・備品の倉庫の整備、 又はそれらの保管場所の確保を検討する必要がある。

■「文化財保護・維持の検証」の必要性

○郡山城跡の遺構や園路、休憩施設の状況(き損を含む)、樹木、下草の状況を定期

的に点検・把握する郡山城跡巡視員を設置する必要がある。

○豪雨時等の直後において被害の有無,災害の状況を把握し,復旧に対応する仕組み を構築する必要がある。

【主として史跡の活用のための整備の課題】

■「アクセスや駐車場の整備・充実」の検討

- ○史跡へのアクセスの明確化(誘導標識の整備)について検討する必要がある。
- ○現在, 史跡利用に資する駐車場は, 大通院谷川砂防公園及び安芸高田市歴史民俗博物館の駐車場であるが, 利用者(駐車台数)が多い場合の対応を, 周辺の民間駐車場の活用を含め検討する必要がある。

■「登山道・遊歩道をはじめとした歩行者動線の整備・修繕」の検討

- ○現在ある登山道・遊歩道の維持管理及び修繕に取り組む必要がある。
- ○主要な郭間においては、道が確保されていない区間が多数あることから、来訪者の 安全の確保と遺構の保存に留意しながら、歩行者動線の設定や整備について検討す る必要がある。

■「人にやさしい環境づくり」の検討

- ○史跡指定地外を含めた登山道・遊歩道のその他歩行者動線のうち,遺構の保存に影響しない区間(山麓部付近)については、史跡の景観や利用状況を考慮しながら、 坂道への手すりの設置を検討する必要がある。
- ○障害者・高齢者, その他要配慮者の利用を考慮しながら, 駐車場へのアクセスの明確化や障害者用駐車場(区画)の拡充, 見やすい案内板の整備に取り組む必要がある。

■「史跡周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備・充実」の検討

○郡山城跡へのアクセスに加え、史跡指定地周辺を含めた周遊ルートを設定し、案内板・説明板、誘導標識等の案内表示板の整備・充実を図る必要がある。

■「便益施設(休憩施設,トイレ)の整備」の検討

○史跡指定地やその周辺において、既存施設の活用・充実を含め、休憩施設やトイレの整備・充実を検討する必要がある。

■「ガイダンス機能の確保・充実」の検討

- ○安芸高田市歴史民俗博物館において、史跡毛利氏城跡に関するガイダンス機能の充 実について検討する必要がある。
- ○その他の文化施設, 庁舎, 観光交流施設において, 史跡毛利氏城跡に関するガイダンス機能の確保・充実について検討する必要がある。

■「外国人観光客に配慮した環境整備」の検討

○外国人観光客の誘致と合わせて、サイン類やパンフレット、ICT (情報通信技術) の活用をはじめ外国人観光客に配慮した環境整備を検討する必要がある。

■「ICT(情報通信技術)を活用した情報発信機能の整備」の検討

○安芸高田市観光協会や郡山城史跡ガイド協会, その他関係団体, 民間事業者と連携しながら, ICT (情報通信技術)を活用した情報発信機能の整備を検討する必要がある。

第4節 運営・体制の整備

1 現状

本史跡の管理団体は未指定であるが、安芸高田市教育委員会が保存・活用及びそれに 関わる整備の中心的な役割を担っている。

また、郡山城跡の本丸周辺については年数回、ボランティアによる草刈り、清掃活動、登山道・遊歩道についてはシルバー人材センターにより日常的な清掃活動が行われている。

活用に関しては、郡山城史跡ガイド協会が中心となって、郡山城跡を訪れる観光者に 案内・解説を行っている。

こうした関係団体との情報共有や連携を図りながら、安芸高田市教育委員会として現 状変更への対応を含め、史跡の保存・活用に取り組んでいる。

2 課題

史跡の運営・体制に関する現状を踏まえ、今後の史跡の保存・活用に関する運営・体制の整備について検討すると、次のような課題があがってくる。

- ■「関係権利者、市民・地域活動団体の協力や参加、協働の取組の展開」の必要性
 - ○広大な面積を擁し、かつ、山中を中心に広がる郡山城跡を、将来にわたり確実に保存し、有効に活用するためには、土地所有者をはじめとした関係権利者、市民・地域活動団体の協力や参加、協働の取組を進める必要がある。
- ■「市内外の人々・団体とのネットワークづくり」の必要性
 - ○史跡の保存・活用においては、前記の関係権利者、市民・地域活動団体に加え、幅 広い協力・支援、参加が推進力になり、市内外の人々・団体とのネットワークづく りに努める必要がある。
- ■「市民等への情報の提供(共有化)・発信の体制づくり」の必要性
 - ○前記の協力や参加,協働,ネットワークづくりを進めるための基礎的な取組として,情報の提供と共有化が重要となり,分かりやすく興味を持ってもらえる情報を企画・発信する体制づくりに取り組む必要がある。
- ■「管理団体の指定」の必要性(再掲)

※本章「第1節 保存(保存管理)」を参照

- ■「庁内の連携体制の強化」の検討
 - ○史跡の保存・活用においては、文化財保護を担う教育委員会だけでなく、観光や建 設、農林等の担当課も関係することから、庁内の連携体制を強化する必要がある。
- ■「国・県,その他関係機関・研究機関との連携の強化」の検討
 - ○史跡の現状変更や整備においては、国・県との連絡・調整や支援が不可欠であると ともに、調査・研究においては、研究機関や学識経験者の協力が求められることに なり、こうした関係機関等との連携を図る必要がある。
- ■「保存・活用の全体的な体制の充実・強化」の必要性
 - ○本史跡の保存・活用を効果的かつ強力に進めるため、所有者や関係団体、市民、地域活動団体、さらには広範な人的ネットワークを含め、全体的な体制の構築及び充実・強化を図る必要がある。
- ■「外国人を含めた受け入れ体制の充実」の検討(再掲)

※本章「第2節 活用」を参照

第6章 史跡の保存・活用の基本理念と方針

第1節 史跡の保存・活用の基本理念(目標)

本史跡は、中世から近世初頭の山城跡で、毛利元就・隆元・輝元の時代は山陽・山陰 10 か国を領有する戦国大名の本拠となり、その歴史文化を今に伝えている。

本史跡の価値については「第4章 史跡の本質的価値」で明示しているが、こうした価値や特色を確実に保存して未来に継承するとともに、現状と課題を踏まえながら、計画的かつ実効性のある保存・活用・整備の取組を進めていく必要がある。

また、具体的な取組を展開するためには、安芸高田市が土地所有者をはじめとした関係権利者や関係団体、市民・地域活動団体との連携を図りながら、史跡の保存・活用・整備を支える仕組み・体制を構築することが求められる。

その上で、市民・地域活動団体の参加・連携、そして協働のもとに、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、史跡の調査や整備、及び教育文化、観光、まちづくり、地域活性化の観点から、史跡を活かす取組も重要になる。

このため、郡山城跡に関わる様々な主体・市民が共有する、史跡の保存・活用の基本 理念(目標)を、史跡の本質的価値を踏まえながら、次のように設定する。

【史跡の保存・活用の基本理念(目標)】

毛利氏の歴史文化を今に伝える 郡山城跡の価値と特色を 市民・地域の支えで永く守り、活かす

第2節 取組の基本方針

1 保存(保存管理)の基本方針

郡山城跡の価値や史跡の保存の現状及び課題を踏まえるとともに,前記の基本理念(目標)を考え方の根本に据え、史跡の保存の基本方針を調査・研究と保存管理の観点から設定する。

【調査・研究の継続実施】

- ○郡山城跡に関するこれまでの調査成果や資料・データを整理・再確認する。
- ○学識経験者と連携しながら、文献・史料調査、関係する研究論文やその他資料の調 ・ 把握を持続的に行う。
- ○文献・史料調査との関連を考慮しながら、目的を明確にして発掘調査の実施を検討する。
- ○上記の各種調査,資料・データの整理で得られた成果を,適正に収蔵保管,記録,整理及び研究するとともに,多様な手段・媒体を考慮しながら,適切に公開・活用する。⇒「活用」を参照
- ○全国的な郡山城や山城研究(研究者)のネットワークづくり、センター的な機能の 整備について検討する。

【保存管理】

- ○郡山城跡の価値(本質的価値)を構成する要素(A)の確実な保存に取り組む。
- ○史跡の活用・整備と調整しながら,歴史的環境を構成する要素(B)の保存のあり 方を検討する。
- ○郡山の山麓付近を対象に追加指定に向けて取り組むとともに, 追加指定が行われた場合は, 土地の公有化を検討する。
- ○遺構をき損する恐れのある樹木や危険木,眺望景観を確保する上で支障となる樹木の扱い,及び森林の適正な管理について検討する。⇒「3 整備の基本方針」を参照
- ○専門家や関係機関の協力を得ながら、鳥獣・害虫被害への対策を検討する。
- ○市民・地域活動団体と連携しながら、登山道・遊歩道、便益施設の日常的な清掃美化、主要な郭の定期的な点検や草刈り・清掃美化に取り組む。その際、露出した礎石や遺構面、破城の歴史を伝える石垣石材や裏込石の扱い等、遺構の保存のための留意点の周知に努める。
- ○市民等に対し、郡山城跡をはじめ文化財の価値や可能性、保護の大切さに関する情報提供や啓発に努める。
- ○本計画で定める取扱基準に基づき、現状変更に適切に対応する。
- ○近年の気候変動や風化の進んだ流紋岩質の地質で急傾斜地が多いことを考慮し,文 化財保護の観点に留意しつつ法面の崩落防止に対処する。

2 活用の基本方針

郡山城跡の価値や史跡の活用の現状及び課題を踏まえるとともに,前記の基本理念(目標)を考え方の根本に据え,史跡の活用の基本方針を設定する。

【啓発及びPR・情報発信】

○市民・地域活動団体と連携しながら、郡山城跡をはじめとした文化財や歴史文化に

関わる啓発及び情報の提供・発信、文化財を活かした学習機会や体験・交流活動に 取り組む。

- ○これまでの調査成果を反映させ、郡山城跡を中心としたパンフレット等の作成を図る。
- ○郡山城跡に関する調査・研究の成果,その他の歴史文化に関わる情報,地域情報を,ICT(情報通信技術)を含め多様な手段・媒体を活用しながら,広く情報の提供・発信に努める。
- ○前述の全国的な郡山城や山城研究(研究者)については、情報発信等の活用の面からも機能・内容を検討する。

【教育及び観光、地域活性化の資源としての活用】

- ○郡山城跡の活用を通じて、教育文化の振興や観光・交流の促進に取り組むとともに、 旧城下町を含めた区域や吉田地域、さらには安芸高田市全体における歴史文化を活 かしたまちづくり、地域の活性化につなぐ。
- ○関係団体と連携しながら、観光ガイドの養成・活用(利用促進)に努める。
- ○関係団体, 市民・地域活動団体と連携し, 安芸高田市への来訪者(外国人を含む) を受け入れる体制の充実を図る。
- ○関連文化財群や歴史文化保存活用区域の考え方を考慮し,郡山城跡やその他の文化 財の保存・活用を進める。
- ○学校教育、生涯学習において郡山城跡や歴史文化の活用を進める。

3 整備の基本方針

郡山城跡の価値や史跡の整備の現状や課題を踏まえるとともに,前記の基本理念(目標)を考え方の根本に据え、史跡の整備の基本方針を設定する。

【主として史跡の保存のための整備】

- ○郡山城跡の価値(本質的価値)を構成する要素(A)については、今後の活用や管理運営を考慮し、遺構の保存のための整備を検討する。
- ○歴史的環境を構成する要素(B)については、状況に応じて整備の必要性や内容、 事業費を考慮し、保存のための整備を検討する。
- ○遺構をき損する恐れのある樹木, 郭の保存及び見学に支障のある樹木, 危険木, 眺望景観(史跡内から周辺の眺望, 史跡外から郡山城跡の眺望)と樹木のあり方や対応策について検討した上で, 樹木の伐採について慎重に対応する。なお, 風致保安林については, 広島県の保安林担当部署と協議・調整した上で, 郡山城跡の風致や防災機能の確保・保全と史跡の保存・活用とを調整し, 必要最小限の伐採を基本に取扱基準を定めることとする。
- ○竹林の浸食や松枯れ、植生の変化への対策を整備の面からも検討する。
- ○来訪者の安全確保,遺構の保存の観点から,鳥獣被害対策を施設整備の面を含めて 検討する。
- ○通路(城内道) や切岸をはじめとした遺構が来訪者の歩行動線になることでき損されないよう、遺構の保存の面からも園路の適正な整備を図る。
- ○説明板(保存施設)の整備・更新を,デザインや表示の統一性・共通性に留意し, 計画的・段階的に進める。
- ○井戸跡を対象に、安全の確保や遺構の保存のため、囲いの整備・更新を図る。

○史跡の維持管理や運営のため、関係団体等と協議しながら、用具・備品の倉庫の整備、又はそれらの保管場所の確保を検討する。

【主として史跡の活用のための整備】

- ○屋外に展示する郡山城跡一帯の地形模型の製作を検討する。
- ○史跡へのアクセスの明確化に向け、誘導標識の整備・充実に取り組む。
- ○駐車場の確保について、周辺の民間駐車場の活用を含め検討する。
- ○現在ある登山道・遊歩道の維持管理及び修繕に取り組むとともに,動線が未整備である主要な郭間において歩行者動線の設定や整備について検討する。
- ○史跡指定地外を含めた登山道・遊歩道の歩行者動線のうち,遺構の保存に影響しない区間(山麓部付近)については、史跡の景観や利用状況を考慮し、坂道への手すりの設置を検討する。
- ○障害者等の利用を考慮し、駐車場へのアクセスの明確化や障害者等駐車場(区画) の拡充. 見やすい案内板、手すりの設置(前記)に取り組む。
- ○郡山城跡へのアクセスに加え、史跡指定地周辺を含めた周遊ルートを設定し、案内板・説明板、誘導標識をはじめとした案内表示板の整備・充実を図る。
- ○史跡指定地やその周辺において, 既存施設の活用・充実を含め, 休憩施設やトイレの整備・充実を検討する。
- ○安芸高田市歴史民俗博物館において、史跡毛利氏城跡に関するガイダンス機能の充実に努めるとともに、その他の文化施設、庁舎、観光交流施設において、史跡毛利氏城跡に関するガイダンス機能の確保・充実について検討する。
- ○外国人観光客の誘致と合わせて、サイン類やパンフレット、ICT (情報通信技術) の活用をはじめ外国人観光客に配慮した環境整備を検討する。
- ○安芸高田市観光協会や郡山城史跡ガイド協会, その他関係団体, 民間事業者と連携 し, ICT (情報通信技術)を活用した情報発信機能の整備を検討する。

4 運営・体制の整備の基本方針

郡山城跡の価値や史跡の運営・体制の現状及び課題を踏まえるとともに、前記の基本 理念(目標)を考え方の根本に据え、史跡の運営・体制の整備の基本方針を設定する。

- ○郡山城跡の保存・活用において、関係権利者や関係団体、市民・地域活動団体の協力・参加、そして協働の取組を促進するとともに、市内外の人々・団体による協力体制や人的ネットワークづくりに努める。
- ○郡山城跡をはじめ文化財の保存・活用に関わる庁内の連携体制の充実・強化を図る。
- ○関係団体と連携し、郡山城跡に関わる情報の提供・発信、文化財や歴史文化を活か した体験・交流活動、観光ガイドの養成・活用に努める。
- ○史跡の保存・活用を支える組織づくりや組織間の連携の促進に取り組む。
- ○安芸高田市が史跡の管理団体として指定されるように取り組むとともに,関係団体 や市民・地域活動団体による連携体制の構築を図る。
- ○関係団体, 地域活動団体と連携しながら, 安芸高田市への来訪者(外国人を含む) を受け入れる体制の充実を図る。(再掲)

第7章 史跡の保存(保存管理)

第1節 保存(保存管理)の方向性

1 ゾーン区分

郡山城跡を中心に文化財の保存や景観の保全・形成の方向性や内容を,場所に即して 検討するため,それぞれの特性に応じた区域(ゾーン)を設定する。

(1) 史跡指定地内

■山城跡ゾーン

史跡指定地のうち、山地部の山城跡の区域であり、270 に及ぶ郭が存在するとともに、 石垣や堀切、切岸、寺跡の遺構が良好に残っている。

■墓所ゾーン

史跡指定地の西側に位置する洞春寺跡及び参道を中心とした区域であり、毛利元就や 毛利氏一族の墓所が位置している。

■伝・御里屋敷跡ゾーン

郡山の南側山麓部に位置する内堀で区画された区域(御里屋敷跡伝承地)であり、家 臣団の屋敷地が想定される。

(2) 史跡指定地外

■山裾等山城跡ゾーン

史跡指定地外の山地部及び山麓部の山城跡を中心とした区域であり、森林の中に郭をはじめとした城郭の遺構や古墳、山麓部には毛利元就火葬場伝承地や大通院谷遺跡が存在し、旧城下ゾーンとの境には内堀跡の存在が想定される。

■旧城下ゾーン

郡山城跡の南麓を中心に広がっていた城下町を中心とした区域であり、往時の町割を 継承していると推定される道路(縄手・通り)が存在するとともに、家臣団の屋敷跡と 伝承される場所がある。

■北側山麓ゾーン

郡山城跡の北の平坦地や谷部であり、番所(千浪郭群)と推定される遺構もある。現 在は道路・農地となっている。

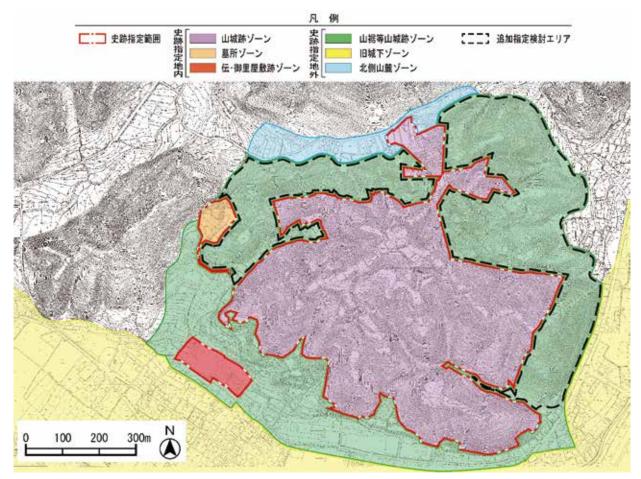


図 7-1 史跡指定地及びその周辺のゾーン区分

2 史跡指定地における文化財の保存(保存管理)の方向性

史跡指定地における文化財の保存(保存管理)に関する方向性を、ゾーンごとに設定する。

(1) 山城跡ゾーン

- ○郭や石垣, 切岸をはじめとした遺構を保存するとともに, 定期的な点検を通じ, き 損している場合はその復旧方法を検討し対処する。
- ○崩れた石垣及びその石材、裏込石は、破城の歴史を伝えるものであり、原則、石材 や裏込石については現状の位置での保存を図る(草刈り、清掃活動で移動させない ように留意)。
- ○森林の保全·管理, 鳥獣被害の確認や対策に取り組むとともに, 遺構の保存や環境・ 景観に配慮しながら、斜面地の崩落防止対策を検討する。
- ○園路・登山道(歩行者動線)や説明板等の維持管理に取り組むとともに,修繕や新設においては,必要に応じて盛土を行うなど遺構の保存を前提として対処する。

(2) 墓所ゾーン

- ○毛利元就や毛利氏一族の墓所, その他遺構の保存を図るとともに, 定期的な点検を 通じ、き損している場合はその復旧方法を検討し対処する。
- 〇石垣や雨水排水,参道,休憩所(あずまや),説明板等の状況を適宜確認し,必要に応じて補修・更新に取り組む。

(3) 伝・御里屋敷跡ゾーン

○原則として,新築・増築は認めないこととし,将来的には建物,その他構造物の撤去により,史跡として,また,史跡のエントランス空間としての土地利用に移行させる。

3 史跡周辺における文化財の保存や景観形成の方向性

史跡指定地周辺における文化財の保存(保存管理)や景観形成等に関する方向性を, ゾーンごとに設定する。

(1) 山裾等山城跡ゾーン

- ○追加指定を目指す区域を含んでおり(下記参照), 史跡指定地となった場合は「山城跡ゾーン」と一体的な保存を図るとともに, 郡山公園や神社の既存の建物・施設については, 遺構の保存や景観への配慮を前提に, 現状変更を認めるなど配慮する。
- ○史跡指定地外においても、関係権利者に対して、郭や堀切等の遺構の保存や森林の保存・管理を働きかける。
- ○市街地や農地の範囲に存在する遺構(内堀跡,毛利元就火葬場伝承地,大通院谷遺跡)の保存を図るとともに、今後、郡山城跡に関係する遺構、又はその他の文化財が(再)確認された場合は、その保存・活用について検討する。
- ○市街地や農地となっている区域については、歴史的・文化的環境と調和した、又は それを阻害しない景観の保全・形成について、都市計画や屋外広告物等の担当部局

(建設部管理課)と連携し検討する。

<追加指定検討エリア(追加指定を目指す区域)>

○郡山の史跡指定地外のうち、東西及び北側の山地部について、関係権利者の理解と協力を得ながら、追加指定を目指す。

(2) 旧城下ゾーン

- ○旧城下町の推定範囲については、郡山城跡関係やその他の文化財の保存に努めると ともに、往時の町割、家臣団の屋敷跡に関わる調査・研究を持続的に行う。
- ○郡山城跡の東側(大浜)においては、郡山城が機能していた時代に、難波谷入口付近に集落、江の川(可愛川)沿いには舟運の港が存在していた可能性があり、調査・研究を進める。
- ○景観の保全・形成については、前記の「山裾等山城跡ゾーン」と同様に取り組む。

(3) 北側山麓ゾーン

郡山城跡の北及び北東側山麓の平坦地や谷部であり、歴史的・文化的環境と調和した、 又はそれを阻害しない景観の保全・形成について、都市計画や屋外広告物の担当部局(建 設部管理課)と連携しながら検討する。

郡山城跡に関係する遺構(千浪郭群)の保存を図るとともに、今後、郡山城跡に関係する遺構、又はその他の文化財が確認された場合は、その保存・活用について検討する。

第2節 保存(保存管理)の方法

1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準(史跡指定地)

現状変更等においては、後述の「現状変更等の取扱方針と取扱基準」に基づくこととするが、実際に現状変更等の許可を必要とする行為及び必要としない行為を、文化財保護法等に基づき整理しておく(表 7-1, 7-2)。

郡山城跡(史跡指定地)において現状変更等を行おうとする場合には、文化庁長官の許可(文化財保護法第125条第1項)が必要となる。なお、国の機関が現状変更等を行おうとする場合は、文化庁長官の同意(文化財保護法第168条)となる。

なお、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

表 7-1 現状変更等の許可を必要とする行為

1/2

火 / □ 以	5文字の計判で必安とする11台 1/2		
権限を有する もの(届出先)	根拠法令と行為の内容(抜粋, 要約)	郡山城跡における例	
文化庁長官	■文化財保護法第 125 条第 1 項	【現状を変更する行為】	
	史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し。	○建築物の新築, 増築, 改築, 撤去	
	またはその保存に影響を及ぼす行為をしようと	○園路・広場の舗装及び修繕	
	するときは、文化庁長官の許可を受けなければ	○工作物(塀・柵, 階段, 水路排水関	
	ならない。	連工作物、電気配線、防災・防犯施	
	 <例示>	設, 説明板, 看板, 電柱) の設置・	
	○現状変更	改修・撤去…土地の形状の変更を行	
	・建築物その他の工作物の新築・増築・改築。	う行為、保存に影響を及ぼす行為の	
	撤去	場合	
	・土地の造成	○地形・土地の形質の変更,掘削	
	○保存に影響を及ぼす行為	○発掘調査等各種学術調査	
	・石材の薬剤処理	○枯死した樹木の抜根(文化庁長官の	
	・遺構の型取り	許可が必要かどうか文化庁と事前協	
	・史跡の隣接地での土地の掘削等による指定	議)	
	地への影響 (振動、その他)	○遺構・建造物の型取り	
		○地下遺構の直上又は建造物における	
	【上記の「ただし書き」】	重量物の搬入や通行、耐久構造を弱	
	※現状変更については維持の措置又は非常災害	める行為	
	のために必要な応急措置を執る場合、保存に	○石・木材の露出遺構の薬剤処理	
	影響を及ぼす行為については影響の軽微であ	○樹木の植栽	
	る場合は、この限りでない。		
	※維持の措置の範囲は、文部科学省令(特別史		
	跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の		
	現状変更等の許可申請等に関する規則第4		
	条:次頁(表 7-2)を参照)の規定に基づく。		

権限を有するもの(届出先)	根拠法令と行為の内容 (抜粋,要約)	郡山城跡における例
安芸高田市教		○イベントに利用される仮設建築物の
育委員会	○小規模建築物(階数が2以下,建築面積が	
(生涯学習課	120㎡以下)で2年以内の期間を限って設置 されるものの新築,増築又は改築	
文化財係)	○工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修	レ)
	(改修にあっては,設置の日から 50 年を経過	○既存道路の舗装(再整備)
	していない工作物)又は道路の舗装若しくは	○埋設されている水管の改修
	修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その	○建築物以外の工作物(フェンス,説
	他土地の形状の変更を伴わないもの)	明板,看板,電柱)の設置・改修・
	○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設	除去…「土地の形状の変更を行う行
	置又は改修	為,保存に影響を及ぼす行為」以外
	○電柱,電線,ガス管,水管,下水道管その他	の場合
	これらに類する工作物の設置又は改修	○木竹の伐採(枯損木, 老朽木の伐採)
	○建築物等の除却(建築又は設置の日から50	
	年を経過していない建築物等)	
	○木竹の伐採	
	○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験	
	材料の採取等	

表 7-2 現状変更等の許可を必要としない行為

1/2

衣 /-2 現状変更等の計可を必要としない行為 1/2 				
区分	根拠法令と行為の内容(抜粋, 要約)	郡山城跡における例		
維持の措置	■文化財保護法第 125条 (第1項ただし書き) ○現状変更については維持の措置又は非常深存に影響を必に必要な応急措置を執る場合、保でである場合は、この限りでない。 ○前項ただし書きる会にでする維持の措置の範囲は、文部名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等の範囲) ○き損いの原状復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【省令(左記)に関わる例】 ○き損からの原状復旧 ・工事によって遺構がき損した場合における原状復旧 ○き損の拡大を防止する応急処置 ・露出している遺構の劣化が確認された場合⇒シート、土のう等の設置による保護 ○復旧が不可能な場合における、き損部分の撤去		

	-	
区分	根拠法令と行為の内容(抜粋, 要約)	郡山城跡における例
非常災害のた	■文化財保護法第 125 条(第 1 項ただし書き)	○き損や浸水を防ぐ土のうの設置
めに必要な応	○現状変更については維持の措置又は非常災害	○シート、土のう等の設置による遺構
急措置	のために必要な応急措置を執る場合、保存に	の保護
	影響を及ぼす行為については影響の軽微であ	○立入禁止柵の設置
	る場合は、この限りでない。	○倒壊した樹木や流出した土砂の撤去
保存に影響を	※同上	
及ぼす行為で	※保存に影響を及ぼす行為	
影響が軽微な	○主として指定地外での行為により指定地に影	
もの	響がある行為を指す。	
届出	<許可は必要ないが届出(文化庁長官)が必要な	
	場合>	
	※文化財保護法第 127 条	
	○復旧しようとするときは、管理団体又は所有	
	者は、復旧に着手しようとする日の30日前	
	までに、文化庁長官にその旨を届け出なけれ	
	ばならない。	
	○許可を受ける必要のある場合は除く。	

(2) 現状変更等の取扱方針と取扱基準

史跡指定地内における現状変更等(現状変更等の許可を必要とする行為…本節「1(1)」を参照)について、取扱方針及び取扱基準を次のように定め、安芸高田市教育委員会で許可できるものについて判断するとともに、文化庁長官への許可申請に対応する。

また、現状変更等の許可が必要かどうかについては、明確に判断できるものを除き、関係する行為を行う者が安芸高田市教育委員会に相談し、確認することを基本とする(相談・事前協議)。

こうした取扱方針及び取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国・県と協議し、指導・助言を得ながら、適切に対応する。

さらに、許可された行為については、その申請者に対して、関係する法令等(森林法、都市計画法、その他関係する法令及び条例等)の遵守、及び遺構の保存と史跡の景観への配慮について周知を図ることとする。

なお,文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為,「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

【現状変更等の取扱方針(行為の対象と内容)】

■行為の対象に関する取扱方針

○史跡の調査や保存・活用に関わる行為,森林の管理,現に営まれている宗教活動等において必要な建築物・工作物の整備(新築・建替え,新設,改修等),及び既設の建築物・工作物の取り壊し,撤去・移設等を除き,原則として現状変更は認めない。

■行為の内容に関する取扱方針

- ~史跡の本質的価値を構成する要素(遺構)の保存と史跡の景観への配慮(史跡の景観の 阻害とならないこと)の原則~
- ○遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。
- ○つまり、現状変更を認める場合は、遺構を傷つけないこと、史跡に配慮した景観(意匠・ 色)に留意することが前提条件である。
 - ※影響の軽微である場合等を除く[文化財保護法第125条(第1項ただし書き)]。
 - ※景観に関しては、広島県屋外広告物条例に基づく事務がある。



「現状変更等の取扱方針」を大前提として、 郡山城跡における現状変更等の取扱基準を運用する。 (次頁からの「現状変更等の取扱基準」)

[2	<u> </u>	} }	山城跡ゾーン	墓所ゾーン	伝・御里屋敷跡ゾーン
容る	行為の内 容に関す る取扱方 針(前提)		史跡の本質的価値を構成す 観の阻害とならないこと)	I る要素(遺構)の保存と史跡 の原則(前頁を参照) I	の景観への配慮(史跡の景
現状変更等の取扱基準	○史跡の保存・活用に必要な 小規模な建築物(あずまや, あずま 倉庫等の便益施設) につい や等の ては、国・県と協議し新築 便益施 又は建替え(新築した場合) (同左)		(同左)	(同左)	
	築物(あずまや等便益施設を除	新築・建替え	○上記の便益施設を除き,建築物の新築を認めない。 ※現状において建築物は立地していない。	※現存する、 、現存建築物」とというでは、 、では、 、では、 、のでは、	え及び新築を認めない。 ただし、史跡の保存・活用 や公共の福祉において、建 替え又は新築が必要となっ た場合には、国・県と協議
	⟨)	修繕・部分改築・撤去	_	○既存建築物の増築*1は,原則として認めない。 ただし、史跡の保存・活用 又は宗教活動上必要な場合 には、小規模な増築につい てのみ行為の内容を勘 し、認めることがある。 ○既存建築物の部分改築*2 や修繕(修理)*3,模様替 え*4及び改修*5を認める。	や公共の福祉において,増 築が必要となった場合に は,国・県と協議し判断す る。
			-	○既存建築物の撤去を認め る。	(同左) ※将来的には建物・その他構造物の撤去により、史跡としての土地利用に移行させる。

※ 1 増築

敷地内の既存建築物の延面積を増加させること。建築基準法上は、同一の敷地内に用途上不可分な建築物を別に建築する場合も含む。

※ 2 改築

従前の建築物を全部又は一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの(著しく異ならないもの)を建てること。元の建物と異なるときは「新築」又は「増築」と捉える。 なお、建替え(新築)は従前の建築物にこだわらない。

※3修繕(修理)

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

※ 4 模様替え

建築物の部分を,現状とは異なる仕様(材料,色)を用いて,構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲でつくり替え,性能や品質を回復させること。

※ 5 改修

き損・劣化した建築物・工作物の原状回復(復旧、修繕)にとどまらず、機能を向上させるような改造・変更やグレードアップを伴う工事のこと。ここでは、遺構の保存と史跡としての景観との調和を前提とする。

×	<u> </u>	分	山城跡ゾーン	墓所ゾーン	伝・御里屋敷跡ゾーン
現状変更等の取扱基準	· 改	道路・園路・広場の新	○原則として、既設の園路・広場的な空間以外は新設を認めない。 ただし、史跡の保存・活用に資する郭への新たなルート(園路)の整備については、工法・材料を勘案して認める。	○参道(道路)・園路の新設 は認めない。	○史跡として整備する場合や 公共の福祉において必要な 施設整備を行う場合を除 き、園路・広場の新設は認 めない。
		殼,	○既設の参道・園路の復旧・ 改良を認める。	○今後園路を整備した場合 は、その復旧・改良を認め る。	○今後園路を整備した場合 は、その復旧・改良を認め る。
	新設・改	上下水道・水路	○史跡の維持管理において必要な水路の新設・改良を認める。	○史跡の維持管理や宗教活動 上必要な上水道や水路の新 設・改良を認める。	○当該施設や史跡の維持管理 において必要な上下水道, 水路の新設·改良を認める。
		^岭 設置(新設)	○説明板やその他史跡の保存・活用に必要な施設・設備,及び防災・安全に必要な施設・設備以外の工作物については,設置(新設)を認めない(行わない)。	(同左)	(同左)
		改修・更新,撤去	○既設又は今後整備する工作物については、適切な維持管理及び必要に応じて改修・更新を行う。○き損や老朽化、更新(再整備)に伴う工作物の撤去を認める。	(同左)	(同左)
	地盤改良		認めない。	○土地の造成は、原則として 認めない。 ただし、排水の改良や石垣の 崩落を防止する地盤改良 は、内容を勘案して認める。	認めない。
	かけて	大	○森林の管理(間伐),遺構の保存、景観の保全・形成、防災や安全の確保に関する部分的な樹木の伐採をある。 ○竹林に関して認め、この村村の大に関連を勘をし、では、その状態を関しているの状態を関連を勘をし、のは、とのは、なり、では、なり、では、なり、なり、なり、なり、なり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	○森林の管理(間伐),遺構の保存,景観の保全・形成,防災や安全の確保に関する部分的な樹木の伐採を,その内容を勘案して認める。	○遺構の保存,景観の保全・ 形成,安全の確保,近隣へ の配慮に関する樹木の伐採 を認める。
	木	直木・直我	○森林の管理上必要な植林以外は、原則として、新たな植栽は認めない。 ただし、遺構の保存において必要な植栽は認める。	○原則として、新たな植栽は 行わない。 ただし、遺構の保存や修景 において必要な植栽は、そ の内容を勘案して判断する。	○原則として,新たな植栽は 行わない。 ただし,当該地区の利用(緑 陰の確保)や修景において 必要な植栽は,その内容を 勘案して判断する。

×	分	山城跡ゾーン	墓所ゾーン	伝・御里屋敷跡ゾーン
現状変更等の	掘調査	○土砂の流出・崩落等が生じる 必要に応じて遺構の保存を前	田, 方法等を明確にした上で, 『 るなど予期していない状況が生 前提に発掘調査や遺構確認調査を 『よのででは、ではないでした。	を実施する。
取扱基準	の	勘案して判断する。	る状況以外で現状変更の必要性を いての対応が難しい場合には, [が生じた場合には、その内容を 国・県と協議して判断する。

2 史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査

(1) 追加指定

郡山の山裾部分の史跡指定地以外については,関係権利者等の理解を得ながら,原則, 追加指定に向けて取り組む。

また、今後の調査・研究で郡山城跡の遺構や関連遺構(吉川元春や小早川隆景の館跡、家臣団の屋敷跡)が確認され、かつ、史跡指定地とすることが求められる区域については、追加指定を検討する。

(2) 土地の公有化

史跡指定地(追加指定した場合を含む)についは、必要に応じて土地の公有化を図る。

(3) 日常的・定期的な維持管理や点検への対応

史跡指定地やその周辺については、地域住民や地域活動団体と連携し、清掃美化や草 刈りの定期的・持続的な実施を図るとともに、史跡の定期的な点検を行う体制を構築する。

(4)保存に関する調査・研究の実施

郡山城跡に関するこれまでの調査成果や資料・データを整理するとともに,関係機関や学識経験者等と連携し,文献調査や関係する研究論文,その他資料等の調査・研究を持続的に行う。

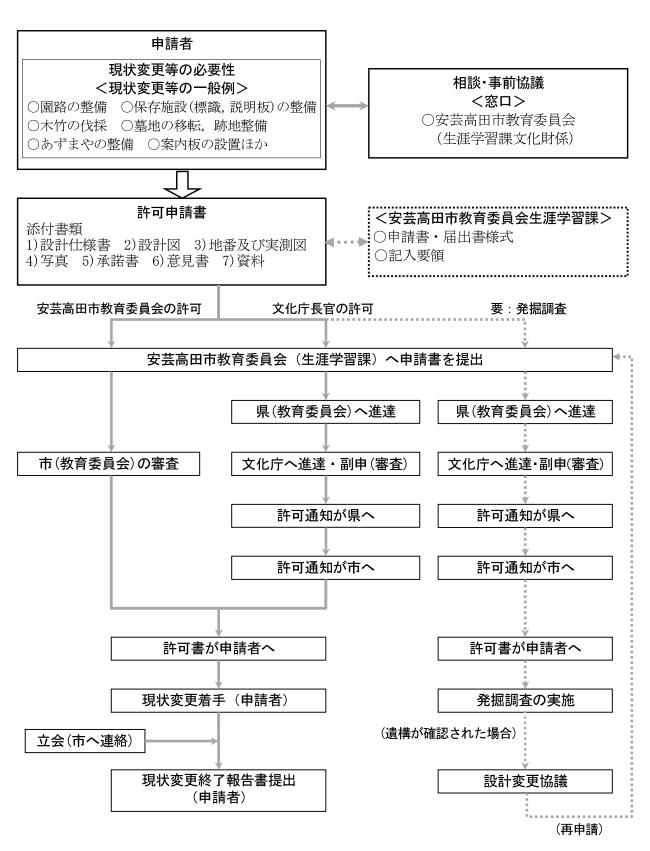
また,これまでの調査成果を踏まえながら,目的や手法の明確化及び調査体制の確保を図り,遺構の保存に留意しながら,発掘調査をはじめとした考古学的調査の計画的な実施に努める。

これらに加え,郡山城跡一帯の植生や地質,地下水,斜面崩落が発生しやすい箇所・ 地盤が安定している区域などに関する基礎的な調査・研究にも取り組む。

上記の各種調査・研究で得られた成果の整理・データベース化に取り組む。

これらの成果については、史跡の保存管理や活用、整備に活かす。その中では安芸高田市歴史民俗博物館を中心に効果的に収蔵保管・展示するとともに、多様な手段・媒体を考慮しながら、郡山城跡や関連する文化財、及び毛利氏に関することの資料・情報を適切に公開・活用する。

さらに、全国的な郡山城や山城研究(研究者)のネットワークの構築に努め、そのセンター的な役割を安芸高田市が担うことを検討する。



※原則的には実線の流れで進むが、申請内容によっては事前の発掘調査が必要となり、点線の流れで進む場合がある。

図 7-2 史跡毛利氏城跡(郡山城跡)の現状変更等の手続きの流れ

主として保存

に関わる法的・

行政的措置

■法的措置

- 〇史跡の指定・追加指定
- ○現状変更等の許可申請に係る事務
- ○周辺地域の環境の保全のための法的規制

■行政的措置

- ○指定地の土地の公有化
- 〇保存活用計画の策定(本計画)
- 〇日常的な維持管理に関する施策・その他

■維持管理

- 〇点検
- 〇維持的措置

■保存のための管理

く保存・管理>

- 〇保存施設(標識,説明板,境界標,注意札,囲い)
- ○応急的に行う小規模な地形等の復旧及び小修理

く防災(安全)>

- ○防災施設(安全対策→整備・活用)
- ○耐風・耐震・耐雪のための補強
- ○急傾斜地の崩落防止
- 〇病虫害防除, 鳥獣対策

■復旧

<遺構等の保存>

- 〇保存処理(植栽への対応を含む)
- 〇保存環境の改善

<修復>

- 〇保存修理
- ○復元修理(保存修理の一部), 復元展示

学術調査(発掘調査ほか)

■環境基盤の整備

〇地盤整備(盛土・切土造成,排水施設),修景(修景植栽),環境保全(植生の整備)

■遺構の表現

〇遺構空間の表現(地形復元),遺構の表現(展示,表示,復元),解説・展示

■公開・活用及び管理運営に関わる施設の整備

- ○公開·活用施設(園路·広場,解説板,案内板,音声解説,ICT活用の解説)
- ○便益施設(休憩施設(あずまや,ベンチ等),トイレ,水飲み,緑陰)
- 〇ガイダンス施設・体験学習施設、展示施設(模型展示等)
- 〇維持管理施設(防災設備,水道設備,照明設備,電気設備)
- ○管理運営のための建物(管理棟, 倉庫), 駐車場
- ※その他:公開,立案・宣伝,運営(地域連携,ボランティア・市民活動への支援)

主として保存を 目的とする技 術(技術的措 置)

主として活用に関わる事項

(5) 非常災害時における保存管理及び復旧への対応

災害等による史跡指定地の地形や環境の変化、遺構のき損、又はそうした事態の恐れが生じた場合において、き損等の防止や復旧に迅速に取り組む必要があることから、想定される緊急事態とそれに対する対処などを例示する。

なお、許可不要の場合においても、国・県に報告する。

表 7-4 非常災害時における保存管理への対応

想是	定される緊急事態	行為の内容	現状変更等の許可の有無と対応
き損防止への緊急的	差し迫った豪雨 ・台風からの被 害の防止	・遺構へ影響しない簡易な(応急的な) 立ち入り禁止の柵の設置 ・崩落の恐れのある石垣、切岸への シートの設置 ・土のう等の設置による応急的な雨水 のルートの確保	
 的		・恒久的な雨水排水対策工事	・文化庁長官の許可
な備え	整備工事の過程 での鳥獣被害防 止	・遺構へ影響しない簡易な(応急的な) 防護柵等の設置 ・遺構露出部分などへのシート又は土 のうの設置	
		・恒久的な防護柵の設置	・文化庁長官の許可
き損→復	土砂の流出入	・き損拡大防止のシート, 土のうの設 置等 ・郭, 園路等に流入した土砂の撤去	・許可不要(表7-2:非常災害のために必要な応急措置)
復旧		・流出した箇所の復旧・防災対策工事	・文化庁長官の許可
	石垣, 切岸等遺 構のき損	・き損拡大防止のシート, 土のうの設置等	・許可不要 (表 7-2: 非常災害 のために必要な応急措置)
	法面の崩落	・き損・崩落箇所の復旧・防災対策工 事	・文化庁長官の許可
	暴風雨等による	・倒木の除去	・許可不要(維持管理行為)
	倒木等	・危険木の伐採	・許可不要 (表 7-2: 非常災害 のために必要な応急措置)
		・危険木の抜根	・文化庁長官の許可

表 7-5 史跡内の災害復旧対応事例

番号	年月	事例	被害状況	対応
1	平成 22 年	吉田高校隣接地	倉庫3棟全壊	破損→通報→現場対応(来訪者の危険
	(2010)	(私有地) の法面	校舎一部損壊	防止のため三角コーン等で危険を周
	7月	崩壊による土砂流		知・注意書き)→き損届→現状変更→
		入		復旧作業→復旧完了→完了→報告
		毛利隆元墓所の参	幅8m×高さ4m	破損→通報→現場対応(来訪者の危険
		道斜面が崩落し,		防止のため三角コーン等で危険を周
		下方の市道に土砂		知・注意書き・シート養生)→き損届
		が流入		→現状変更→復旧作業→復旧完了→完
				了報告
		満願寺跡手前付近	幅 5m ×高さ 2m	破損→通報→現場対応(来訪者の危険
		の法面の土砂が崩		防止のため三角コーン等で危険を周
		落		知・注意書き・シート養生)→き損届
				→現状変更→復旧作業→復旧完了→完
				了報告
2	平成 23 年	毛利元就墓所の石	崩落範囲	破損→通報→現場対応(登山道の通路
	(2011)	垣が崩落	長さ約8m	脇にあたるため、崩落・危険場所への
	10 月	遊歩道の一部が損	幅約 1 m~ 2 m	立ち入り防止(ロープ, カラーコーン,
		傷	高さ約3m	バーを設置)) →シートで覆い、崩落
		毛利一族墓所の西		の進行を防止→き損届→現状変更(空
		側・休憩所建物南		積みによる復旧では、崩壊を繰り返し、
		側石垣の一部が集		被害を拡大する恐れがあるため胴込コ
		中豪雨により崩壊		ンクリート構造とし、水抜きを施し安
				定を図る工法で実施)→復旧作業→復
				旧完了→完了報告
3	平成 24 年	毛利一族墓所モミ		倒木→通報→き損届→現場復旧(伐採・
	(2012)	ジ倒木		撤去、積み置き、根元回りのはずれ落
	7月			ちた石は付近の土盛の崩壊防止のため
				旧状に戻した)

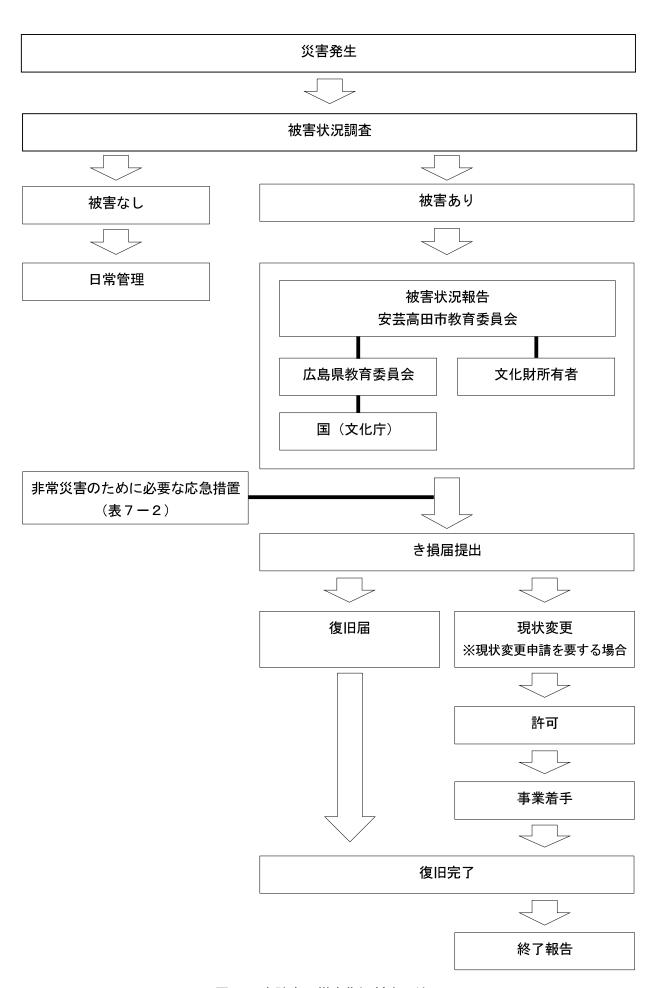


図 7-3 史跡内の災害復旧対応の流れ

第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

文化財を通じた郷土愛や地域への愛着の醸成,文化財の保存・活用へのきっかけづくりに向け,市民や地域活動団体と連携しながら,郡山城跡の本質的価値を構成する要素をはじめとした文化財,それらを取り巻く自然環境や景観を,体験したり,学んだりできるよう,場や機会の確保・充実に取り組む。

具体的には、学校教育、生涯学習において、郡山城跡や関連する歴史文化の活用を進めるとともに、関係機関や学識経験者と連携し、郡山城跡の調査・研究、及びその成果の公開・活用に努める。

また、調査・研究の成果や史跡整備の状況を踏まえながら、史跡の保存を前提に、市 民・安芸高田市・観光協会や郡山城史跡ガイド協会、その他地域活動団体が主体となっ た郡山城跡を活かした観光・地域おこしの取組を促進する。

加えて、地域・市域レベル、さらには北広島町や三原市をはじめとした広域的な広がりの中で、郡山城跡及び毛利氏に関わるネットワークづくりや連携の強化に努める。

こうした取組や歴史文化の情報については、適切かつ効果的に提供・発信する。

第2節 活用の方法

●学校教育における史跡の活用

小・中学校において,郡山城跡や多治比猿掛城跡を体験的に学習する機会の確保・充 実に努めながら、地域の歴史文化を学び、郷土を愛する心を育てる。

また、児童・生徒を主対象として、郡山城跡や多治比猿掛城跡、その他関連する文化 財、地域の歴史文化を分かりやすくまとめたパンフレットの作成又は副読本等のさらな る活用を検討する。

●生涯学習(社会教育)における史跡の活用

郡山城跡に関わるテーマを見いだし、安芸高田市歴史民俗博物館における企画展の継続的な開催、講座や講演会、シンポジウムの開催を図る。

また, 郡山城跡や多治比猿掛城跡, その他関連する文化財をめぐり, 体験する機会の確保を図る。

こうした取組については、原則として市内外への情報発信を図り、市外からの参加を 受け入れる。

●史跡毛利氏城跡や関連する遺跡及び市内における歴史文化のネットワークづくり

安芸高田市観光協会や郡山城史跡ガイド協会、地域活動団体と連携しながら、史跡毛利氏城跡を構成する郡山城跡と多治比猿掛城跡、及び関連する山城跡・陣城跡等をつないだ活用を進める。

また、その他の文化財、自然、景観資源、観光資源をつなぐ周遊コースを設定し、その活用に向けて取り組む。

●市域を越えた広域的なネットワークづくりと文化財の活用

毛利輝元が築城した広島城(広島城跡)のある広島市,吉川氏の史跡のある北広島町, 小早川氏の史跡のある三原市との交流活動を継承・充実させる。

また、毛利氏や郡山城跡に関わる文化財やゆかりの地は、広域的に存在しており、そうした地域や場所とのネットワークづくりに取り組む。

さらに、全国的な郡山城や山城研究(研究者)のネットワークの構築、及びそのセンター 的な役割については(第7章第2節2を参照)、活用の面からも機能・内容を検討する。

●郡山城跡や毛利氏を活かした観光・地域おこし

郡山城跡を守り、活かす地域の活動・行事を支援し、四季を通じて利活用される史跡を目指す。その中では、地域外・市域外からの来訪者を意識したイベント等の開催も促進する。

また, 郡山城史跡ガイド協会等と連携し, ガイドの養成, 案内板やパンフレットの整備・更新に努めるとともに, 外国人観光客を含め観光客の受け入れ体制の整備・充実に取り組む。

●大学等高等教育機関・研究機関との連携

大学等の高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、郡山城跡の調査・研究を 持続的に進めるとともに、その成果を学校教育や生涯学習、さらには観光・地域おこし に活用する。

●ガイダンス機能の整備

郡山城跡に関するガイダンスとしても安芸高田市歴史民俗博物館の活用及び充実・強化を図る。

また, 道の駅の情報提供機能の充実, 多目的な歴史広場の確保・整備(説明板等, 屋外展示施設(模型)設置の候補地の一つ)によるガイダンス機能の確保を図る。

その他の公共施設における郡山城跡の情報提供、ICT(情報通信技術)の活用、パンフレットの作成、観光ガイドの養成等を通じて総合的にガイダンス機能の充実・強化を図る。

第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

郡山城跡の価値と特色を市内外の人々、そして多様な世代が体験したり、学んだりできるよう、国・県と連携・調整しながら、史跡の本質的価値を保存するための整備、及び史跡の活用につながる整備に取り組む。

このうち、主として保存のための整備においては、本質的価値を構成する郭や墓所等、及び地下遺構に関して、き損防止や修復(復旧)の保存対策を計画的に行うとともに、標識、説明板の整備、鳥獣被害防止対策等に取り組む。

主として活用のための整備については、遺構の表現を検討するとともに、幾つかのポイントからの眺望の確保(樹林整備)に取り組む。また、案内・解説、ガイダンス機能の確保・整備、情報発信のためのICTの活用・整備、便益施設及び史跡周辺を含めた周遊ルート(歩行者動線)の確保・整備に努める。

こうした施設・設備の整備においては、遺構の保存及び史跡としてふさわしい景観の 保全・形成を前提とする。

第2節 整備の方法

- 1 主として史跡の保存のための整備
- (1) 遺構の保存・整備
 - ■本質的価値を構成する要素の保存・整備(史跡指定地)
 - ○郭(石垣、切岸、堀切、土塁、石塁、池、井戸及び寺跡を含む)

既存の歩行者動線(園路・登山道)でつなぐことのできる主要な郭について,草刈りをはじめとした維持管理に努めながら,現状保存するとともに,土砂流出によるき損が激しい箇所については,その復旧を図る。

確認されている礎石や石列については、必要に応じて保存対策を講じるとともに、草刈りや清掃活動、園路、説明板の整備においては、石垣等を構成していた石材の現状保存及び地下遺構を含め遺構の保存に留意する。

また、樹木が石垣や切岸、地下遺構をき損している場合、又はその恐れがある場合には、防災や景観に留意しながら、伐採を検討する。

なお、二の丸、三の丸、御蔵屋敷の壇、釣井の壇等における石垣及びそれを構成していた石材、裏込石については、江戸時代初期の破城の歴史を体感できるよう、安全確保に留意しながら、崩落している現状を保存する。ただし、今後、崩落が生じた場合、又はその恐れがある場合には、抜本的な対策を含め、その保存・整備を検討する。

満願寺跡等の露出した遺構については、獣害による破壊の防止を図る。

その他の郭については、原則として現状保存を図る。ただし、歩行者動線でつながれた場合については、前記のような維持管理や遺構の保存対策、及び復旧への対応に努める。

○御里屋敷跡伝承地

今後,原則として,建築物の新築・建替え及び増築を行わないこととし,将来的には建築物・その他構造物の撤去により,史跡としての整備を検討する。⇒「2 主として活用のための整備」を参照

○墓所(洞春寺跡を含む)

史跡指定地内の墓所としては、毛利元就墓所・毛利氏一族墓所(洞春寺跡)、その近

くに位置する嘯岳鼎虎禅師墓,及び毛利隆元墓所(常栄寺跡)があり,維持管理を通じて現状保存を図るとともに、き損した場合には復旧に対応する。

■本質的価値を構成する要素の保存・整備(史跡指定地外)

○郭・その他遺構

戊峰(妙玖庵), 辰谷(大手), 午谷, 未谷(興禅寺跡:現·郡山公園), 酉谷(常栄寺跡, 酉谷地点石垣跡), 及び戌谷(大通院跡)等の史跡指定地外の郭·その他遺構については, 現状を基本に保存を図る。

○神社 (清神社等)

史跡指定地周辺に位置する清神社等については、関係者による維持管理及び必要に応 じた修理を促進するとともに、史跡の本質的価値を構成する要素としての周知に努める。

○その他遺構・地下遺構

毛利元就火葬場伝承地については、維持管理を行いながら、現状の保存を図る。 大通院谷遺跡(薬研堀、屋敷跡)や内堀跡(推定)等の地下遺構については、遺構の き損が生じないよう、遺構の存在の周知と保存に関する啓発に努める。

○追加指定への対応

郡山の山裾部分(東西及び北)の史跡指定地外については、関係権利者の理解を得ながら、追加指定に取り組み、追加指定された場合には、前記のように対応する。

■本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境を構成する要素(B)の保存・整備 史跡指定地内やその周辺に位置する神社については、関係者による維持管理を促進す るとともに、歴史的環境を構成する要素としての周知に努める。

百万一心碑や三矢の訓跡碑,毛利元就像,及び幕末の陣屋跡(吉田高等学校敷地)については、維持管理を図りながら、その保存と周知に努める。

郡山第1号古墳,郡山第2号古墳については,現状保存を基本に,その保存と周知に 努める。

これらのうち史跡指定地外の遺構が、追加指定により史跡指定地に組み込まれた場合は、前記の「追加指定への対応」と同様に取り組む。

(2) 遺構を保存するための環境整備

【史跡指定地】

■保存施設(説明板ほか)の整備

これまで及び今後の調査成果の反映に努めながら、史跡全体や個々の遺構の説明板や注意札を計画的に整備・更新する。⇒説明板については、「2 主として史跡の活用に関わる整備」における「郡山城跡の登城路及び見学・周遊ルートと案内表示板の整備」においても記述。

■雨水排水対策(防災・遺構保存・環境保全対策)

尾崎丸付近から展望台や郡山公園に至る谷部(未谷)においては、雨水によって園路の浸食や歩きにくい箇所が生じており、また、土砂流出の恐れがあることから、防災対策及び遺構保存・環境保全対策の観点を持ちながら、雨水排水対策に取り組む。

また,毛利元就・一族墓所についても,雨水排水対策を検討するとともに,過去に崩落した石垣やその周辺の点検を行い,必要に応じて復旧に対応する。

その他の区域についても、雨水排水や法面の状況を確認しながら、必要に応じて雨水 排水対策を検討する。

■園路の整備(遺構のき損防止)

御蔵屋敷から二の丸や厩の壇から城の通路への園路は、来訪者による遺構(特に切岸)のき損が生じないよう、盛土の上、その上部に階段等を整備する。その他の箇所についても、き損の恐れのある場合は、盛土・階段等による対策を検討する。

■維持管理施設等の整備

毛利氏一族墓所の西側にある倉庫の維持管理及び用具・備品の充実を図る。

また、史跡の維持管理や運営のため、その体制と合わせて、新たな用具・備品の倉庫の整備、又はそれらの保管場所の確保を検討する。

【史跡指定地内外】

■森林の保全・管理と安全・防災対策

郡山の史跡指定地においては、原則として森林の保全を図りながら、雨水排水対策(斜面の崩落防止対策…前記を参照)、竹林の侵食抑制や樹種転換、安全対策や遺構の保存のための樹木の伐採を検討する。郡山の史跡指定地外についても、前記に準じて対応する。歩行者動線の確保や眺望のための樹木の伐採、枝打ちについては、遺構の保存や史跡の景観との調和に留意しながら、その必要性や区域について検討し、実施の有無を判断する。

なお、樹木の根によって斜面地の崩落を防止させている面があることから、抜根は遺構のき損に関係する場合を除き、原則として行わないこととする。また、広葉樹については、枯死しないよう枝打ちなどで対応することも、現地で確認しながら検討する。

山麓部付近において広島県が防災工事を行った区域については、その点検と維持管理を働きかける。

土砂崩れが懸念される急傾斜地などでは、植生を把握し、落葉広葉樹の疎林として林 床植物を繁茂させ、防災対策と併せて自然環境の再生や景観づくりを検討する。

■鳥獣被害防止対策

イノシシ等による遺構のき損やその他地面の掘り返しを防ぐため、ソフト・ハードの 両面から鳥獣被害防止対策を検討する。

■環境美化や防火・防犯対策

ゴミのポイ捨てや不法投棄の防止,防火・防犯対策を充実させるため,啓発や注意の表示,防犯設備の整備を,その管理体制と合わせて検討する。

2 主として史跡の活用に関わる整備

(1) 遺構の表現

【史跡指定地】

■蓮池等の露出展示(満願寺跡)

満願寺跡に2箇所ある石組の方形の蓮池, それに伴う石列等については, イノシシ防護対策や雨水対策を講じ露出展示を図る。

■井戸の露出展示や表示

釣井の壇にある井戸については、安全対策を行い見学できるようにしており、その維持管理を図る。

【史跡指定地内外】

■登城路等の再現・整備

今後の調査・研究により、御里屋敷跡伝承地付近から勢溜の壇、東側の難波谷から尾崎丸付近への登城路の概ねのルートが確認できた場合には、その再現・整備を検討する。 難波谷からのルートは、既存の道を利用した園路(登山道)としての活用(整備)を図る。

■屋外展示施設の整備の検討

安芸高田市歴史民俗博物館の敷地、御里屋敷跡伝承地、大通院谷遺跡付近の駐車場周辺を候補地として、郡山城跡の地形模型(屋外展示施設)の整備を検討する。

(2) 史跡を活用するための環境整備

【史跡指定地】

■史跡指定地からの眺望の確保

遺構の保存や森林の保全・管理、防災対策と調整しながら、良好な眺望条件を有する 箇所においては、限定的に樹木の伐採や枝打ちを行い、市街地や田園、山並みを眺望で きる場を確保する。

■御里屋敷跡伝承地の整備の検討(史跡のエントランス・導入ゾーン)

御里屋敷跡伝承地については、長期的な観点から将来像を方向づけ、既存の建物の撤去を含め、史跡のエントランス・導入ゾーンとしての立地性を活かした空間・土地利用の段階的な実現を目指す。

なお, 御里屋敷跡伝承地については, 歴史広場(仮称)の候補地とする(次頁「歴史 広場(仮称)の確保・整備」を参照)。

また、今後の調査・研究により、往時の状況が確認できた場合には、それを表現する 整備や説明板等での情報提供を検討する。

【史跡指定地内外】

- ■園路(登城路・登山道,郭内の歩行者動線をはじめとした見学・周遊ルート)の整備 史跡指定地外を含め、前記の登城路の復元的整備と合わせて、既存の主要な園路(下 記)のき損箇所の復旧や維持管理を図る。
 - ・毛利元就・一族墓所からの登山道
 - ・清神社付近からの登山道
 - ・難波谷から尾崎丸までの登山道(既存の道の活用:再掲)
 - ・素峰の縁辺部の園路(三の丸~厩の壇~釜屋の壇~姫の丸~釣井の壇~御蔵屋敷 の壇~三の丸)
 - ・(清神社付近からの登山道の途中~)満願寺跡~妙寿寺跡の園路
 - ・(郡山公園からの登山道の途中~) 本城の本丸への園路
 - ・展望台付近~毛利隆元墓所付近の園路

また, その他の郭へアクセスするため, 歩行者動線沿いの樹木の部分的伐採や草刈り, 階段・斜路の整備を検討する。

なお、園路の復旧・整備においては、遺構の保存に留意し、盛土を基本に整備に対応 する。

■案内表示板の維持管理と整備・更新

主要な郭や遺構,前記の園路のルート沿いにおいては,案内板,説明板,誘導標識の計画的な整備・更新を図るとともに,ICT(情報通信技術)を活用した情報提供を検討する。

説明板、誘導標識等の案内表示板については、耐久性、維持管理や整備・更新の容易性、費用、整備における遺構の保存を考慮しながら、多治比猿掛城跡を含め毛利氏城跡としての統一的なデザインを創出し、段階的な整備・更新を図る。

■便益施設(休憩施設、トイレほか)の整備・充実

既設のトイレや休憩所(毛利元就・一族墓所)の維持管理に取り組むとともに,必要に応じて修繕を検討する。

郡山城跡を中心とした周遊ルート沿いの幾つかのポイントにおいては、休憩スポット やベンチの整備・更新を図る。

史跡指定地やその周辺の周遊ルート沿いなどにおいて、史跡の保存管理のための倉庫 や休憩の場(あずまや、ベンチ)の新たな整備について検討する。

■ガイダンス及び収蔵・展示機能の整備・充実

安芸高田市歴史民俗博物館における郡山城跡に関するガイダンス機能及び収蔵・展示機能の充実を図る。

また, 歴史広場 (仮称) を確保・整備した場合 (下記) には, 説明板等によるガイダンス機能を確保する。

道の駅「三矢の里」の休憩情報発信棟においては、郡山城跡の情報提供機能の充実に 努める。

安芸高田市役所等においては、郡山城跡をはじめとした歴史文化の紹介・情報提供スペースの確保に努める。

■歴史広場(仮称)の確保・整備

現在, 郡山公園側の登山道においては, 利用者へのガイダンス的な案内表示板が未整備であることから, その近接地に郡山城跡の説明板等を設置した多目的な歴史広場(仮称)の確保・整備を図る。なお, 現段階では御里屋敷跡伝承地を候補地とする。

また、屋外展示施設(地形模型)の設置候補場所の一つとして具体化を検討する。

■人にやさしい環境づくり

史跡指定地外を含めた登山道・遊歩道,その他歩行者動線のうち,遺構の保存に影響しない区間については、史跡の景観や利用状況を考慮しながら、坂道への手すりの設置に取り組むとともに、全体を通じて歩行支援の方策を検討する。

高齢者・障害者、その他配慮を必要とする人の利用を考慮しながら、駐車場へのアクセスの明確化や思いやり駐車場の拡充、見やすい案内板の整備に取り組む。

■情報提供機能の充実・強化と来訪者・外国人観光客への対応

郡山城跡や関連する遺跡、その他安芸高田市の文化財、観光情報を盛り込んだパンフレットの作成を図るとともに、ICT (情報通信技術)を活用した情報提供に取り組む。また、案内表示板やパンフレットにおける外国語併記、ICTを活用した情報提供における外国語対応を検討する。

現在3箇所(安芸高田市歴史民俗博物館,大通院谷遺跡の駐車場付近,郡山公園)に設置しているパンフレットボックスについては、維持管理及び必要に応じた更新を図る。

【史跡指定地外】

■史跡へのアクセスの円滑化

史跡へのアクセスを強化するため、道路や沿道への誘導標識の整備・充実を図る。 また、利用者が多い場合は、民間駐車場の関係者の理解と協力を得ながら、その活用 の仕組み(情報提供、利用のルール、行政と民間との連携)を確立する。

■旧城下町・吉田地域〜安芸高田市の広がりの中での周遊ルートの整備・充実

旧城下町及び吉田地域,更には安芸高田市の広がりの中で,郡山城をはじめとした文化財や観光資源をつなぐ周遊ルートを設定し,案内表示板の維持管理や整備(修繕・更新,新設)に取り組む。

<周遊ルートの例>

南:郡山城跡~道の駅~鈴尾城跡 北:郡山城跡~五龍城跡~甲立古墳

西:郡山城跡~宮崎神社~多治比猿掛城跡 ほか

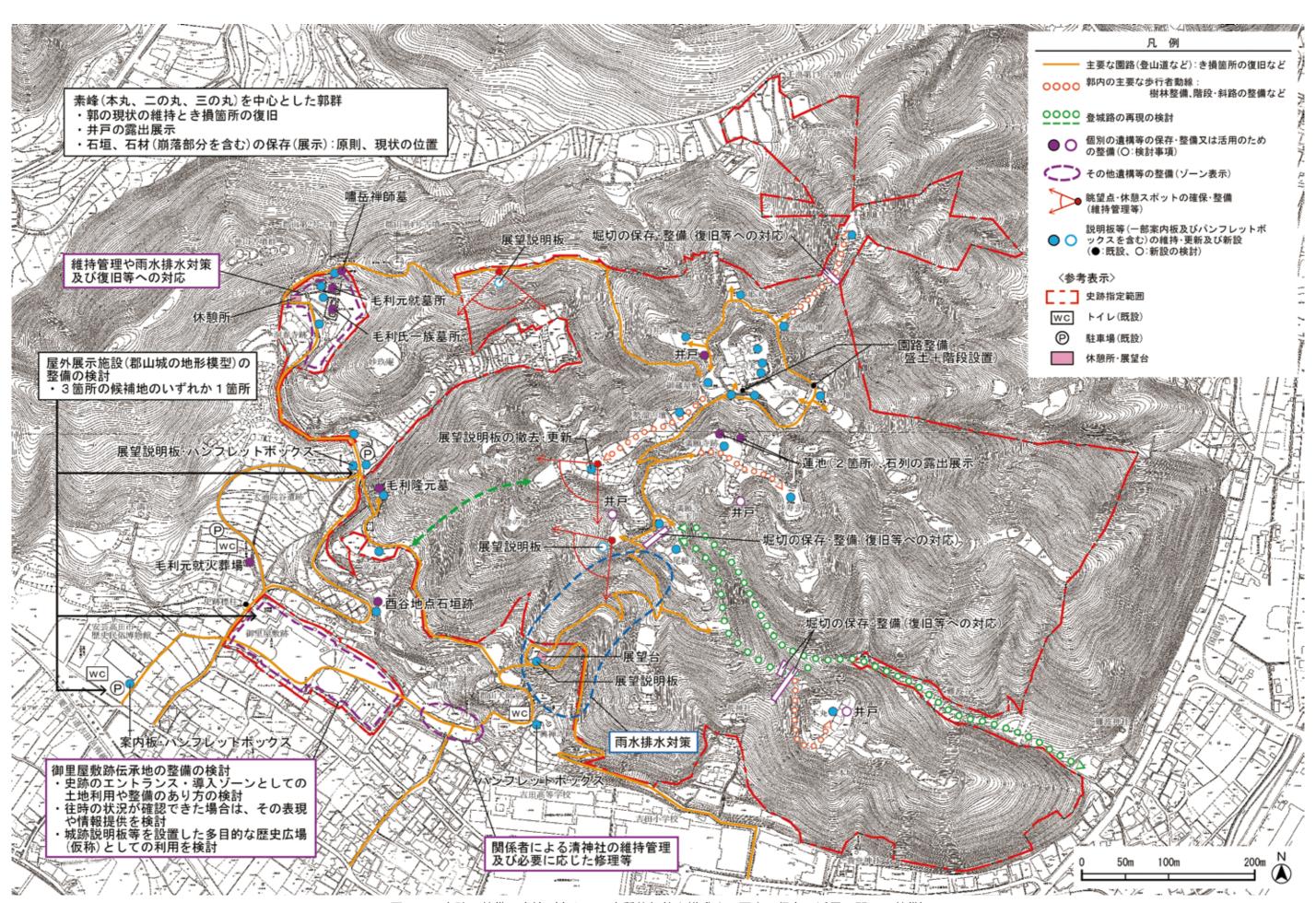


図 9-1 史跡の整備の方法(主として本質的価値を構成する要素の保存・活用に関わる整備)

第10章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡の確実な保存及び適切な活用のため、史跡の管理を中心的に担う安芸高田市(担当:教育委員会生涯学習課)が先導し、土地所有者、市民・地域活動団体が連携する運営・体制の充実・強化を図る。合わせて、史跡の管理団体として安芸高田市が指定されるよう、体制(態勢)の強化や国・県との協議に取り組む。

また、学識経験者や高等教育機関による専門的な職能のネットワークづくりに加え、 安芸高田市出身者や毛利氏、郡山城跡に関心のある人々の人的なネットワークづくりに 取り組み、幅広い協力や支援・連携の体制の構築に努める。

さらに、子どもたちを含め市民等(市外からの来訪者を含む)への郡山城跡をはじめとした文化財に関わる情報提供や啓発に取り組むとともに、郡山城跡の維持管理、活用の取組への市民等の協力や参加を促進し、前記の取り組みと合わせて地域総ぐるみの体制を構築する。

第2節 運営・体制の整備の方法

■史跡の管理体制(態勢)の充実(管理団体)

史跡の管理団体として安芸高田市が指定されるよう, 庁内の合意形成及び方針決定を 行い, 国・県と協議し申請を行う。

管理団体として、調査・研究から運営に至る方針決定や施策・事業の推進が一貫して 行えるよう体制を充実させる。

調査・研究に関しては、その実施と合わせて成果を郡山城跡の学術的価値を高めること、及び郡山城跡全体や個々の郭・その他遺構の価値付けにつなげ、保存・活用・整備及び運営に活かしていけるようにする。

保存管理(維持管理)に関しては、甲立古墳などを含め定期的な点検や森林・植生の管理などを含め、具体に体制を整備・充実させる。

活用に関しては、安芸高田市歴史民俗博物館との連携・役割分担を図りながら、体制を充実させる。

■庁内連携体制及び関係機関との連携

史跡の管理を中心的に担う安芸高田市として、その事務事業を担当する教育委員会生 涯学習課が中心となって、文化財保護、学校教育、社会教育の連携を図るとともに、観 光振興、コミュニティづくりの部門を含め、史跡の保存・活用に関わる庁内連携体制の 強化に努める。

また、文化財保護に関して国・県との連携を図り、適宜相談し、指導・助言を得られるようにするとともに、史跡整備の支援確保に努める。

■土地所有者等との連携

土地所有者、管理者への情報の提供を図りながら、追加指定や史跡の保存・活用・整備への理解と協力を得られる関係づくりに努める。

■調査・研究から保存・活用・整備及び運営に至る専門的な体制づくり

郡山城跡に関わる調査・研究、史料の収集・整理、保存・活用・整備及び運営を適切かつ効果的に進めるため、国・県、大学等高等教育機関・研究機関、学識経験者・専門家の協力・支援を得られるように組織的・人的ネットワークを充実・強化する。

また、毛利氏や郡山城跡と関わりを有する自治体・地域との交流に努め、前述の高等教育機関・研究機関を含めて研究や講演会・シンポジウムの開催ができる連携体制づくりを検討する。

■郡山城跡の点検体制づくり(通常及び災害時)

郡山城跡の遺構や園路,休憩施設の状況(き損を含む),樹木,下草の状況を定期的 に点検・把握する郡山城跡巡視員の設置を図る。

また、豪雨時等の直後において被害の有無、災害の状況を把握し、復旧に対応する仕組み・体制(態勢)の充実を図る。

■市民等への情報の提供・発信及び啓発の体制づくり

多様な情報媒体を活用し、子どもから高齢者まで多様な世代が理解し、興味を持ってもらえるよう、郡山城跡や文化財に関わる情報の提供・発信、啓発を担う体制の充実・強化に努める。

また,文化財に関する学習機会の拡充や啓発を進めるため,文化財部門と学校教育, 社会教育の連携の充実・強化を図る。

さらに、文化財保護や観光振興の部門が連携し、安芸高田市の歴史文化情報・観光情報を一元的に提供・発信する体制の充実・強化を図るとともに、外国語併記による情報の提供・発信を検討する。

■市民、地域活動団体の参加・協働の促進(体制、仕組み、活動の展開)

郡山城跡の保存・活用に関する取組への地域住民をはじめとした市民、地域活動団体の協力や参加を促進するとともに、行政、市民・地域活動団体が連携した体制と取組の展開に努める。

その中では、日常的・定期的な史跡の清掃美化・草刈り、見学・周遊ルートや便益施設の点検に関して、市民・地域活動団体の協力・参加が得られるような仕組みを検討する。また、安芸高田市観光協会や地域活動団体と関係する情報の共有化を進めながら、郡山城跡を活かした地域活動、観光振興の取組の促進に努める。

■郡山城跡の保存・活用を支援・応援する人的なネットワークづくり

郡山城跡を含め安芸高田市の魅力の情報を広く提供・発信しながら,市民や安芸高田市出身者,さらには市域外における毛利氏や郡山城跡に関心のある人々による,郡山城跡の保存・活用を支援・応援する人的なネットワークづくりに努める。

■文化財の保存・活用に向けた地域総がかりの体制づくり

郡山城跡の保存・活用をより実効性を持って進めるため、安芸高田市と市民・地域活動団体、及び大学等高等教育機関・研究機関、学識経験者・専門家が協力・連携した地域総がかりの体制を構築する。

また, 市域外の人々・団体(安芸高田市出身者, 来訪者, 毛利氏・郡山城跡に関心のある人, 歴史に関わる団体ほか)の協力・支援・参加を促進し, 地域総がかりの体制を充実・強化する。

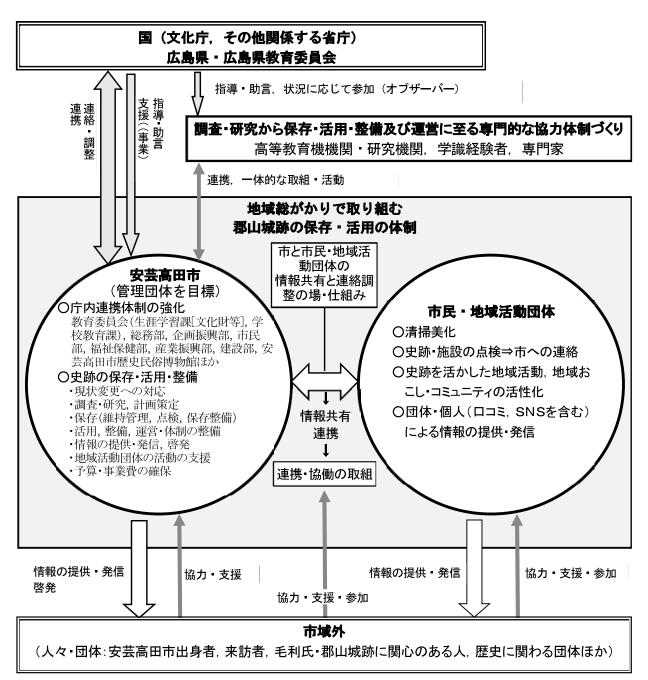


図 10-1 郡山城跡の保存・活用に関わる運営・体制

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 施策の実施計画の策定

第7章(史跡の保存)~10章(運営・体制の整備)に定めた方向性・方法を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施を目指す期間を示す。

計画期間は第1章第3節において, 令和3年度 (2021) から令和12年度 (2030) の10か年としており, 前期と後期に分ける。

このうち前期の5か年を短期とし、この期間においては史跡利用の環境整備を優先的な目標とし、それと連動及びこれまでの取組を継続・拡充させながら、保存・活用を図る。後期の5か年は中期とし、短期での保存・整備・活用、運営・体制の整備の取組・成果及び積み残した取組・課題を踏まえ、計画に位置づけている取組について優先順位を検討し、着実な実施を目指す。特に、遺構整備については、長期的な観点からの方針決定や事業計画、調査が必要なことから、短期的な整備は難しいが、中期において可能な整備に取り組むこととする。

なお、中期から短期への取組の前倒しには、柔軟に対応する。

それ以降(長期)については、短期・中期における保存・整備・活用、運営・体制の整備の取組・成果を検証するとともに、その時点での整備の状況や新たな課題を踏まえて、積み残した取組や新たな取組への対応、維持管理の持続的な実施に取り組む。

こうした期間に基づき、計画期間について施策の実施計画を総括表としてまとめる。

表 11-1 施策の実施計画の総括表:計画期間 10 か年(2021 年度~ 2030 年度) 1/4

	区分・施策	短期: 5 か年 (2021 年度~ 2025 年度)	中期:5 か年 (2026 年度~ 2030 年度)
史跡の	追加指定		
史跡の保存	土地の公有化		
(保存管理)	日常的・定期的な 維持管理や点検へ		
管理	の対応		
변	調査・研究		
			発掘調査等の考古学的調査
	現状変更への対応		

※黒の実線:実施又は実施予定

灰色の実線:維持管理や取組の態勢確保(例:調査の態勢確保、現状変更への対応)

破線:実施の可能性、取組の有無を今後検討、積み残した場合の取組

施策の太字(ゴシック)は、重点的に取り組む事項を示す。

$\hat{-}$. ,, _		107総括数・計画期间 10 が牛(20	T
			・施策	短期:5 か年 (2021 年度~ 2025 年度)	中期:5か年 (2026 年度~ 2030 年度)
			女育における		
跡			活用		
の活用			学習(社会教		
用			こおける史跡		
		舌圧	<u> </u> こおける歴史		
			- わりる歴史)ネットワー		
		ごく		郡山城跡及びその周辺	市域レベルでのネットワークづくり
			と越えた広域		
	的	なえ	ベットワーク	広島市,北広島町,三原市等との連携	同左
	が活力)と文化財の	・毛利三兄弟のふるさと連携協議会, 毛 利氏関連博物館等施設連携事業推進協 議会等	
	那口	1115	対跡や毛利氏	HOW and / J	
			いした観光振		
			地域おこし		
	ガ	イク	ジンス機能の		
	整值				その他公共施設,パンフレット,ガイド
			と一体的な取	道の駅の情報提供機能の充実	養成
		1		多目的な歴史広場(説明板等によるガイ ダンス機能の確保)	
	大,	学至	· 宇高等教育機	アープ・ロスロビャアド曲 I/Tr/	
			所の研究を表		
	連担	隽			
史跡			本質的価値 を構成する		
跡	ع	構の	を構成する		
の整備	して	の保		維持管理	同左
備	史跡	存	整備 歴史的環境	き損した場合の復旧・修理への対応	
	跡	• 敕			
	の保	整備	要素の保存・	維持管理	同左
	存		整備		
	の ナー	環			
	ため	境敕	/ · · / /	劣化・破損している修繕	劣化・破損している修繕
	の	整備	備		動線整備と合わせた説明板の新設の検討
	整備		雨水排水対策		
	/用	保存	(防災・遺構 保存・環境保	点検・維持管理(必要に応じて復旧)	同左
		15	全対策)		未谷一帯の雨水排水対策
			園路の整備		
			(遺構のき損		その他の郭(特に切岸)のき損防止
			防止)	等の整備	てい他の針(特に切斥)のき損別止
			維持管理施		
			設の整備	既設の倉庫の維持管理	同左
			木払っ 加 ^	用具・備品の充実	新たな倉庫の整備の検討
			森林の保全・	大块の個人 笠田	
			管理と安全・ 防災対策	森林の保全・管理 	森林の保全・管理 竹林の侵食抑制や樹種転換
			鳥獣被害防		13年1年7人 大大大学 13年1年17日 13年1年17日 13年1年17日 13年1年17日 13年17日 13
			上対策	 鳥獣被害への対応(必要に応じて復旧)	 同左
				防護柵の試行	<u> </u>
			環境美化や		
				清掃美化,草刈り	同左
			対策	注意札,啓発	防犯設備の整備の検討
	-				

	·	. ,, .	3 N 47 N 18 11 E	短期:5か年	中期:5か年										
			・施策	短朔・3 が平 (2021 年度~ 2025 年度)	(2026 年度~ 2030 年度)										
史跡	主	遺構	蓮池等の露												
跡の整備	として史跡の	構 出展示の 原寺跡)	出展示(満願寺跡) 井戸の露出	満願寺跡の蓮池,石列の露出展示(保存 対策),維持管理	蓮池, 石列の維持管理 礎石 (建物跡), その他の露出展示の検討										
儘	4	現	井戸の露出												
I/A	跡の活用	-50	展示や表示	釣井の壇の井戸の維持管理	維持管理 井戸枠の修繕・更新 その他の井戸の展示の検討										
	用		登城路の再												
	に関		現・整備	難波谷~尾崎丸	御里屋敷跡伝承地付近〜勢溜の壇										
	わる整備		屋外展示施 設の整備の 検討		屋外展示の郡山(郡山城跡)―帯の地形 模型の設置の検討										
	1/111	環	史跡指定地												
		境整備	等からの眺 望の確保	3箇所の眺望点からの展望の確保,展望 説明板やベンチの整備・更新,樹木の維 持管理	l l										
		(活用)	(活用)	(活用)	(活用)	(活用)	(活用)	(活用)	(活用)	(活用)	(活用)	(活用)	御里屋敷跡 伝承地の整 備の検討		史跡のエントランス・導入ゾーンとしての整備の検討(空間・土地利用の段階的な実現)調査・研究により往時の状況が確認できた場合には、それを表現する整備や説明板の整備を検討
İ			園路の整備												
			EMPT 42 TE NU	遺構のき損防止:二の丸, 御蔵屋敷, 厩の壇(再掲) 難波谷〜尾崎丸(再掲) 園路の維持管理(樹林整備を含む)	同左										
					馬場、妙玖庵跡へのアクセスの検討										
			案内表示板												
				の維持管理 と整備(更 新)	案内板,説明板,誘導標識の維持管理 修繕・更新 ※前記「保存施設(説明板)の整備」と 一体的に対応	維持管理 修繕・更新 馬場,妙玖庵跡へのアクセスの確保と合 わせた説明板の整備の検討									
			便益施設の												
								_				整備・充実	トイレ,休憩所,ベンチの維持管理,必 要に応じた修繕・更新	同左 新たな便益施設(あずまや) 馬場,妙玖庵跡等へのアクセスの確保と 合わせたベンチの整備の検討	
										ガイダンス					
													及び収蔵・ 展示機能の 整備・充実 ※活用と一体 的な取組	安芸高田市歴史民俗博物館のガイダンス 機能の充実 道の駅「三矢の里」(休憩情報発信棟) の郡山城跡の情報提供機能の充実 多目的な歴史広場(説明板等によるガイ ダンス機能の確保)の整備	維持管理,機能の充実 安芸高田市役所等における歴史文化の紹介・情報提供スペースの確保
			歴史広場(仮 称)の確保・ 整備		屋外展示施設(地形模型)の設置候補地 の一つとして、その具体化を検討										
			人にやさし い環境づく												
			り												

我 11 1 // // // // // // // // // // // /					
			}・施策	短期: 5 か年 (2021 年度~ 2025 年度)	中期:5か年 (2026 年度~ 2030 年度)
炒	して史跡	発情(活)	能の充実と 来訪者・外 国人観光客	パンフレットの作成 ICTの活用	パンフレットの必要に応じた更新 ICTの活用 外国人観光客への対応の検討
	の活用に関わ	用)	クセスの円 滑化 旧城下町・ 吉田地域~		誘導標識 民間駐車場の利用についての協議
	る整備		女広が周郎 中での周の ルートの 備・充実	郡山城跡及び周辺における周遊ルートの 維持管理	山城跡及び周辺における周遊ルートの維持管理,案内表示板の修繕・更新 周遊ルートにおける案内表示板の新設,維持管理
運営	史記	亦の)管理体制(態		
営)充実	史跡の管理団体としての申請	管理体制(態勢)の充実
・ 体 制			連携体制及び		
制			機関との連携 所有者等との		
			11月日守こり		
整備	調		・研究から保		
	で 調査 研究がらば 存・活用・整備及 び運営に至る専門 的な協力体制づく		舌用・整備及 営に至る専門	協力体制の充実	同左
			成跡の点検体		
	び	災害	くり (通常及 言時)	体制づくり→点検体制(態勢)の充実	点検体制(態勢)の充実
	市民等への情報提供・発信及び啓発 の体制づくり		発信及び啓発 川づくり		
			・地域活動団参加・協働の		
	促進 郡山城跡の保存・ 活用を支援・応援 する人的なネット ワークづくり			維持管理や活用における連携・協働の取組	同左
			の保存・活用		
			けた地域総が	体制づくり(活動展開)	 体制(活動)の充実
	_ かり) (J)体制づくり	「一」 「八 「八日本川区団」	FT

第2節 施策・事業の実施への対応

今後,郡山城跡に関わる調査・研究,遺構整備,史跡利用のための環境整備,追加指 定や土地の公有化を円滑に進めるためには,限られた予算と人員を有効に活用する観点 を持ちながら、次のような施策・事業の実施のための課題に対応することが求められる。

■必要な予算の確保

郡山城跡の保存・活用、とりわけ整備を計画的に進めるためには、国、県との緊密な連携のもとに、必要な財源の適正な確保に努める必要がある。

このため、事業の必要性やねらい、効果を明確にし、計画的・効率的な事業計画を作成し、事業費の確保を図る。

また、郡山城跡など文化財の保存管理・活用・整備に関しても、ふるさと納税やクラウドファンディング(インターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、 賛同した人から資金を集める方法)の活用を研究する。

■優先順位の設定と効果的な事業実施

郡山城跡の保存・活用に関わる施策・事業は、多岐にわたっており、集中と選択の考え方を考慮しながら、施策・事業を実施する必要がある。

このため, 前記の「施策の実施計画」(具体化を目指す取組)を踏まえ, 優先順位を 検討して年次計画(実施計画)を立案し, 効率的かつ効果的に施策・事業の実施を図る。

■計画(施策・事業)の進行管理

計画(施策・事業)を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。

このため、定期的な経過観察や、事業の中間点、終了時点又は毎年度において、施策・ 事業の達成状況、効果、課題の把握・評価を行い、当該計画・事業の改善・見直し、関係する他の事業への反映に努める。

また、各種事業の検証・見直しに関しては、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方を取り入れ、計画・事業の推進や適切な見直しを行う。

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、市民・地域活動団体の協力と参加を得ながら、将来にわたり持続的に保存(保存管理)に取り組み、計画的に公開・活用や整備を行っていくことが必要であり、そのための運営・体制の整備も求められる。

また,限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり,中長期的な視点で保存(保存管理)や整備・活用などの取組を充実させるとともに、その成果を高めていくことが重要である。

このため、施策・事業の定期的な経過観察を行うことで、基本理念に立ち返り、現況を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。

この経過観察は安芸高田市(教育委員会生涯学習課)が中心となって実施する。また、教育委員会における生涯学習課と学校教育課、及び総務部(生活安全など)、企画振興部(財政、まちづくりなど)、市民部(多文化共生など)、福祉保健部(健康づくりなど)、産業振興部(観光振興など)、建設部(道路整備など)などの関係部署と連携しながら、郡山城跡の保存・活用・整備に関わる取組に関して、その担当課において責任を持って経過観察を行い、教育委員会生涯学習課が事務局機能を担い情報の整理・共有化及び協議を行うこととする。

また, 市民・地域活動団体が主体となった取組(活動)については, 教育委員会生涯 学習課が, その取組内容や進捗状況, 成果などを聞き取り, 経過観察として整理する。

こうした経過観察の結果(評価)は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

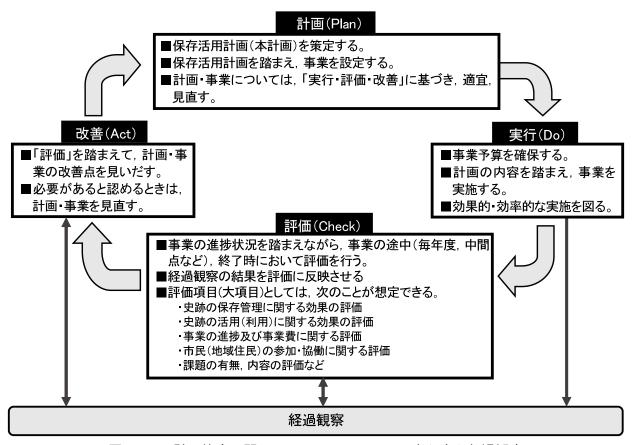


図 12-1 計画策定に関わる PDCAサイクルの考え方と経過観察

第2節 経過観察の方法

1 経過観察の基本的な内容と手順

経過観察は、教育委員会生涯学習課が事務局となり担当課が責任を持って、大きくは 次の3段階で取り組む。

○ステップ1:現状把握及び施策・事業の実現状況の確認

○ステップ2:実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価

○ステップ3:基本理念への寄与と改善点・課題の把握

【経過観察の基本的な内容と手順(段階)及び展開】

【経過観察の基本的な内容と手順(段階)】

〇ステップ1

現状把握及び施策・事業 の実現状況の確認

- ・史跡の現状(き損の有無,施設の維持管理状況,樹木の状況)の把握
- ・施策・事業の実現状況の把握,実施していない施策・ 事業の確認
- ・実施の有無だけでなく, 状況・内容も把握(ステップ2につなぐ: 効果の判断材料)

〇ステップ2

実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価

・実施した施策・事業は円 滑・適正に進められている か、効果はどうかの確認・ 評価

〇ステップ3

基本理念への寄与と改善点・課題の把握

- ~「毛利氏の歴史文化を今 に伝える郡山城跡の価値 と特色を市民・地域の支 えで永く守り、活かす」 に、どの程度寄与してい るかの評価~
- ・評価できる点を見いだし, 基本理念への寄与を分析 する
- ・改善点を見いだす
- ・積み残した課題,新たな課題を把握する



【展開】

計画及び施策・事業の見直し・改善、実効性のある展開につなぐ (PDCAサイクルの活用)

2 経過観察の内容

前記の3つの段階(ステップ1~3)ごとに、経過観察の内容を整理する。

なお,経過観察の全体的な調整・取りまとめと情報の共有化,及び連携・協議の場の 確保は、教育委員会生涯学習課が中心となって行う。

(1) 現状把握及び施策・事業の実現状況の確認 (ステップ1)

史跡指定地及び必要に応じて取り巻く環境(史跡周辺地域)の現状を把握する。また、 郡山城跡に関わる施策・事業の実施の有無、実施していない事項の確認を行う。

基本的な点検指標や点検・確認の方法、時期については、次の表のように設定する。

今後, 実際に経過観察を行うに際しては, 必要に応じてこの手法を基本に詳細な内容 又は新たな指標を設定するとともに, それぞれの指標に対応した経過観察シートを作成 する。なお, ステップ1における実施状況の把握は, ステップ2の「実施した施策・事 業の妥当性·効果の確認」に資するよう、実施の有無だけでなく、状況·内容も把握する。 また、新たな施設整備、その他の取組を行った場合には、必要に応じてそれらに関す る指標の設定を検討する。

表 12-1 施策・事業の実現状況の確認に関する基本的指標と経過観察の手法

1/3

分			経過観察の手法	
分野	(実施の有無,状況・内容の把握)	方法,点検主体	時期・期間
1 保 存	調査・研	1-1 資料調査を実施したか。	○教育委員会生涯学習課(以下この 表では「生涯学習課」という。) による把握・確認	毎年度
(保存管理	究	1-2 資料調査の成果を公開したか。	同上	毎年度
管理)		1-3 各種調査によって郡山城跡に関して 解明された点,新たに提示された点 はあるか。	同上	毎年度
		的価値を構成する要素(A)は確実	○生涯学習課, 郡山城跡巡視員による定期的な及び災害時における点検・記録	
	に保存されているか(き損の有無)。		○郡山城史跡ガイド協会等との連携 ⇒点検に関する情報の生涯学習課 への提供	下 記 の「1-5, 1-6」と合わせ て対応
	•	・下草は,どのような状況か。 下草の繁茂の状況 樹木の繁茂及び景観(眺望)の状況	○郡山城史跡ガイド協会等との連携	一体的に点検・
				その他)
	観の ・	指定地及びその周辺の環境美化,景 対況はどうか。 ゴミの散乱,不法投棄の有無 落書きの有無	○生涯学習課,郡山城跡巡視員による定期的な点検・記録○郡山城史跡ガイド協会等との連携(再掲)	一体的に点検・
	1-7 追加	指定に向けた取組は行っているか。	○生涯学習課による確認	毎年度(追加指 定されるまで)
		変更等の申請はあったか,適切に対 たか。	○生涯学習課による確認	毎年度
		指定地やその周辺において,災害や で・事件は起きなかったか。	○危機管理課, 生涯学習課による把 握・確認	毎年度

	·-		到9 る基本的指標と経過観察の手法 2/3 終過組察の手注		
分野	I -	過観察の基本的指標	経過観察の手法		
對	(実施の	有無,状況・内容の把握)	方法,点検主体	時期・期間	
2 活用		こどに関する情報の提供・発信 逐行ったか。	○生涯学習課,政策企画課(広報・ICT),商工観光課などによる把握・確認(集約・整理は生涯学習課	毎年度	
	2-2 学校教育において活かされているか。		○学校教育課による把握・確認・現地での体験学習の場(機会)の確保・小・中学校における授業・副読本の活用	毎年度	
	社会教育(生涯学習)において活かされているか。 2-4 観光振興・地域起こし・来訪者・利用者数・団体(観光客)はどのぐらいか。 2-5 ガイダンス機能の整備・充実に取り組んだか。 2-6 郡山城跡と他の文化財,観光資源をつな		○生涯学習課による把握・確認・現地での体験学習の場(機会)の確保・講演会の開催	毎年度	
			○生涯学習課,商工観光課による把握(集約・整理は生涯学習課)	毎年又は毎年度 の集計・整理	
			○生涯学習課による把握・確認・安芸高田市歴史民俗博物館における取組・説明板の整備・充実・パンフレットの活用・その他情報提供(発信)	毎年度	
			○生涯学習課,商工観光課による把握・確認(集約・整理は生涯学習課) ○来訪者へのアンケート調査の検討 (実際にどのような利用がされているか) ・安芸高田市歴史民俗博物館での 実施を検討	※アンケート調 査は計画期間	
3 整備		3-1 本質的価値を構成する要素 (A)の保存に関する整備は 行っているか。 3-2 本質的価値を構成する要素以 外の保存に関する整備は行っ ているか。	 ○生涯学習課による把握・確認 ・き損箇所の復旧 ・遺構の表現 ○生涯学習課による下記の事項の把握・確認 ・保存施設(説明板)の整備(新設,修繕・更新) ・本質的価値と一体的に歴史的環境を構成する要素(B)の保存に関する整備(復旧) 	毎年度 事業を予定して いる年度	

分	———— 経	 過観察の基本的指標	経過観察の手法	
分野	(実施の	有無,状況・内容の把握)	方法,点検主体	時期・期間
3 整備	主として 史跡の活 用に関わ る整備	3-3 遺構の表現を行ったか。 ・蓮池等の露出展示 ・井戸跡の表示 等々	○生涯学習課による把握・確認 ○実施した場合は専門家による確認	事業を予定して いる年度
		3-4 屋外展示施設(郡山城跡の地 形模型)を整備したか。	○生涯学習課による把握・確認	事業を予定して いる年度
		3-5 登山道(登城路を含む)・遊 歩道の整備(復旧)を行った か。	○生涯学習課による把握・確認	毎年度
		3-5 案内表示板の維持管理と整備 (更新) を行ったか。	○生涯学習課による把握・確認	毎年度
		3-6 郡山城跡からの眺望の確保を 行ったか。	○生涯学習課による把握・確認・眺望の状況・樹林の管理(間伐,枝打ち)	毎年度
		3-7 情報提供機能の充実・強化と 外国人観光客等への対応は行 われたか。		
		3-8 ガイダンス機能の整備・充実 に取り組んだか。(再掲)	※活用の「2-4」を参照	毎年度
	4-1 史跡の管理 るか。	団体となるよう取り組んでい	○生涯学習課による把握・確認	毎年度(管理団 体に指定される まで)
の	制 市民等への郡山城跡(文化財)に関わる		○生涯学習課による把握・確認	毎年度
מאו			○生涯学習課による把握・確認	毎年度
		どに関わる近隣市町,及び広 は図られているか。	○生涯学習課による把握・確認	毎年度

(2) 実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価(ステップ2)

実施した施策・事業は円滑に進められているか、効果はどうかの確認・評価を、次に 示す判断基準(視点)と方法をもとに行う。

ア 保存に関わる施策・事業の妥当性・効果

【妥当性・効果の判断基準(視点)】

- ○本質的価値を構成する要素 (A) の保存・整備、遺構の保存の方法は適切であるか。
- ○本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境を構成する要素 (B) の保存・整備 の方法は適切であるか。
- ○自然環境を構成する要素 (C) の整備(森林の管理)の方法は適切であるか。
 - ・遺構 (構成要素A・B) の保存に影響はないか (樹木によるき損)。
 - ・防災面への影響はないか。
 - ・森林の整備(間伐、枝打ち)が史跡の環境・景観に影響していないか。
- ○調査・研究の方法や内容は適切であるか。
- ○史跡の点検の方法や記録の整理、点検結果の活用・公開は適切であるか。

【確認・評価の方法】

- ○教育委員会生涯学習課による確認・評価
- ○外部評価:文化財保護審議会, 郡山城跡に関わる委員会, 専門家
- ○原則. 毎年度. 施策・事業の妥当性・効果を把握(分析)

イ 活用に関わる施策・事業の妥当性・効果

【妥当性・効果の判断基準(視点)】

- ○市民・来訪者の史跡(文化財)に関する知識・理解、及び満足度は高まっているか。
- ○史跡の来訪者・利用者は増えているか。
- ○ボランティアガイド(観光ガイド)やその利用は増えているか。利用者の評価はどうか。
- ○学校教育, 生涯学習(社会教育)での学びの場・対象として, 効果を発揮しているか。
- ○情報の提供・発信の方法や内容は適切であるか、効果を発揮しているか。
- ○史跡の利用は適切に行われているか。
 - ・ルールを逸脱した行為はないか
 - ・遺構や園路、施設・設備をき損していないか

【点検・確認の方法】

- ○アンケート調査又はヒアリング調査の実施(定期的な実施の検討)
- ○教育委員会生涯学習課及び関係部局による確認・評価(生涯学習課による集約・整理)
- ○関係する地域活動団体による確認・評価(生涯学習課による集約・整理)
- ○外部評価:文化財保護審議会, 郡山城跡に関わる委員会, 専門家
- ○原則, 毎年度, 施策・事業の妥当性・効果を把握(分析)

ウ 整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

【妥当性・効果の判断基準(視点)】

- ○郡山城跡路山城跡の復旧や遺構の表現は,適正に行われ,保存・活用に効果を発揮 しているか。
- ○自然環境を構成する要素(樹木)の整備の方法は適切であるか。(再掲:「保存」を 参照)
- ○遺構の表現(展示,表示,復元)は,本質的価値の顕在化,来訪者の理解につながっているか。
- ○公開・活用のための施設は、利用者の利便性・快適性に寄与しているか。

【点検・確認の方法】

※「イ 活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」に準じる。

エ 運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

【妥当性・効果の判断基準(視点)】

- ○保存(保存管理)・活用の体制は適切か、効果を発揮しているか。
- ○文化財に関する市民等への情報の提供や啓発, 地域活動への支援は, 適切であるか, 効果を発揮しているか。
 - ○市民・地域活動団体との連携、協働の取組は進んでいるか、効果を発揮しているか。
 - ○国, 県との情報の共有化, 連携の方法と内容は適切か。

【点検・確認の方法】

※「イ 活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」に準じる。

(3) 基本理念への寄与と改善点・課題の把握(ステップ3)

実施した施策・事業は基本理念「毛利氏の歴史文化を今に伝える郡山城跡の価値と特色を市民・地域の支えで永く守り、活かす」に、どの程度寄与しているかの評価を行う。その方法としては、ステップ1、2の結果及び郡山城跡に関わる委員会、その他学識経験者や市民・地域活動団体の意見を踏まえながら、教育委員会生涯学習課が中心となって、関係部局による協議を行い総合的に評価・判断する。

なお、施策・事業を実施し、すぐに基本理念に寄与するとは限らず、時間をおいて効果を発揮する場合、施策・事業の積み重ねで効果が顕在化する場合があることから、3 年後、5年後、一定期間、間隔を空けながら、継続的に評価・判断する。

さらに、分野(基本的指標)ごとの個別的な評価、総合的な評価・判断を踏まえながら、積み残した課題、新たな課題を把握し、PDCAサイクルを活用し、施策・事業の改善に反映させるとともに、必要に応じて本計画の見直しを検討する。

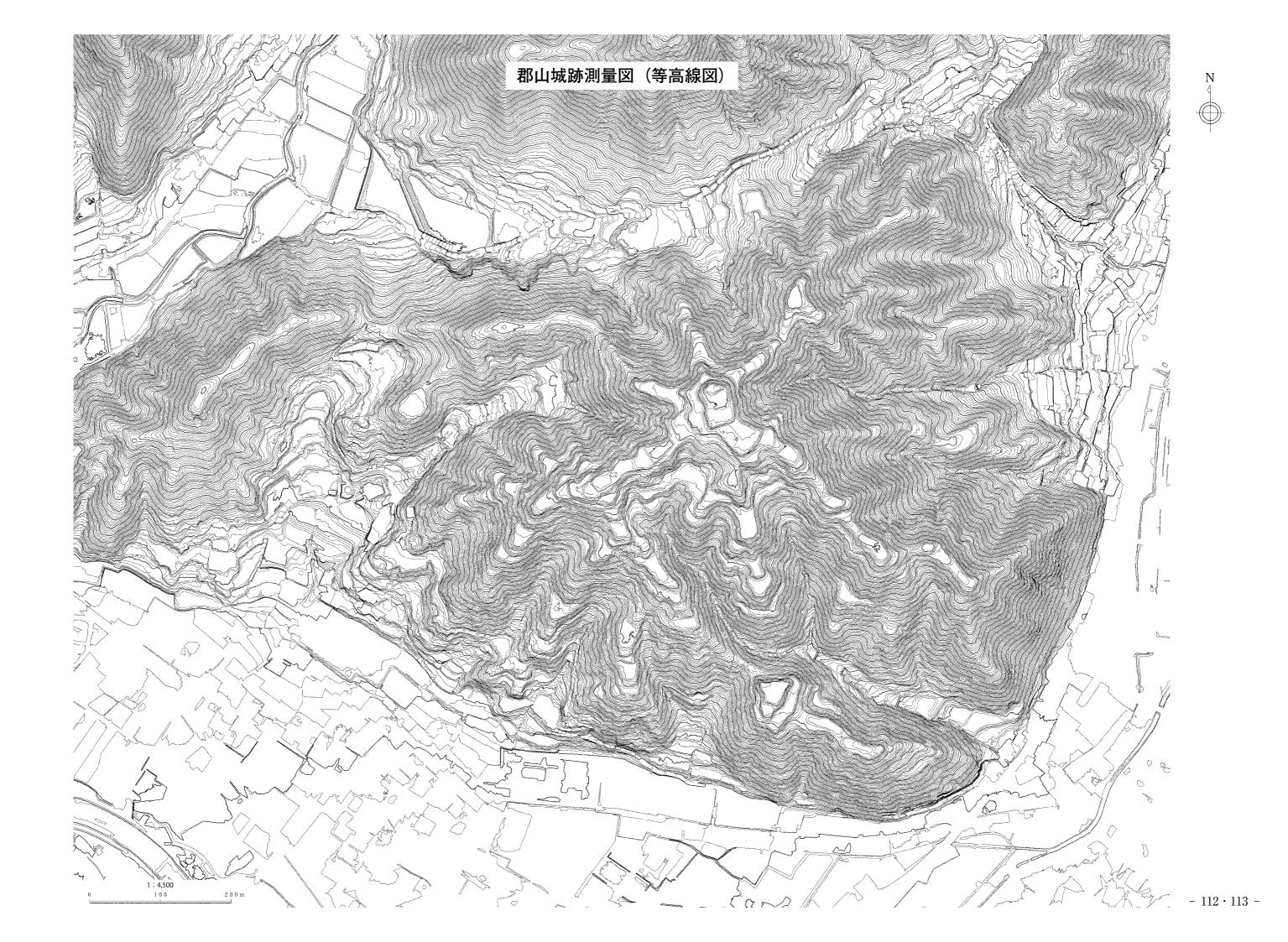
資料編

郡山城跡測量図(平面図): 等高線図

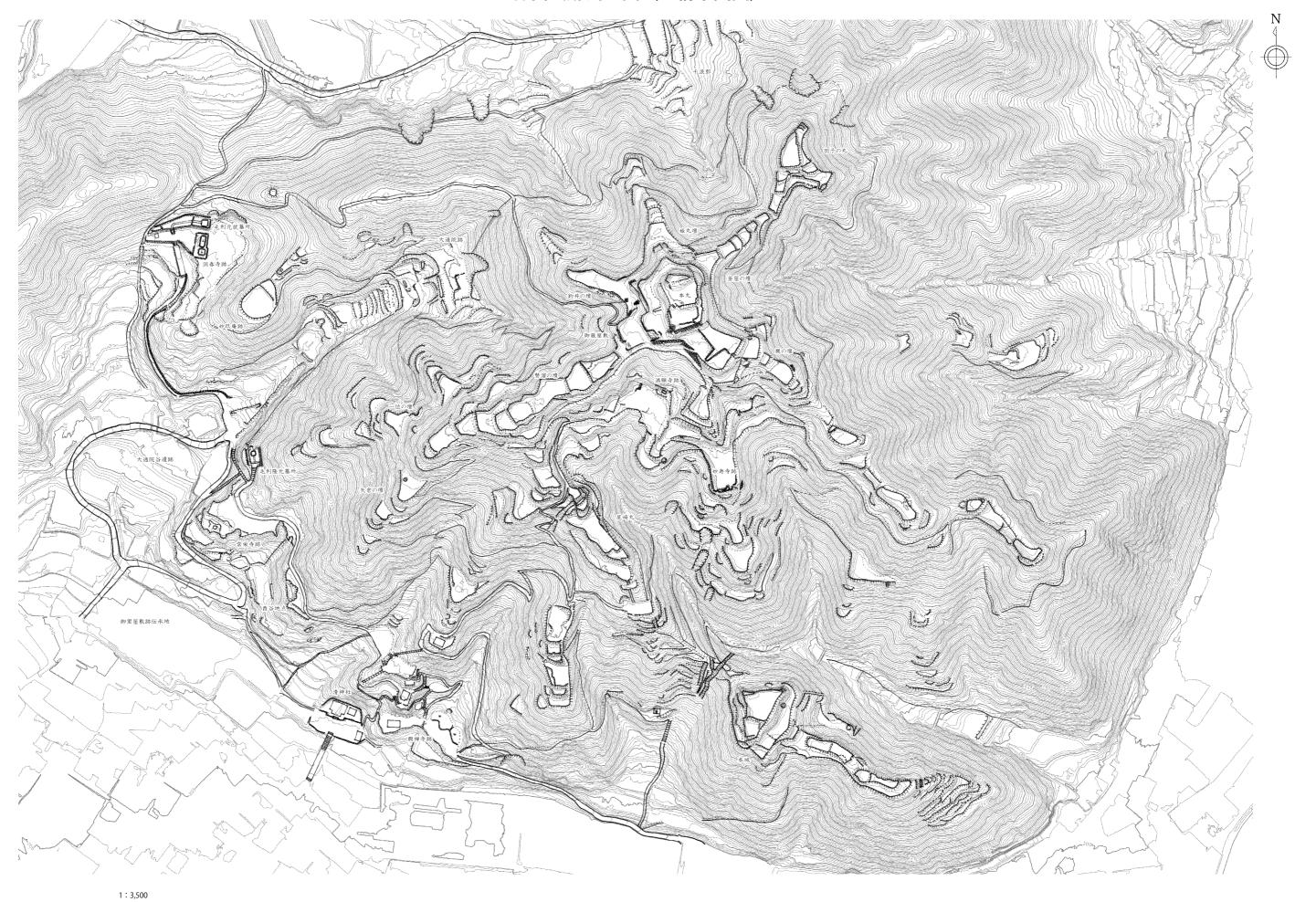
郡山城跡測量図(平面図)

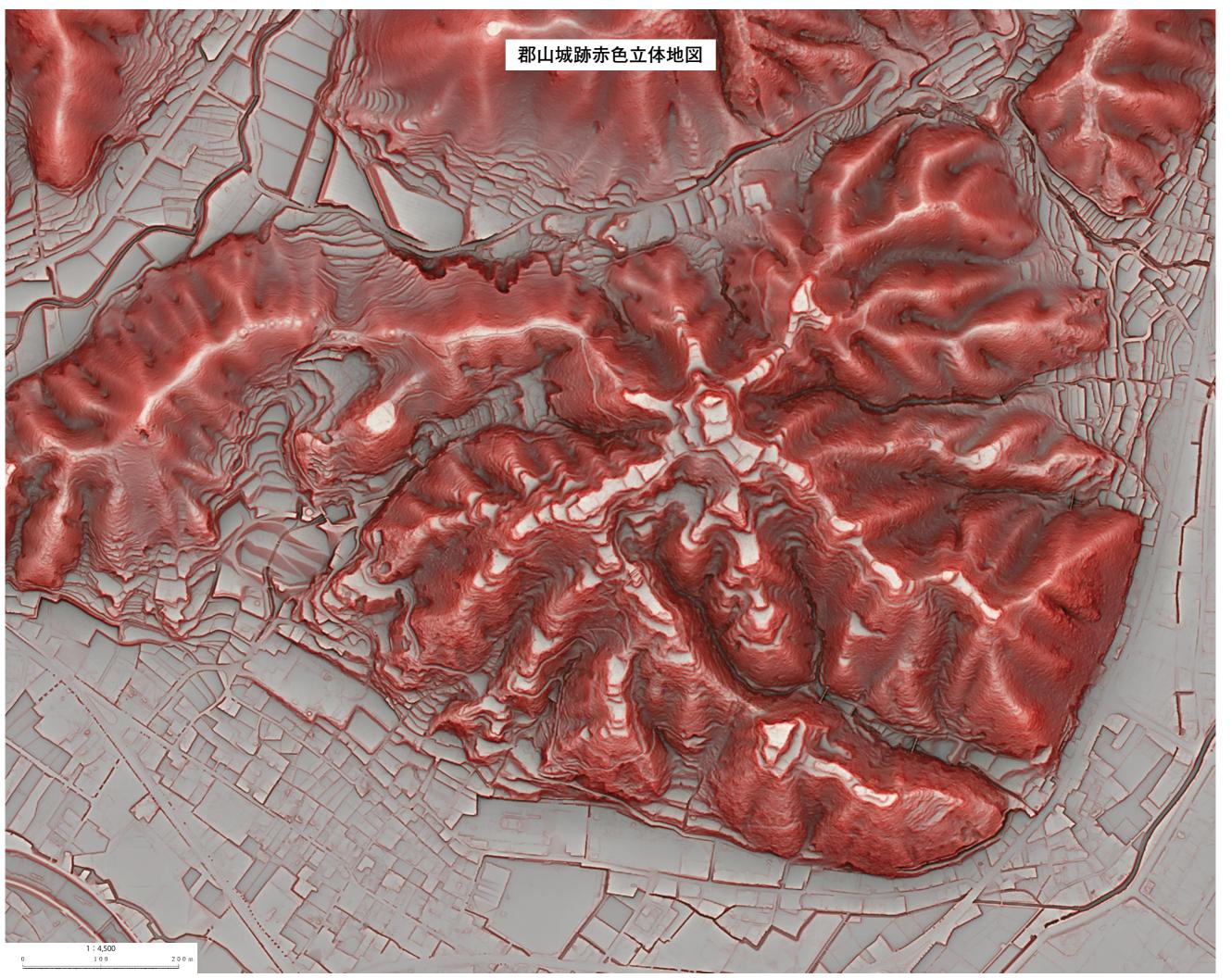
郡山城跡赤色立体地図

文化財保護法及び関連法令(抜粋)



郡山城跡測量図(遺構平面図)





文化財保護法及び関連法令(抜粋)

文化財保護法及び関連法令のうち、保存活用計画に関係する条文を掲載する。

文化財保護法 (抜粋)

昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

最終改正:令和2年6月3日(公布年月日:令和2年6月10日)

・令和2年法律第41号による改正(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活 用を図り、もつて国民の文化的向上に資するととも に、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるもの をいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古 文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて 歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのもの と一体をなしてその価値を形成している土地その 他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の 学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」 という。)
- 二 演劇,音楽,工芸技術その他の無形の文化的所 産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高い もの(以下「無形文化財」という。)
- 三 衣食住, 生業, 信仰, 年中行事等に関する風俗 慣習, 民俗芸能, 民俗技術及びこれらに用いられ る衣服, 器具, 家屋その他の物件で我が国民の生 活の推移の理解のため欠くことのできないもの (以下「民俗文化財」という。)
- 四 貝づか, 古墳, 都城跡, 城跡, 旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの, 庭園, 橋梁, 峡谷, 海浜, 山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地, 繁殖地及び渡来地を含む。), 植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域

の風土により形成された景観地で我が国民の生活 又は生業の理解のため欠くことのできないもの (以下「文化的景観 | という。)

- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)
- 2 この法律の規定 (第二十七条から第二十九条まで, 第三十七条,第五十五条第一項第四号,第百五十三 条第一項第一号,第百六十五条,第百七十一条及び 附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には, 国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定(第百九条,第百十条,第百十二条,第百二十二条,第百三十一条第一項第四号,第百五十三条第一項第七号及び第八号,第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の 歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできな いものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎 をなすものであることを認識し、その保存が適切に 行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣 旨の徹底に努めなければならない。

(国民, 所有者等の心構)

- 第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法 律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力し なければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重 な国民的財産であることを自覚し、これを公共のた めに大切に保存するとともに、できるだけこれを公 開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つ て関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければ ならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なもの を史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然 記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史 跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、 特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝 天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示 するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史 跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者

に通知してする。

- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の 規定による官報の告示があつた日からその効力を生 ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史 跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者 に対しては、第三項の規定による通知が到達した時 又は前項の規定によりその通知が到達したものとみ なされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天 然記念物の指定をしようとする場合において、その 指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値 の高いものであるときは、環境大臣と協議しなけれ ばならない。

(仮指定)

- 第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府 県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に 報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から 第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会 は,第百九条第一項若しくは第二項の規定による指 定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当た つては,特に,関係者の所有権,鉱業権その他の財 産権を尊重するとともに,国土の開発その他の公益 との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高

い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要が あると認めるときは, 文部科学大臣に対し, 又は文 部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べる ことができる。

(解除)

- 第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天 然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由 のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委 員会は、その指定又は仮指定を解除することができ
- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名 勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指 定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以 内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指 定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でない と認めるときは、文部科学大臣は、これを解除する ことができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

- 第百十三条 史跡名勝天然記念物につき,所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には,文化庁長官は,適当な地方公共団体その他の法人を指定して,当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設,設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、 あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他 の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第 百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受

けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は,文部科学省令の定める基準により,史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識,説明板,境界標,囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、 その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつ たときは、管理団体は、文部科学省令の定めるとこ ろにより、文化庁長官にその旨を届け出なければな らない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は,正当な理由がなくて,管理団体が行う管理若しくは復旧 又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み, 妨げ,又は忌避してはならない。
- 第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、 管理団体の負担とする。
- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、 管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける 利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の 一部を所有者の負担とすることを妨げるものではな
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物に つき観覧料を徴収することができる。
- 第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損 失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通 常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の補償の額は,管理団体(管理団体が地方公 共団体であるときは,当該地方公共団体の教育委員 会)が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条 第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。
- 第百十八条 管理団体が行う管理には,第三十条,第 三十一条第一項及び第三十三条の規定を,管理団体 が行う管理及び復旧には,第三十五条及び第四十七 条の規定を,管理団体が指定され,又はその指定が 解除された場合には,第五十六条第三項の規定を準 用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて, 史跡名勝

- 天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の 管理及び復旧に当たるものとする。
- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。
- 第百二十条 所有者が行う管理には,第三十条,第三十一条第一項,第三十二条,第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については,管理責任者がある場合を除く。)の規定を,所有者が行う管理及び復旧には,第三十五条及び第四十七条の規定を,所有者が変更した場合の権利義務の承継には,第五十六条第一項の規定を,管理責任者が行う管理には,第三十条,第三十一条第一項,第三十二条第三項,第三十三条,第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

- 第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記 念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られる おそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理 団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改 善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を 命じ、又は勧告することができる。
- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の 規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

- 第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史 跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場 合において、その保存のため必要があると認めると きは、管理団体又は所有者に対し、その復旧につい て必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には,第三十七条第三項及び第四項 の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等 の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに 該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物 につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若し くは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体,所有者又は管理責任者が前二条の規定 による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十四条 国が復旧又は滅失,き損,衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し,又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項,第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については,第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には,第四十三条第三項の規定を,第一項の規定による許可を 受けた者には,同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず,又は第三項で 準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件 に従わないで,史跡名勝天然記念物の現状を変更し, 又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対して は,文化庁長官は,原状回復を命ずることができる。 この場合には,文化庁長官は,原状回復に関し必要

な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認める ときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝 天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与え ることができる。

(環境保全)

- 第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の 保存のため必要があると認めるときは、地域を定め て一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要 な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者に は、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、 第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

- 第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の 法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は 建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史 跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要が あると認められるものを買い取る場合には、国は、 その買取りに要する経費の一部を補助することがで きる。
- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並 びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

- 第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、 史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画 (以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。) を作成し、文化庁長官の認定を申請することができ
- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のため に行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然 記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関 する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請が あつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存 活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであ ると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与す るものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるもので あること。
 - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存 活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する 認定文化財保存活用地域計画が定められていると きは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に 規定する事項が記載されている場合には、その内 容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影 響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものと して文部科学省令で定める基準に適合するもので あること。
- 5 文化庁長官は,前項の認定をしたときは,遅滞なく,その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
- 第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名 勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を 受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文 部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしよう とするときは、文化庁長官の認定を受けなければな らない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に 関する報告の徴収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二 第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団 体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天 然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その 変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七に おいて「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」と いう。)の実施の状況について報告を求めることが できる。

(認定の取消し)

- 第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然 記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号 のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、そ の認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

- 第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又 は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活 用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用 計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助 言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるとき は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡 名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境 保全の状況につき報告を求めることができる。

- 第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに 該当する場合において、前条の報告によつてもなお 史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することが できず、かつ、その確認のため他に方法がないと認 めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する 土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、 復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土 地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措 置をさせることができる。ただし、当該土地の所有 者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及 ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
 - 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存 に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、 又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然 記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調 査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、 第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四 十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

- 第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、 復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費に つき補助することができる。
- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は 同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行 つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定め るところにより、文化庁長官にその旨を報告しなけ ればならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用 を図るために行う事業に要する経費に充てるために 起こす地方債については、法令の範囲内において、 資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り,適切な配慮をするものとする。

文化財保護法施行令(抜粋)

昭和50年9月9日政令第267号

最終改正:平成31年4月1日(施行日)

・平成31年政令第18による改正

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

- 第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、 都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公 共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。 以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国に とつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認めら れる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上 特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げ る事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受 理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の 規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げ ない。
 - 一 法第三十五条第三項(法第八十三条,第百十八条,第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条,第百二十一条第二項(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。),第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
 - 二 法第四十三条第四項(法第百二十五条第三項に おいて準用する場合を含む。)の規定による現状 変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変 更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可 した現状変更等に係るものに限る。)
 - 三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。)及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。)及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
 - 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命 令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限 る。)
 - 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理, 同条第二項の規定による指示及び命令,法第九十 四条第一項の規定による通知の受理,同条第二項 の規定による通知,同条第三項の規定による協議, 同条第四項の規定による勧告,法第九十七条第一

- 項の規定による通知の受理, 同条第二項の規定による通知, 同条第三項の規定による協議並びに同 条第四項の規定による勧告
- 2 第九十三条第一項において準用する法第九十二条 第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二 項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定に よる届出の受理、同条第二項又は第七項の規定によ る命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条 第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条 第八項の規定による指示についての文化庁長官の権 限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自 治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二 条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」とい う。) の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見 に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員 会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合に あつては、当該指定都市の長))が行うこととする。 ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が 特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁 長官がその保護上特に必要があると認めるときは、 自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準 用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理 及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を 除く。)を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都 道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるも のにあつては第一号イ及び口に掲げる現状変更等が 指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第 一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区 域内において行われる場合、第二号に掲げるものに あつては指定都市等の区域内において公開が行われ、 かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等 の区域内に存するもののみである場合においては、 当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特 定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都 市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一 項, 第三項及び第四項の規定による許可及びその 取消し並びに停止命令
 - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして 当該重要文化財に指定された土地その他の物件 (建造物を除く。) の現状変更等
 - ロ 金属, 石又は土で作られた重要文化財の型取 り
 - 二 法第五十三条第一項,第三項及び第四項の規定 による公開の許可及びその取消し並びに公開の停 止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又 は指定都市等の区域内に存するもののみである場

合に限る。)

- 三 法第五十四条(法第百七十二条第五項において 準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定に よる調査(第一号イ及び口に掲げる現状変更等に 係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請 に係るものに限る。)
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都 道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに 掲げる現状変更等が市の区域(法第百十五条第一項 に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第 一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道 府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計 画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハに おいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教 育委員会が定めている区域を除く。以下この項にお いて「市の特定区域」という。) 内において行われ る場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園 又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同 号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する 場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特 定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。 以下この条において同じ。))が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げる ものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係 る地域内において行われるものに限る。)に係る 第百二十五条第一項並びに同条第三項において準 用する第四十三条第三項及び第四項の規定による 許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階 を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、 建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は 改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下 のものをいう。口において同じ。)で二年以内 の期間を限つて設置されるものの新築、増築又 は改築
 - 口 小規模建築物の新築, 増築又は改築(増築又 は改築にあつては, 建築の日から五十年を経過 していない小規模建築物に係るものに限る。) であつて, 指定に係る地域の面積が百五十へク タール以上である史跡名勝天然記念物に係る都 市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第 一項第一号の第一種低層住居専用地域, 第二種 低層住居専用地域又は田園住居地域におけるも の
 - ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて 同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては, 設置の日から五十年を経過していない工作物に 係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修

- 繕(それぞれ土地の掘削,盛土,切土その他土 地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- 二 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。) に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な 施設の設置又は改修
- ホ 電柱, 電線, ガス管, 水管, 下水道管その他 これらに類する工作物の設置又は改修
- へ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十 年を経過していない建築物等に係るものに限 る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係 る木竹については、危険防止のため必要な伐採 に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験 材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若 しくは生息状況の調査又は当該動物による人の 生命若しくは身体に対する危害の防止のため必 要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育,当該捕 獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は 当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水 族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されている ものを除く。)の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝 天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域 (当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府 県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管 理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記 念物の指定に係る地域内の区域に限る。) 又は 町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市 町村である町村であつて同条第二項に規定する 事務を行うこととされたものにあつては、管理 団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物 の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象と する場合に限る。) 又は市の教育委員会(当該 管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限 る。) が定めている区域のうち当該都道府県又 は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変 更等の態様, 頻度その他の状況を勘案して文化 庁長官が指定する区域をいう。) における現状 変更等
- 二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において 準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定 による調査及び調査のため必要な措置の施行(前

号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百 二十五条第一項の規定による許可の申請に係るも のに限る。)

- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は, 文部科学省 令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府 県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を 対象とする管理計画を定めようとするときは、あら かじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を 得なければならない。これを変更し、又は廃止しよ うとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち 市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育 委員会は、文部科学省令で定めるところにより、そ の旨を公示しなければならない。これを変更し、又 は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定 区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しな ければならない。
- 9 第一項本文,第二項本文,第三項及び第四項の場合においては,法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は,都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然 記念物の現状変更等の許可申請等に関する 規則(抜粋)

昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号 最終改正:平成 27 年 12 月 21 日文部科学省令第 36 号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第 八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の 規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天 然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。
 - 一 史跡 (特別史跡を含む。以下同じ。), 名勝 (特別名勝を含む。以下同じ。) 又は天然記念物 (特別天然記念物を含む。以下同じ。) の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の 所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者 の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡,名勝又は天然記念物の現状変更又は保存 に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。) を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは き損又は景観の変化その他現状変更等が史跡,名 勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者 の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに 事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とす

る現状変更等の場合における許可申請書には,前項 各号に掲げる事項の外,左に掲げる事項を記載する ものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図 面及び写真を添えなければならない。
 - 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域 の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる 資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは,所 有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者である ときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において, 許可申請者が管 理団体以外の者であるときは, 管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において,許可申請者が 管理責任者以外の者であるときは,管理責任者の 意見書
 - 九 前条第二項の場合において,許可申請者が発掘 担当者以外の者であるときは,発掘担当者の発掘 担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、 現状変更等をしようとする箇所を表示しなければな らない。

(終了の報告)

- 第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は 見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

- 第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により 現状変更について許可を受けることを要しない場合 は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡 している場合において、その価値に影響を及ぼす ことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指 定当時の原状(指定後において現状変更等の許可 を受けたものについては、当該現状変更等の後の

原状)に復するとき。

- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡 している場合において、当該き損又は衰亡の拡大 を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又 は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可 能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

- 第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名 勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六 十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を 求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定によ る同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。
- 2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条 第一項ただし書の規定により現状変更について同意 を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる 場合とする。

(管理計画)

- 第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる 事項を記載するものとする。
 - 一 史跡. 名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた教育委員会
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡, 名勝又は天然記念物の管理に関する基本 方針
 - 七 史跡, 名勝又は天然記念物の現状変更等の許可 の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可 の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜 粋)

昭和29年文化財保護委員会規則第7号 最終改正:平成27年9月11日文部科学省令第30号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第 十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条 及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規 定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を 次のように定める。

(標識)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。
- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
 - 一 史跡,名勝又は天然記念物の別(特別史跡,特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
 - 二 文部科学省(仮指定されたものについては,仮 指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十 二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一 項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有 者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示する ことを妨げない。)
 - 三 指定又は仮指定の年月日
 - 四 建設年月日
- 3 第一項の標識の表面の外, 裏面又は側面を使用する場合には, 前項第二号から第四号に掲げる事項は 裏面又は側面に, 裏面及び側面を使用する場合には, 前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第 四号に掲げる事項は側面に, それぞれ表示するもの とする。

(説明板)

- 第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき 説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて 記載するものとする。
 - 一 特別史跡若しくは史跡,特別名勝若しくは名勝 又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び 名称
 - 二 指定又は仮指定の年月日
 - 三 指定又は仮指定の理由
 - 四 説明事項

- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を 示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がな い場合その他特に地域を示す必要のない場合は、こ の限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が 指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件 に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若し くは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件 の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置す るものとする。

(境界標)

- 第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき 境界標は、石造又はコンクリート造とする。
- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱 とし、地表からの高さは三十センチメートル以上と するものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る 地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、 名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、 特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とする ことを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るも のとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の 境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点 に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外,標識,説明板,標柱,注意札又は境界標の形状,員数,設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は,当該史跡,名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において,環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき 囲いその他の施設については,前条の規定を準用す る。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

昭和26年文化財保護委員会規則第8号

最終改正:平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き,並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き,特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。),名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

- 第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条 第三項の規定による管理責任者を解任したときの届 出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとす る。
- 一 史跡, 名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考と なるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

- 第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項 の規定による所有者が変更したときの届出の書面に は、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡, 名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡. 名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は,当 該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を 添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

- 第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項 の規定による管理責任者を変更したときの届出の書 面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡, 名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所 変更の届出書の記載事項)

- 第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項 の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは 名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次 に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡, 名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所 在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡, 名勝又は天然記念物の減失, き損等の届出書 の記載事項等)

第六条 法第百十八条,第百二十条及び第百七十二条

第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、 名勝又は天然記念物の全部又は一部が減失し、き損 し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは 盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事 項を記載するものとする。

- 一 史跡. 名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所 在地
- 七 滅失,き損,衰亡,亡失又は盗難(以下「滅失,き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失, き損等の事実の生じた当時における管理の 状況
- 九 滅失, き損等の原因並びにき損の場合は, その箇 所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天 然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失,き損等の事実を知つた日
- 十二 滅失,き損等の事実を知つた後に執られた措置 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き、損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

- 第七条 法第百十五条第二項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。
- 2 地番, 地目又は地積の異動が分筆による場合は, 当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えら れた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡, 名勝又は天然記念物の管理 に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然 記念物の復旧の届出に関する規則(抜粋)

昭和29年文化財保護委員会規則第9号

最終改正:平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
 - 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の 所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 復旧を必要とする理由
 - 九 復旧の内容及び方法
 - 十 復旧の着手及び終了の予定時期
 - 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表 者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及 び図面を添えるものとする。
 - 一 設計仕様書
 - 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に 係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び 図面
 - 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは, 所有者及び権原に基く占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し,又は表示した事項を変更しようとするときは,あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その

結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨 を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

- 第四条 法第百二十七条第一項ただし書の規定により 届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当 する場合とする。
 - 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三 十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて 復旧を行うとき。
 - 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による 命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
 - 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等 の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡, 名勝又は天然記念物の復旧 の通知)

- 第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史 跡,名勝又は天然記念物の復旧の通知には,第一条 から第三条までの規定を準用する。
- 2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により 史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要 しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合 とする。
 - 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定 による同意を得て復旧を行うとき。
 - 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告 を受けて復旧を行うとき。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について(抜粋)

平成12年4月28日文部大臣裁定

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき,文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (二)次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
 - ①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策 定された「保存管理計画」に定められた保存管理 の基準に反する場合
 - ②史跡名勝天然記念物の滅失,き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じ ると認められる場合
 - ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八○条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
 ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の

立会いを求めること。

- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等 により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては,関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類, 図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち, 現状変更等の内容及び実施の方法の変更,許可申 請者の変更などの実質的な変更については,改め て現状変更等の許可を申請すること。ただし,許 可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質 的な変更ではないものについては,その旨を報告 すること。
- ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその 旨を報告すること。

Ⅱ 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五 年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建 築面積をいう。
- (二)次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新 があらかじめ予想される場合
 - ②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ケ月を超える場合
 - ③新築, 増築, 改築又は除却については, 当該新築 等に伴う土地の掘削, 盛土, 切土その他土地の形 状の変更が, 当該新築等に必要な最小限度のやむ を得ない規模を超える場合
- (三)新築,増築,改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八○条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八○条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。
- (四)新築, 増築又は改築については,「新築及び除却」, 「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可 の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号口関係

- (一) 新築, 増築, 改築又は除却に伴う土地の掘削, 盛土, 切土その他土地の形状の変更が, 新築等に必要な最 小限度のやむを得ない規模を超える場合には, 本号 による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二)新築, 増築, 改築又は除却の際に木竹の伐採を 伴う場合には, 当該木竹の伐採について, 別途, 法

第八○条第一項の規定による文化庁長官の許可又は 令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教 育委員会の許可を要する(法第八○条第一項ただし 書の維持の措置である場合を除く。)。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一)「工作物」には、次のものを含む。
 - ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ②既設の道路に設置される電柱,道路標識,信号機 又はガードレール
 - ③小規模な観測・測定機器
 - ③木道
- (二)「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八○号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装 をいう。
- (四)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には,道路の幅員の拡幅,路床の削平,側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六)工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八○条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八○条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

四 令第五条第四項第一号二関係

- (一)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、 法第七二条第一項の標識,説明板,境界標,囲さく その他の施設をいう。
- (二) 設置, 改修又は除却に伴う土地の掘削, 盛土, 切土その他土地の形状の変更が, 設置等に必要な最 小限度のやむを得ない規模を超える場合には, 本号 による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識, 説明板, 標柱, 注意札, 境界標又は囲さくその他の施設であって, 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては, その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通 信線を含む。
- (二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設 の際に掘削された範囲を超える場合には、本号によ

る許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号へ関係

- (一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断 して除去することをいう。
- (二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三) 木竹の伐採が、法第八○条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡毛利氏城跡(郡山城跡)保存活用計画

令和3年(2021)3月

発 行 安芸高田市教育委員会

編 集 安芸高田市教育委員会 生涯学習課

〒 731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 761 番地

電話:(0826)42-0054 FAX:(0826)42-4396